

官報

号
国会会議録

令和七年二月十三日

○第二百十七回 衆議院会議録 第四号

令和七年二月十三日(木曜日)

議事日程 第四号

令和七年二月十三日

午後一時開議

一 国務大臣の演説(米国訪問に関する報告について)

○本日の会議に付した案件

石破内閣総理大臣の米国訪問に関する報告についての演説及び質疑

午後一時二分開議

○議長(額賀福志郎君) これより会議を開きます。

○議長(額賀福志郎君) 御報告することがあります。

永年在職議員として表彰された元議員太田誠一君は、昨年十二月四日逝去されました。痛惜の念に堪えません。謹んで御冥福をお祈りいたします。

太田誠一君に対する弔詞は、議長において去る三日既に贈呈いたしております。これを朗読いたします。

〔総員起立〕

衆議院は、多年憲政のために尽力し、特に院議をもつてその功労を表彰され、さき到大蔵委員長、土地問題等に関する特別委員長長の要職につき、また再度国務大臣の重任にあたられた従三位旭日大綬章 太田誠一君の長逝を哀悼し、つつしんで弔詞をささげます。

国務大臣の演説(米国訪問に関する報告について)

○議長(額賀福志郎君) 内閣総理大臣から、米国訪問に関する報告について発言を求められております。これを許します。内閣総理大臣石破茂君。

〔内閣総理大臣石破茂君登壇〕

○内閣総理大臣(石破茂君) 私は、二月六日から八日まで米国ワシントンを訪問し、トランプ米大統領と日米首脳会談を行いました。その概要を報告いたします。

日米同盟は、我が国の外交、安全保障の基軸です。今回、トランプ大統領との初めてとなる対面での日米首脳会談では、安全保障や経済の諸課題、現下の国際情勢について、幅広く、率直な意見交換を行いました。

トランプ大統領とは、厳しく複雑な安全保障環境に関する情勢認識を共有し、日米同盟を新たな高みに引き上げていくことを確認しました。トランプ大統領に対しては、日米豪印、日米韓、日米比といった同志国連携を更に強化していくことの重要性を確認し、自由で開かれたインド太平洋の実現に向けて緊密に協力していくことを確認しました。

その上で、日米同盟の抑止力、対処力を高め、日米が直面する地域の戦略課題に緊密に連携の上、対処していくことで一致いたしました。私から、我が国の防衛力を今後とも抜本的に強化する旨を表明し、トランプ大統領はこれを歓迎しました。我が国の防衛力の在り方については、今後とも、我が国周辺の厳しい安全保障環境等も踏まえ、主眼的に判断をいたしてまいります。

トランプ大統領は、米国による核を含むあらゆる能力を用いた、日本防衛に対する米国の揺るぎないコミットメントを明確に表明しました。トランプ大統領との間で、日米安全保障条約第五条が尖閣諸島に適用されることを改めて確認いたしました。私から沖縄の負担軽減の必要性を説明し、トランプ大統領との間で、辺野古における普天間飛行場代替施設の建設及び普天間飛行場の返還を含む沖縄統合計画に従った在日米軍再編を着実に実施していく旨を確認しました。

経済分野については、私から、我が国が五年連続で最大の対米投資国であることを述べ、トランプ大統領との間で、経済面でも両国が緊密なパートナーであることを確認しました。私から、対米投資額を一兆ドルという未だかつてない規模まで引き上げたい、そのために共に取り組んでいきたいとの意思を伝え、トランプ大統領から、日本企業による対米投資に対する強い歓迎の言葉がありました。

その上で、両国におけるビジネス環境を整備して投資、雇用を拡大していくこと、互いの産業を強化するとともに、AIや先端半導体等の技術分野における開発で世界をリードすること、また、成長するインド太平洋の活力を取り込む取組を力強く推進していくことを通じて、日米のパートナーシップを更に高い次元に引き上げていくとの認識で一致しました。また、双方に利益のある形で、日本へのLNG輸出増加も含め、両国間でエネルギー安全保障の強化に向けて協力していくことを確認いたしました。

日米は互いの国において最大規模の海外直接投資と質の高い雇用を創出していること、両国の産業は相互のサプライチェーンにおいて極めて重要

な役割を果たし続けることを確認しました。こうした関係は、我が国の経済、産業にも大きく寄与するものです。

中国、北朝鮮等の地域情勢についても意見交換を行いました。中国をめぐる諸課題については、東シナ海や南シナ海等におけるあらゆる力又は威圧による一方的な現状変更の試みに反対することを確認いたしました。また、トランプ大統領との間で、台湾海峡の平和と安定の重要性を強調いたしました。

また、北朝鮮については、情勢について認識を共有し、核、ミサイル問題に共に対処する必要性や、北朝鮮の完全な非核化に向けた確固たるコミットメントを確認しました。また、拉致問題の即時解決について、私から引き続きの理解と協力を求め、トランプ大統領から全面的な支持を得ました。

日米首脳会談の成果として、今後の日米協力のいわば羅針盤となる文書として、日米首脳共同声明を発出しました。また、率直な意見交換を通じて、トランプ大統領との信頼関係構築に向けた一歩とすることができたことは、今後に向けた大きな成果でありました。

今回、発足したばかりのトランプ政権との間で、日米同盟の揺るぎない結束を国際社会に力強く示すことができたと考えております。今回の成果を踏まえつつ、日米同盟を新たな高みに引き上げるとともに、自由で開かれたインド太平洋の実現に向けて、米国と更に連携協力を深めていく考えでございます。

以上でございます。(拍手)

国務大臣の演説(米国訪問に関する報告についでに対する質疑)

○議長(額賀福志郎君) ただいまの発言に対して質疑の通告があります。順次これを許します。星野剛士君。

(星野剛士君登壇)

○星野剛士君 自由民主党の星野剛士です。

私は、自由民主党・無所属の会を代表して、石破総理の訪米帰朝報告について、全て総理に質問をいたします。(拍手)

まず、今般、第二期トランプ政権の発足から間もないタイミングで日本の総理として訪米し、トランプ大統領との初めてとなる対面での日米首脳会談を実施したことは、大変意義深かったと考えております。今次訪問により、日米で、自由で開かれたインド太平洋の実現に向けて緊密に協力する決意、そして、一層盤石な日米関係を対外的に示すことができたと考えております。今回の訪米の意義と成果をお聞かせください。

今回の日米首脳会談で、少人数での会合及びワーキングランチの合わせて約一時間五十分の意見交換を通じ、幅広いテーマを扱われたと承知しております。取り上げられた中で大きなテーマの一つが、日米両国の安全保障協力の更なる強化であったと思います。

総理とトランプ大統領は、中国による力による一方的な現状変更の試み、北朝鮮の核・ミサイル開発を含む厳しく複雑化する安全保障環境に関する情勢を認識した上で、今後の日米同盟の抑止力、対処力の一層の強化について意見交換されたのだと思います。会談を通じて達成された日米安全保障協力に関する具体的な成果をお聞かせください。

経済面においても、大きな成果があったと考えます。

総理は、対米投資額を一兆ドルというまだかつてない規模まで引き上げたいとの意向を示されました。両国における投資、雇用の更なる拡大、そのためのビジネス環境の整備、AIや先端半導体などの先端技術開発、エネルギー安全保障の強化といった幅広い分野での協力を推進していくことを確認されたと承知しております。会談を通じて達成された日米経済協力に関する具体的な成果をお聞かせください。

また、日本製鉄によるUSスチール買収について、トランプ大統領は、買収ではなく投資で合意したと述べておりますが、本件について、会談ではどのようなやり取りが行われたのでしょうか。

国際情勢のうち、中国に関して、東シナ海や南シナ海等における同国による力又は威圧による一方的な現状変更の試みは継続しております。このような中国情勢に対して米新政権とどのように対応していくのか、お考えをお聞かせください。今回の首脳会談でトランプ大統領とどのような議論が交わされたのかも、併せてお聞かせ願いたいと思います。

北朝鮮情勢に関して、核、ミサイル問題や拉致問題を含め、日本との間では未解決の問題も多いですが、今回の首脳会談ではトランプ大統領との間でどのような議論が交わされたのか、お聞かせください。トランプ大統領は、北朝鮮についての発言で、核保有国との表現を使ったり、金正恩委員長との会談の実施に意欲を示していると承知しておりますが、今回の米国訪問の成果も踏まえ、北朝鮮情勢に米新政権とどのように対応していくお考えでしょうか。

今回の首脳会談は、トランプ大統領と総理との間で行われたものとしては初めてでありました。今回の訪米で、総理はトランプ大統領と個人的な信頼関係を築かれたことと思いますが、トランプ大統領との間でどのような個人的なやり取りが行われたのか、可能な範囲でお聞かせください。

また、短い米国での滞在時間の中で、アーリントン国立墓地を訪問され、無名戦士の墓への献花を行われました。米国の各軍等が整列し、日米両国の国歌が演奏される中、献花を行ったことは、意義深いものだったと評価をしております。総理自身が訪問に込めた思いと、振り返っての所感をお聞かせください。

今回の首脳会談の成果として、日米首脳共同声明を発出されたと承知しております。トランプ大統領との初の会談で成果文書が発出することができたことは、高く評価されるべきものと考えていますが、日米首脳共同声明を発出した意義と、この共同声明を今後の日米協力にどのように生かしていきたいかをお聞かせください。

最後に、今回の訪米で改めて確認された、日米間の重層的な友好関係とかつてなく強固な日米関係の下、引き続き、日米両国が自由で開かれたインド太平洋の実現に向けて緊密に協力し、より一層連携を深めていくことで、日米関係の更なる発展への期待を申し上げ、私の質問を終わります。御清聴ありがとうございました。(拍手)

(内閣総理大臣石破茂君登壇)

○内閣総理大臣(石破茂君) 星野剛士議員の御質問にお答えをいたします。

今回の訪米の意義と成果についてお尋ねをいただきました。

今回の日米首脳会談では、トランプ大統領との

間で、安全保障や経済の諸課題、現下の国際情勢について、幅広く、率直な意見交換を行いました。

その中で、厳しく複雑な安全保障環境に関する情勢認識を共有し、自由で開かれたインド太平洋の実現に向けて緊密に協力し、日米同盟を新たな高みに引き上げていくことを確認をいたしました。

率直な意見交換を通じて、大統領との信頼関係構築に向けた一歩とすることができましたことは、今後に向けて大きな成果であったと考えております。

日米安全保障協力についてでございますが、一般の会談において、同盟の抑止力、対処力を高め、日米が直面する地域の戦略的課題に緊密に連携の上、対処していくことで一致いたしました。私からは、日本の防衛力の抜本的強化への揺るぎないコミットメントを表明し、トランプ大統領はこれを歓迎いたしました。

トランプ大統領は、合衆国による核を含むあらゆる能力を用いた、日本の防衛に対する合衆国の揺るぎないコミットメントを強調しました。また、日米安全保障条約第五条が尖閣諸島に適用されることを改めて確認をいたしました。

これらを踏まえ、私と大統領から関係閣僚に対し、日米2プラス2の早期開催を指示いたしましたところでございます。

経済分野での成果及びUSスチールについてお尋ねをいただきました。

日米首脳会談では、私から、対米投資額を一兆ドル規模まで引き上げたい、そのために共に取り組みたいとの意思を伝え、トランプ大統領から強い歓迎の言葉がありました。

一般の会談では、両国におけるビジネス環境を整備して投資、雇用を拡大していくこと、互いに産業を強化するとともに、AIや先端半導体等の技術分野における開発で世界をリードすること等を通じ、日米のパートナーシップを更に高い次元に引き上げていくとの認識で一致いたしました。双方に利益のある形で、日本へのLNG輸出増加も含め、エネルギー安全保障の強化に向けて協力していくことを確認いたしました。

USスチールへの投資計画につきましては、どちらかが一方的な利益を得るというような単なる買収ではなく、日本の技術と資金を活用して米国に大胆な投資を行うことで、米国や世界が求める優れた製品を共に生み出し、日米が共に利益を得る、いわばウィン・ウィンになるものにして、このような認識を共有したところであります。

対中関係についてのお尋ねをいただきました。今回の日米首脳会談では、東シナ海や南シナ海等における力又は威圧によるあらゆる一方的な現状変更の試みに反対することを、トランプ大統領との間で確認をいたしました。

地域における法の支配、平和と安定を日米の協力の下で堅持していくことは、日米のみならず、国際社会全体にとっても極めて重要であります。引き続き、同盟国である合衆国との強固な信頼関係の下、中国に対して、その立場にふさわしい責任を果たしていくよう働きかけてまいります。

北朝鮮問題についてのお尋ねを頂戴しております。一般の会談では、北朝鮮情勢について認識を共有し、核、ミサイル問題に共に対処する必要性や、北朝鮮の完全な非核化に対する確固たるコミットメントを確認をいたしました。

拉致問題に関しましては、その即時解決について、私から引き続きの理解と協力を求め、トランプ大統領から全面的な支持を得ました。

一般の会談を踏まえ、首脳間を始めとする強固な信頼、協力関係の下、拉致、核、ミサイル問題を含む北朝鮮への対応において、日米間で緊密に連携をいたしてまいります。

トランプ大統領との信頼関係構築についてお尋ねがございました。

トランプ大統領との個人的なやり取りについて一例を申し上げます。私から、会談の場で、昨年七月の銃撃事件に関する私なりの受け止めを述べました際、また、マイク・アメリカ・グレート・アゲインは、フォーガットンピープル、忘れられた人々に対する思いやりではないかと私なりの解釈をお伝えした際、大統領との間で人間味の感じられるやり取りができたのではないかと考えております。

もちろん、信頼関係の構築は一朝一夕にできることではありませんが、今回の会談は、トランプ大統領との信頼関係構築に向けた貴重な一歩となったと受け止めておるところでございます。アーリントン国立墓地における献花についてでございます。

アーリントン国立墓地は、米国バージニア州に所在する米陸軍省管理の国立墓地、戦没者の慰霊施設であります。

今般、私は、同墓地におきまして、米国の各軍が整列し、日米両国の国歌が演奏される中、献花を行いました。

莊厳な雰囲気の中、自国のために戦い、命を失った兵士らに敬意を表する貴重な機会となったと考えております。

首脳共同声明の意義等についてお尋ねをいただきました。

今回の日米首脳会談では、会談の成果として首脳声明を発出いたしました。これは、今後の日米協力のいわば羅針盤となる文書であります。

首脳声明を含む今回の成果を踏まえつつ、日米同盟を新たな高みに引き上げるとともに、自由で開かれたインド太平洋の実現に向け、米国と更に連携協力を深めていく考えでございます。

以上であります。(拍手)

○議長(額賀福志郎君) 武正公一君。

(武正公一君登壇)

○武正公一君 立憲民主党、武正公一です。

石破総理の米国訪問に関する報告に対して、会派を代表して、立憲民主党・無所属を代表して、以下御質問いたします。(拍手)

冒頭、インフラ災害と言われる八潮市の下水道管破裂による道路陥没事故については、運転手の方の一日も早い救出とともに、深度深き大口径管路の検査方法の見直し、経年劣化は自治体のみならず、国としての責任からの取組についても規模等に応じて検討すること、以上、御所見をお聞きます。

石破総理、日米首脳会談、お疲れさまでした。会談は、おおむね良好に進んだと受け止めます。準備に当たられた関係者の皆様に敬意と感謝を申し上げます。

特に安全保障面で、日米同盟を開かれたインド太平洋の礎として、クアッド、日米韓、日米豪、日米比の連携、尖閣諸島への日米安保条約第五条の適用、中国の現状変更の試みへの反対の意、北朝鮮の完全な非核化、拉致問題即時解決の支持などが明記されました。これらを評価します。

なお、米口首脳による電話会談が行われ、ウクライナ停戦に向けて交渉開始合意と報じられています。ゼレンスキー大統領は米国ベッセント財務長官と面談しています。国連総会に、日本を含め、ウクライナ停戦決議案の提出が検討されています。領土割譲がウクライナ抜きに米口の取引材料とならないよう求めます。

伺います。日米安全保障条約第五条が尖閣諸島に適用されることを確認するに当たって、尖閣諸島が日本の領土であることについて、改めて説明しましたか。我が国の領土であることについて、米国の立場は変更ないままでしょうか。

我が国は、自由で開かれたインド太平洋の中身として、法の支配を非常に重視しています。これまでの日米間の文書にも明記されております。なぜ、共同声明では法の支配という文言が抜け落ちているのですか。トランプ大統領の、ガザ住民の強制移動やグリーンランドの所有などの発言を意識してのことですか。トランプ大統領が来日された際、首脳会談、共同声明では、必ず法の支配という文言を明記することを約束していただけですか。今月、ミュンヘン安全保障会議でG7外相会合があります。岩屋外務大臣から、我が国政府として法の支配を重視することが明確に示されるでしょうか。そして、G7外相会合声明などの文書に明記されるでしょうか。伺います。

石破総理は、二〇二七年度以降の防衛費増額を首脳会談で言及したのではないのでしょうか。共同声明には、「米国は、日本の防衛予算増加の好ましい傾向により下支えされた、二〇二七年度までに日本を防衛する主たる責任を確固たるものとする能力を構築すること、そして、この重要な基盤の上に、二〇二七年度より後も抜本的に防衛力を

強化していくことに対する日本のコミットメントを歓迎した。」と書かれています。

要は、日本の防衛予算増加の重要な基盤の上に、二〇二七年度より後も防衛力を強化していく日本のコミットメントとは、明確な次期五か年計画防衛予算の増額を意味するのではないのでしょうか。言われてやるのではなく、日本が自ら決めるとして、対GDP比三％への増額を約束したのではないのでしょうか。

加えて、トランプ大統領が十億ドルの装備品売却を承認したと発言した内容、具体的に何に当たりましたか。追加で、承認される装備品の言及はありませんか。いかがでしょうか。

また、トランプ大統領は、自動車への関税について、現地十日、自動車は大きなテーマだと、医薬品、半導体とともに関税化を示唆しましたが、これについて今回の会談で何か言及はあったのでしょうか。

加えて、我が国政府は、第一期トランプ政権時、TPPを離脱した米国との間で日米貿易協定を締結し、我が国が米国産の牛肉、豚肉について関税引下げを約束した一方、TPP協定で約束されていた我が国からの自動車・自動車部品の関税撤廃については、関税の撤廃に関して更に交渉するとされるにとどまり、その後、日米間では交渉開始に向けて動きが見られません。我が国政府は、日米貿易協定の自動車関税に関する交渉を今後どうしていくつもりなのでしょうか。伺います。

アラスカのLNG開発については、要する経費は四百四十億ドルとされています。サハリン、2はそれぞれ、百二十億ドル以上、二百億ドル以上とされています。アラスカでの開発が進んでこ

なかったのは、サハリンに比べ環境問題に懸念があるためとされています。

民間企業任せでなく、政府としてより積極的な対応が求められると考えますが、そのときは、巨額な資金拠出並びに政府の支援や保証を想定していますか。伺います。

為替については、共同記者会見で、日米の財務相間で緊密な議論を継続させていくと石破総理は述べ、早速、ベッセント米国財務長官の表敬を受けました。

首脳会談で為替についてのやり取りはありましたか。また、現下の物価高騰の原因が行き過ぎた円安にあると考えますが、物価目標二％まで金融緩和を続けるとした、政府が日本銀行と交わしたアコード、共同声明の見直しが必要と考えますが、いかがでしょうか。伺います。

外務省の国際機関への拠出金、分担金については、円安時の令和四年度で千九百億円、令和五年度で千三百億円の貨幣交換差減金が支出されました。また、防衛装備品のFMSでの購入の影響を、昨年十一月、会計検査院は、令和五年度の防衛支出が円安により千二百三十九億円増えたことを明らかにしました。令和五年度、外務、防衛両省で、円安の影響による支出増額は二千五百億円に上ります。

円安による支出増額を回避するため、拠出金、分担金は補正予算でなく当初予算に計上すべきであり、FMS支出は後年度負担による複数年度の支払いを避けること、あわせて、外為特会の外国為替及び外国通貨の活用を図ってはいかがでしょうか。お尋ねいたします。

気候変動対策の国際ルール、パリ協定及びWHOからの離脱について、石破総理はトランプ大統領

領に意見を述べられたのか、国際協調の重要性についてどのような議論を行ったのか、お答えください。石破総理が考える日米関係の黄金時代とはどのような日米関係なのか、そして、米国を自由貿易、国際協調につなぎ止めるため、どう取り組んでいくつもりなのか、総理のお考えを伺います。

会談後、米国が輸入する鉄鋼、アルミニウムの二五％関税を例外なくかけることがトランプ大統領から発表されました。首脳会談で大統領から発言があったのでしょうか。また、日本にも適用されたときの経済的な影響をどう試算しますか。林官房長官は、十二日の記者会見で、我が国を除外するよう申入れを行ったとされましたが、いつ、誰に、どのように、どんな申入れを行ったのでしょうか。総理から、豪州のアルバーニ首相のように、直接トランプ大統領に伝える考えはありますか。お答えください。

日本製鉄によるUSスチールへの対応は、会談後の記者会見でトランプ大統領は、買収ではなく多額の投資を行うことで合意したと述べましたが、その後、トランプ大統領は、日本製鉄がUSスチールに対し過半数を出資することはないと発言しました。

このことは、総理は事前に知らされていたのですか。会談でトランプ大統領と議論された内容と一致しますか。林官房長官は、二月十日、記者会見で、大胆な投資を検討していると発言しましたが、具体的に何を意味するのか。首脳会談で、日本製鉄によるUSスチールの株式取得について、過半数株式取得も含め、何らかのやり取りがあったのでしょうか。以上、伺います。

共同声明には、「北朝鮮の完全な非核化に対す

る確固たるコミットメントを改めて確認した。」と明記され、石破総理は、トランプ大統領との間で北朝鮮の非核化方針を共有したと述べています。

一方、トランプ大統領は、就任後、北朝鮮を核保有国と発言しました。非核化の道筋なども含め、トランプ大統領の、北朝鮮は核保有国という発言の真意は確認したのでしょうか。北朝鮮を核保有国と認めることはないとの方針も共有できたのでしょうか。御質問いたします。

首脳会談では、トランプ大統領から、拉致問題の即時解決の協力への支持も表明されました。首脳会談において、石破総理は、我が国として何ができると説明したのでしょうか。米国の協力を得て、拉致問題の解決に向け、どのように取り組んでいくつもりなのでしょうか。御質問いたします。

トランプ大統領は、パレスチナ自治政府のガザ地区を米国が引き継ぎ、所有する旨を発言し、さらに、報道によれば、十五日までにハマスが人質を解放しなければ地獄を見ることになる、発言はエスカレートしています。

首脳会談において、石破総理からトランプ大統領に対して、イスラエルとパレスチナ自治政府による二国家解決を日本は支持することを伝えたのでしょうか。そして、ガザを米国が所有するとの発言の真意について確認はされたのでしょうか。

総理の後にトランプ大統領と面談したヨルダン国王は、面談時にガザ所有に異を唱えたことを明らかにしています。また、我が国として、このような方針を支持できないことを表明するべきではないでしょうか。伺います。

さらに、共同声明では、核を含む拡大抑止の更なる強化について言及していますが、核兵器禁止

条約や核軍縮については言及がありません。首脳会談において、核兵器禁止条約又は我が国のオプザバー参加について、石破総理から何か説明はされたのでしょうか。トランプ大統領の訪日が実現した際には、被爆地を訪問いただき、被爆の実相に触れていただくべきと考えますが、総理の考えを伺います。

今回、石破総理の持論である日米地位協定の改定や米軍関係者による犯罪の防止策については言及がありませんでした。石破総理は、沖縄国際大学に米軍ヘリコプターが墜落する事故が発生した際の防衛庁長官であり、総理就任前から日米地位協定の改定に意欲を示してきました。しかし、総理就任後はトーンダウンをしています。今回の首脳会談では、この改定に向けた議論を提起したのでしょうか。

また、両政府の合意がなければ公開しないとされる日米合同委員会の議事録を、三十年経過のものとは原則公開すべきと考えますが、御所見を伺います。

また、米軍関係者による犯罪について、首脳会談では、在日アメリカ兵による性犯罪が頻発している実態を伝え、綱紀粛正や、パトロールについて未実施のものは速やかに実施することや、新たな再発防止策を講ずるよう求めたのですか。お尋ねいたします。

トランプ大統領による中国への追加関税に対して中国が報復関税を発表するなど、今後も米中対立は更に厳しさを増すことが予想されます。

一方、昨年十一月の日中首脳会談、十二月の日中相会談と、石破政権は中国との会談を重ねています。中国との対話を重ねることは評価します。とはいえ、石破政権は、トランプ政権下の米

中関係にどのように関与し、地域の平和と安定にどのように寄与していこうと考えているのでしょうか。お尋ねいたします。

外交は、首脳同士の信頼関係の構築と考えます。また会いたいと言ってもらえる関係をと、帰国後、総理は述べているようですが、言うべきことを言わずに終わったことで、今後の首脳会談で突如言い出せば、手のひら返しと受け取られかねません。表向き、日米首脳会談は円満に終わったと言われますが、正直、課題が残ったと言わざるを得ません。

日米関係は、時間をかけて、政治家、経済界、民間を通して重層的に信頼関係を築いてきました。日米関係をウイン・ウインのものとして、両国の国民が良好な関係を求めることで、関係は深化し安定し、連携は強固になり、安全保障面での抑止力も強化されます。

日米間の重層的な関係の継続的な構築、ミニラテラルやG7、EU、ASEANなどの枠組みの効果的な活用、国際社会での日本の求められる役割を自覚しながら、短期的な日米関係のみならず、長期的、国際的な国益を鑑みて、戦略的に外交を展開することの重要性を指摘して、質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

(内閣総理大臣石破茂君登壇)

○内閣総理大臣(石破茂君) 武正公一議員の御質問にお答えをいたします。

埼玉県八潮市の道路陥没事故についてのお尋ねを頂戴いたしております。

一昨日、埼玉県知事から表明がありましたように、トラックの運転席の中に取り残されている可能性があり、救助活動のため、バイパスとなる下

水管を設置し、汚水を迂回させる等の方針と承知をいたしております。政府といたしましても、一刻も早く救助活動や応急復旧が進みますよう、引き続き、専門家の派遣など最大限の協力を行ってまいります。

全国の下水道において同様の事故の再発防止のため、政府として、二月中に国土交通省に有識者委員会を設置し、点検手法の見直しなど、大規模な道路陥没を引き起こすおそれのある地下管路の管理の在り方などについて検討を進め、早期に結論を得て、これに基づき迅速かつ着実に対応をいたしてまいります。

その上で、本年六月目途に策定することといたしております国土強靱化実施中期計画の中で、今回の事故も踏まえた下水道の老朽化対策を含め、インフラの強靱化に必要な対策を盛り込むべく、検討を加速いたしてまいります。

尖閣諸島についてでございます。

尖閣諸島は、歴史的にも国際法上も疑いのない我が国固有の領土であり、解決すべき領有権の問題はそもそも存在をいたしておりません。

その上で、合衆国政府は、尖閣諸島に関する日本の立場を十分理解し、尖閣諸島をめぐる情勢について、我が国の側に立つて緊密に連携していくとの立場であると理解をいたしており、今回も、私とトランプ大統領との間で、日米安全保障条約第五条が尖閣諸島に適用されることを含め、こうした合衆国の立場につきまして改めて確認をしたところでございます。

我が国としては、引き続き、領土、領海、領空を断固として守り抜くとの決意の下、合衆国とも連携しつつ、尖閣諸島をめぐる情勢に対して冷静かつ毅然と対応をいたしてまいります。

成果文書における法の支配の文言についてお尋ねをいただきました。

法の支配につきましては、自由で開かれたインド太平洋の中核的な理念であり、今回の共同声明でも、自由で開かれたインド太平洋を堅持することを確認をいたしております。

また、会談の中で、私から、力又は威圧によるあらゆる現状変更への試みに強く反対する旨申し述べ、これを共同声明でも確認をいたしました。が、これはまさに法の支配の重要な要素であります。

今回の共同声明の交渉の詳細に関しては、米側との関係もあり差し控えますが、いずれにせよ、我が国として、法の支配を重視する立場に全く変わりはなく、今回の会談では、この立場を踏まえて、様々な課題についてトランプ大統領と議論を行いました。

なお、今後の日米やG7を始めとする外交上のやり取りを受け発出される成果文書の具体的内容について、現時点で予断を持ってお答えすることは差し控えさせていただきます。

二〇二七年度より後の防衛費と米国からの装備品売却についてお尋ねがありました。

現行の国家防衛戦略におきまして、防衛力の抜本的強化は将来にわたり維持強化していく必要があるとされており、一般の日米共同声明における、二〇二七年度より後も抜本的に防衛力を強化していくことは、現行の国家安全保障戦略等に基づく既存のコミットメントを再確認したものでございます。

その上で、二〇二七年度より後の防衛力整備の具体的な内容につきましては、その時点で安全保障環境等を踏まえ、今後、何が必要かを検討

し、実施すべき事項を積み上げるものでありまして、一般の共同声明は、二〇二七年度より後の防衛力の規模について約束したものではありません。

また、一月三十一日に、米国防省から米国議会に対して、米政府が我が国へのSM6の売却を承認した旨通知をいたしており、トランプ大統領から具体的な装備品名について言及はなかったものの、言及のあった装備品の売却はこのことを指すものと承知をいたしております。

日米首脳会談での関税に関するやり取り及び日米貿易協定の自動車関税に関する交渉についてお尋ねをいただきました。

御指摘の今後の関税措置に関するトランプ大統領の発言については承知をいたしておりますが、一般の会談の時点ではこれらの関税措置について正式には発表されておらず、会談でも議論はなかったところでございます。

我が国としては、まずは今後明らかにする措置の具体的な内容及び我が国への影響を十分に精査しつつ、適切に対応いたしてまいります。

日米貿易協定の自動車関税に関する交渉につきましては、二〇一九年九月の日米貿易協定交渉妥結の際の共同声明で、今後の交渉については、どの分野を交渉するのか、まず、その対象を日米間で協議することとなっております。

我が国といたしましては、この共同声明等を踏まえまして、米政府と適切な機会を捉えながら、我が国の国益が確保されますよう、引き続き真摯に取り組んでまいります。

アラスカのLNG事業についてのお尋ねをいただきました。

今般の日米首脳会談では、相互に利益のある形で、日本へのLNG輸出増加も含め、両国間でエネルギー―安全保障の強化に向けて協力していくことを確認いたしました。

米国からは、既に年間五百万トンを超えるLNGを輸入しております。今後、更なる購入について、経済性、供給開始時期、供給量等を踏まえまして、官民で検討していくことを想定しておるところでございます。

アラスカLNGプロジェクトにつきましては、パイプラインの建設動向など、本プロジェクトの詳細については米関係者からよく状況を伺う必要がございます。今後の進め方につきましては、日米相互の利益をどう実現するかなどの論点を、まずは日米の民間事業者間で議論する必要があるものと考えておまして、経済産業省を中心に議論を促してまいります。

会談における為替のやり取りと、政府、日銀の共同声明についてでございますが、今般の首脳会談では、日米経済関係について様々な議論を行いました。市場に不測の影響を及ぼすおそれがあることから、為替に関するやり取りについて申し上げることは差し控えていただきます。その上で、会談後のトランプ大統領との共同記者会見において、私から、為替については、第一次トランプ政権時と同様に、専門家である日米の財務大臣の間で緊密な議論を継続させていくこととする旨を申し上げたところでございます。

日本経済については、円安などに伴う輸入物価の上昇もありまして、賃金上昇を通じた持続的な物価上昇へ移行する途上にございます。日本銀行は、こうした認識を政府と共有しつつ、二％の物価安定目標の持続的、安定的な実現に向けて金融政策運営を行っているものと承知をしております。

す。政府と日銀が共同声明に沿って引き続き連携を続けていくことは重要と考えており、現時点におきまして共同声明を見直すことは考えておりません。

為替変動による支出増額を回避するための方策についてお尋ねをいただきました。

当初予算作成時に見込んだ為替レートと支払い時の実際の為替レートとの差額は常に生じますことから、国際機関への分担金、拠出金を御指摘のように当初予算に計上したとしても、必ずしも為替レートの影響による支出増が小さくなるわけではありませんが、国際情勢等を総合的に勘案した適切な額を当初予算に計上し、財政法第二十九条に基づき、概算要求後に生じた事態に適時的確に対応するために必要な経費を補正予算に計上してきております。

同様に、米国が防衛装備品等を有償で提供する制度、FMSにつきましては、御指摘のように、複数年度にわたる支払いを避けたとしても、必ずしも為替レートの影響による支出増が小さくなるわけではありませんが、装備品の中には、完成までに複数年度を要するため、後年度負担を伴う予算により調達するものもあり、製造の進捗等に応じた支出すべきタイミングで適切に支払いを行ってきておるところでございます。

外為特会は、為替介入等に備えて保有する外貨資産を管理するためのものでありますことから、直接的に外貨建ての支出を行うことは特別会計法上認められておりません。しかしながら、政府が外貨建てで送金する際に、外為特会の保有外貨を市場レートで両替することで手数料を節減するといった工夫に努めておるところでございます。

パリ協定、WHOの扱い、国際協調についての

議論、日米関係の黄金時代の趣旨についてでございます。

日米両国、そして国際社会が直面する課題は多岐にわたり、当然のことながら、今回の首脳会談でそれら全てを取り上げることはできませんでしたが、自由で開かれたインド太平洋を堅持し、世界に平和と繁栄をもたらすとの首脳間の共通認識を踏まえ、今後、両国政府間で話し合っていくと考えております。

首脳会談の共同声明でうたいました黄金時代とは、インド太平洋地域の平和と安定の基盤であり、まず日米同盟を一層強化し、日米関係を新たな高みに引き上げていくことを通じまして世界の平和と繁栄に貢献していく、そうした日米首脳の決意を示した表現でございます。

米国が国際社会において果たし得る役割は、引き続き重要であります。我が国といたしましては、自由で開かれた国際秩序の維持強化に向けた米国との緊密な連携を確保すべく、引き続き様々なレベルで意思疎通を重ねてまいります。

米国による鉄鋼、アルミニウムへの関税措置についてでございます。

御指摘の米国による鉄鋼、アルミニウム製品に対する関税措置につきましては、一般の首脳会談の時点では正式に発表されておらず、会談では議論はなかったところでございます。

その上で、米国政府には、米国時間二月十一日以降、在米国日本大使館や外務本省を始め様々なレベルで措置の対象から我が国を除外するよう申入れを行ってきております。

御指摘の経済的影響を予測することは差し控えますが、我が国といたしましては、これらの措置の内容や我が国への影響を十分に精査しつつ、引

き続き必要な対応を行ってまいります。

日本製鉄によるＵＳスチールへの投資計画についてのお尋ねをいただきました。

首脳会談では、本件について、具体的な出資割合に関する議論はございませんでした。本件は、どちらかが一方的な利益を得るというような単なる買収ではなく、日本の技術と資金を活用して米国に大胆な投資を行うことで、米国や世界が求める優れた製品を共に生み出し、日米が共に利益を得る、いわばウィン・ウィンの関係になるものにして、このような認識を共有したところでございます。

具体的な計画につきましては、民間の関係者において検討、調整が進められていくものと考えており、政府といたしましては、必要に応じて、関係者間の意思疎通の促進に努めてまいります。

北朝鮮問題についてのお尋ねをいただきました。

一般の日米首脳会談では、北朝鮮情勢について認識を共有し、核、ミサイル問題に共に対処する必要性、北朝鮮の完全な非核化に対する確固たるコミットメントを確認をいたしました。

一般の会談を踏まえ、首脳間を始めとする強固な信頼、協力関係の下、拉致、核、ミサイル問題を含む北朝鮮への対応において、引き続き、日米間の様々なレベルで意思疎通を行い、緊密に連携をいたしてまいります。

拉致問題についてでございますが、一般の日米首脳会談では、私から、いまだに肉親と再会することができない拉致被害者御家族の苦しみ、切実な思いを大統領に直接伝達いたしました上で、一日も早くこの問題を解決したいという決意を伝え、大統領に對しまして、米朝間の交渉の可能性

も念頭に、改めて理解と協力を求めたところでございます。

これに對しまして、トランプ大統領から拉致問題の即時解決に向けた全面的な支持を得たことは大きな成果であり、このことは、拉致問題の解決に向けた我が国の主体的取組に寄与するものであったと考えております。

首脳会談でのやり取りについてこれ以上の詳細をお答えすることは差し控えますが、日米の強固な信頼、協力関係の下、全ての拉致被害者の一日も早い御帰国を実現いたしますとともに、北朝鮮との諸課題を解決するため、私自身の強い決意の下、政府として総力を挙げ、最も有効な手だてを講じてまいります。

トランプ大統領のバレスチナに関する発言等についてでございますが、日米両国、そして国際社会が直面する課題は多岐にわたり、今回の首脳会談で、ガザ情勢、中東和平について取り上げることはできませんでした。しかしながら、自由で開かれたインド太平洋を堅持し、世界に平和と繁栄をもたらすとの首脳間の共通認識を踏まえ、今後、両国政府間で話し合ってまいりたいと考えておるところでございます。

その上で、御指摘のトランプ大統領の一連の発言については承知をいたしておりますが、これは米国内におきましても様々な議論がある現段階におきまして、大統領による発言の逐一について日本政府として見解を述べることは適切ではないと考えております。その推移を注意深く見極めてまいります。

なお、我が国として、イスラエルと将来の独立したパレスチナ国家が平和かつ安全に共存する二国家解決を支持する立場に全く変わりはありません。

せん。関係国、機関とも緊密に意思疎通をしながら、喫緊の人道支援に加え、中長期的な復旧復興支援においても積極的役割を果たしてまいります。

核軍縮等に係るやり取り及びトランプ大統領の被爆地訪問についてお尋ねをいただきました。

先般の日米首脳会談では、核兵器禁止条約及び締約国会合へのオブザーバー参加については特段のやり取りを行ってありません。

そもそも、核兵器禁止条約締約国会合へのオブザーバー参加の是非は、日本政府として主体的に判断すべきものでございます。

従来から申し上げておりますとおり、核兵器禁止条約締約国会合に関する対応につきましては、これまでオブザーバー参加をした国々の状況等に関する検証を行った上で、政府として適切に判断をいたします。

また、首脳会談の際、私はトランプ大統領に早期の訪日を招請しましたが、国内での訪問先を含め、それ以上の詳細について現時点では決まっておりません。

日米地位協定、日米合同委員会の議事録の公開及び在日米軍による性犯罪についてのお尋ねを頂戴をいたしました。

さきのトランプ大統領との首脳会談におきましては、まずは強固な信頼関係を築くことを重視し、安全保障分野を含む日米関係全般について意見交換を行い、日米同盟の抑止力、対処力を高め、日米が直面する地域の戦略的課題に緊密に連携して向き合っていくことで一致をいたしました。私から、沖縄の負担軽減の必要性を説明をいたしましたところでございます。

日米合同委員会の合意事項や議事録は、日米双方の同意がなければ公表されないこととなっておりますが、国民の皆様への説明責任を果たしていくことは重要である、このように考えておりまして、公表できるものは公表いたしますよう努めてまいります。

米軍関係者による事件、事故は、地元の皆様には大きな不安を与えるものであり、あつてはならないものでございます。米側にしましては、在日米軍の綱紀粛正と再発防止の徹底を働きかけており、引き続き、こうした働きかけを行うとともに、日米間で協力をいたしてまいります。

米中関係についてでございます。

米中両国の関係の安定は、国際社会にとっても極めて重要であると考えております。また、地域における法の支配、平和と安定を日米の協力の下で適切に維持していくことは、日米のみならず国際社会全体にとっても極めて重要であります。

引き続き、同盟国である合衆国との強固な信頼関係の下、中国に対しまして、地域の平和と安定のために、その立場にふさわしい責任を果たしていくよう働きかけてまいります。

以上でございます。(拍手)

○議長(額賀福志郎君) 和田有一朗君。

(和田有一朗君登壇)

○和田有一朗君 日本維新の会の和田有一朗です。

党を代表し、石破総理による米国訪問の帰朝報告について、全て総理に質問をいたします。(拍手)

自由で開かれた国際秩序が大きく揺らぐ中、初顔合わせの日米両国首脳が結束し、日米関係の新

たな黄金時代に向けて、安全保障や経済、エネルギーなど、多面的に協働していくとともに、世界の平和と安定のために堅固な日米同盟を一層深化させると宣言した意義は大きいと思います。安倍元総理が第一次政権時代のトランプ大統領との間で築き上げた遺産もありまして、成果を収めたと率直に評価をいたします。私個人といたしましては、オール・ジャパンの総力戦を支えた外務省を始めとする官民全ての皆さんに敬意を表したいと思います。

とはいえ、米国第一主義を掲げ、安全保障問題すらデイルの対象とし、予測不能の言動で混乱をもたらす大統領の基本姿勢は変わりません。今後、日本に厳しい要求を突きつけてくることは想像に難くなく、心して向き合っていかなければなりません。

共同声明では、自由で開かれたインド太平洋の堅持や、台湾海峡の平和と安定維持の重要性、米国の核兵器を含む戦力によって日本を守る拡大抑止の更なる強化や、日米安保条約第五条の尖閣諸島への適用などが改めてうたわれました。トランプ大統領は、共同記者会見で、米国の抑止力、能力を使つて友好国、同盟国を一〇〇％守るとも表明しました。表層的に、安全保障については満額回答と言える内容だと思えます。

ただ、政府は、殊更、日米安保条約第五条の尖閣適用を米国に確約してもらうことを重視しますが、尖閣は一義的に日本が独自で守ることが求められているの言うまでもありません。

二〇一五年に改定された日米防衛協力のための指針、いわゆるガイドラインにおいて、日本の国民及び領域の防衛は我が国が主たる責任を持つとはっきり書かれています。拡大抑止の前提となる

打撃力の使用も、米軍は、自衛隊を支援し及び補完するため、打撃力の使用を伴う作戦を実施できるとしていますが、厳密に言えば、米国が打撃力の使用をフルに約束したわけではありません。ゆえに、日米両国が実質的な信頼関係を高めていくことが死活的に重要かと考えますが、見解を求めます。

一方、今回の首脳会談では、拡大抑止の強化に関して具体的に議論されました。日本がロシア、中国など専制主義国家の核の脅威にさらされている中、米国の拡大抑止の信頼性を制度的に担保すべきではないでしょうか。

トランプ政権は、同盟国との協調より同盟国自身の努力を一層強く促す戦略が際立っています。トランプ大統領が、二〇二七年度に防衛費をGDP比二％規模とする日本の方針を評価し、日本の更なる取組に期待感を示したのも当然です。コルビー国防次官は日本の防衛費についてGDP比三％を主張しており、米国からの増額要求は不可避と見られます。

日本の安全保障環境は、新たな悪の枢軸というべき中国、ロシア、北朝鮮、イランが結束を強めるなど、岸田前政権が二二年末に国家安全保障戦略など戦略三文書を決定した時点より明らかに悪化し、局面が変わったと考えますが、認識を伺います。

共同声明では、日本が二七年度以降も抜本的に防衛力を強化していく方針が示されましたが、現状、二七年度以降の防衛費について、GDP二％を維持するのを含めて白紙ということが政府の立場でしょうか。米国に言われるまでもなく、防衛のために日本が主たるかつ適切に判断し、必要なら最優先に予算配分をして万全な抑止力を整備

していくことは当然ではないですか。

トランプ氏の根源に流れる価値観、行動原理をつぶさに分析した上で、いかなる理不尽な恫喝があろうとも、その要求を巧みに活用しつつ、日米が共に強い防衛体制を構築できるよう、上手に行く対応が求められていると考えますが、見解を求めます。

共同声明では、日米豪印の安全保障枠組み、クアッドや、日米韓、日米豪、日米比といった多層的で共同歩調の取れた協力を推進するとされました。第一列島線防衛における台湾の戦略的重要性を踏まえれば、日台、日本と台湾を非政府間の実務関係にとどめておくのは極めて不合理です。

日本のリーダーシップによる政治的決断で日米台の連携メカニズムを早急に構築し、日本から韓国、台湾、フィリピン、豪州へと連なるアジア太平洋地域の同盟国、友好国による切れ目のない強靱な集団防衛体制を整えるべきではありませんか。

首脳会談では中国と北朝鮮への脅威が共有されましたが、トランプ大統領は敵対国とも右手にこん棒を持ちながら左手で握手をする、そういうふうにならなければなりません。

中国との間では、二月以降、互いに高関税をかけ合う様相を呈していますが、トランプ政権の対中外交の方向性や台湾問題への立場は不透明です。現状をどのように認識されておられますか。

北朝鮮との間では、トランプ大統領が再び金正恩総書記と直接交渉を行い、日韓両国に断りなく北朝鮮の核保有を事実上認める形で関係改善を進めてしまうと、北朝鮮の非核化が後退し、東アジアの安全保障に深い影を落とします。

首脳会談でトランプ大統領に核保有国発言の真

意を問うなり、撤回を求めるなりされたのですか。米朝が直接デイルに動く前に、最重要課題である拉致問題の解決を含めて、日本の立場を改めてトランプ政権とすり合わせておくべきだと考えますが、認識を伺います。

トランプ政権は、北米、南米大陸、つまり、南北での不法移民対策などの安全保障に最大の重きを置き、東西では中国との大国間競争に傾斜をしています。

日本にとって、アジア太平洋地域の平和と安定のために、いかにトランプ大統領を最大限巻き込み、日米同盟が大きな得となるかを理解、行動させていくことが重要な課題だと考えますが、御所見を求めます。

トランプ大統領は、バリ協定やWHOからの離脱方針、グリーンランド買収、パレスチナ・ガザ地区の所有発言など、国際法や国際ルールに背を向ける振る舞いを続けています。しかし、トランプ大統領の再登板により、より不確実性を増す国際情勢や国際協調の必要性について、首脳会談で踏み込んだ議論がなされた形跡はありません。

これらについて、総理はトランプ大統領に遠慮して話さなかったんですか。また、御自身は問題意識を持たれているんでしょうか。

総理は、今回の首脳会談前に、民主主義陣営の普遍的価値である法の支配の重要性をトランプ大統領と確認する意向を示していました。

ところが、共同声明では、菅、岸田両政権時代の共同声明には明記されていた法の支配という言葉が抜け落ちてしまいました。それはなぜですか。首脳会談で総理は法の支配に全く触れなかったんですか。それならば、理由を説明してください。

トランプ大統領は、日本など百二十五の国、地域が加盟するＩＣＣ、国際刑事裁判所職員らに制裁を科す大統領令に署名しました。ＩＣＣ加盟国のうちフランスやドイツなど七十九か国・地域も、ＩＣＣを支持する共同声明を出しました。しかし、最大の分担金拠出国の日本はこれに加わっていません。法に基づく国際秩序の重要性を主張してきた日本の対応としては、理解に苦しみま

我が国はなぜ声明に加わらなかったのですか。直後に控えていた日米首脳会談への影響を懸念したのですか。制裁の撤回に向けて日本が何らかの外交的アクションを起こす考えはありませんか。日本製鉄のＵＳスチール買収計画については、買収ではなく投資とすることで合意に至りました。最終決着は見通せませんが、日鉄への門戸を閉ざしていた前政権の判断を覆す上で、ひとまず前進であると受け止めます。

買収ではなく投資とすることについては、総理が日鉄側との調整の上でトランプ大統領に提案したと伝えられています。事実関係をお伺いいたします。

投資が示す意味は明確になっていません。日鉄の出資比率が過半数に至らなければ、ＵＳスチールの経営権を完全に握れず、日鉄の意に沿う投資ができなかったり、日鉄が持つ高い技術が流出したりする事態も想定されますが、いかに認識をされておられますか。

このまま日鉄の買収計画が撤回され、バイデン前大統領らへの提訴も取り下げられた場合、日本企業による米国企業の買収は今後も阻まれるおそれがあるとして、日本企業の米国での企業買収の動きが萎縮しかねないのではありませんでしょうか。

か。日本の企業、経済、国益にとって、それでいいんでしょうか。

総理は、トランプ大統領に対し、日本企業の対米投資を約二五％増の一兆ドル、すなわち約百五十一兆円規模にまで引き上げると約束しました。

具体的には何を根拠にその数字を示したんですか。単なる努力目標なんですか。この対米公約の実現見通しについて、総理は九日のテレビ番組で、民間がやること、政府がどうのこうの言うことじゃないと述べましたが、このような他人事の姿勢で、一体どのようになし得るおつもりでしょうか。

同盟国にも振りかざすトランプ大統領の高関税政策は、国際協調と自由貿易という戦後秩序の二大原則を揺るがしつづあります。トランプ大統領は、対日貿易赤字が削減されなければ日本に対して関税措置を取ることを検討する考えを示しました。既に、米国に輸入されている鉄鋼、アルミ製品に二五％の関税を課すことを決め、高関税の貿易相手国に同水準の税率を適用する相互関税の措置も導入する方針です。日本が相互関税の対象になるか不明ですが、日本は、工業製品では化学分野などごく一部を除いてほぼ関税を撤廃済みです。

ただ、農業分野では関税が残されており、米国から圧力を受ける可能性は否定できません。特に、牛肉と自動車の関税をバスターとして取引される懸念があり、自動車関税が牛肉関税と同等に引き上げられた場合、日本経済への影響は計り知れません。トランプ大統領は、日本が輸入車の安全性や環境性能を厳しく評価していることを批判し、相互関税ではこうした非関税障壁の緩和を求めている可能性があります。

総理は、現状をいかに認識し、日本がそれを回避するためにどのような対策を講じていくお考えでしょうか。

トランプ大統領は、第一次政権時代、米軍駐留経費の大幅な負担額引上げを当時の安倍総理に要求した経緯があり、在日米軍駐留経費などをめぐるデイルで関税圧力をかけてくる可能性は排除できません。

大統領の最優先課題は米国の利益拡大であり、日本は、あらゆる事態を想定し、トランプ氏とのデイルに対する戦略を入念に準備すべきだと考えますが、総理の認識と覚悟を伺います。

最後に、共同声明にうたわれた、国際機関への台湾の意味ある参加への支持についてお尋ねをいたします。

台湾は、米国がトランプ第一次政権時に脱退したＣＰＴＰＰと、トランプ第二次政権の発足とともに離脱したＷＨＯへの加入を強く求めている、いずれもボールは日本にあると言えると思います。日本は台湾の双方への参加に対して真剣に向き合う必要がありますが、総理の決意をお伺いしたいと思います。

私は、長年、日本と台湾の友好交流活動に力を注いできました。石破総理に対する台湾の皆さんの期待は大変大きいと私は実感してきました。しかし、信頼を得るのには時間がかかりますが、失望され信頼を失うのは一瞬です。台湾の人たちは日本の対応をしつかりと見ています。我が国日本と台湾の両国が共に未来永劫、発展、繁栄するためには、世界の中で最も身近で、隣人である台湾の人たちの期待を裏切らないことが大切です。そのことをお願いして、私からの質問といたします。

御清聴ありがとうございます。(拍手)

〔内閣総理大臣石破茂君登壇〕

○内閣総理大臣(石破茂君) 和田有一朗議員の御質問にお答えを申し上げます。

日米間の信頼関係と拡大抑止についてでございます。

今般の日米首脳会談では、同盟の抑止力及び対処能力を高め、日米が直面する地域の戦略的課題に緊密に連携の上、対処していくことで一致をいたしました。

拡大抑止に関しましては、トランプ大統領から、米国による核を含むあらゆる能力を用いた、日本の防衛に対する米国の揺るぎないコミットメントが強調されました。

我が国が、戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面し、現実には核兵器などの日本に対する安全保障上の脅威が存在する中で、こうした脅威に対応するためには、我が国自身による防衛努力に加えて、米国が提供する核を含む拡大抑止が不可欠であります。

今後とも、米側との信頼関係の維持強化に向けた取組を進めるとともに、昨年十二月に日米で作成した拡大抑止に関するガイドラインも含め、日米拡大抑止協議を含む様々なレベルでの協議を通じて、拡大抑止の強化に向けた取組を引き続き進めてまいります。

安全保障環境への認識、二〇二七年度以降の防衛費についての立場、日米の防衛体制構築についてであります。

国際秩序に大きな挑戦がもたらされ、国際社会におきましては分断と対立が続いております。

我が国の周辺国、地域におきましても、核・ミサイル能力の強化、急速な軍備増強、力による一方的な現状変更の試み、口朝協力の進展などの動

きが一層顕著になっており、我が国は、戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面していると認識をいたしております。

その上で、二〇二七年度より後の防衛力整備の具体的内容及び防衛費の規模につきましては、その時点での安全保障環境等を踏まえまして、今後、何が必要かを検討し、実施すべき事項を積み上げてまいります。これはあくまで我が国自身の判断で決定していくことは言うまでもございません。

その際、米国には米国、日本には日本の国益があり、これをお互いに追求することは当然のことです。だからこそ、率直に意見を交わし、両者の国益を相乗的に高め合うことが最善と考えられておりまして、防衛体制の構築につきましても、このようなアプローチで臨んでまいります。

台湾との関係、同盟国、友好国との防衛体制整備についてのお尋ねをいただきました。

我が国の台湾に関する基本的立場は、一九七二年の日中共同声明を踏まえ、日台関係を非政府間の実務関係として維持していくことで一貫をいたしております。政府といたしましては、この基本的立場を踏まえながら、引き続き、日台間の協力、交流の更なる深化を図ってまいります。

具体的には、安全保障に関するものも含めまして、台湾をめぐる状況に関し情報収集などを行う等、幅広い分野で台湾との実務的な情報共有や協力関係を積極的に推進をいたします。

また、切れ目のない安全保障体制を実現していく観点からは、同盟の抑止力と対処力の維持強化や、同盟国、同志国との連携を一層進めていくことが重要でございます。

今般の共同声明におきましても、自由で開かれ

たインド太平洋の実現に向けた絶え間ない協力の決意を表明し、その一環として、日米豪印、日米韓、日米豪、日米比といった多層的で共同歩調の取れた協力を推進していくことを確認いたしましたところでございます。

こうした姿勢を貫き、日米同盟を基軸に、友好国、同志国の輪を広げますとともに、各国との対話を進め、地域及び国際社会の平和と安定に貢献すべく、外交努力を続けてまいります。

米国の対中外交、台湾に関する立場についてでございます。

米中両国の関係の安定は、国際社会にとっても極めて重要であると考えております。

先般の首脳会談におきましても、トランプ大統領との間で、東シナ海や南シナ海における力又は威圧によるあらゆる一方的な現状変更の試みに反対すること、台湾海峡の平和と安定が重要であることを確認をいたしました。

我が国といたしましては、引き続き、同盟国である合衆国との強固な信頼関係の下、中国に対して、その立場にふさわしい責任を果たしていくよう働きかけてまいります。

北朝鮮問題についてでございますが、今般の会談では、北朝鮮情勢について認識を共有し、核、ミサイル問題に共に対処する必要性や、北朝鮮の完全な非核化に対する確固たるコミットメントを確認したところでございます。

今般の会談を踏まえ、首脳間を始めとする強固な信頼、協力関係の下、拉致、核、ミサイル問題を含む北朝鮮への対応において、引き続き、日米間の様々なレベルで意思疎通を行い、緊密に連携をいたしてまいります。

アジア太平洋地域への米国の関与及び日米同盟

の意義についてでございます。

日米同盟は、インド太平洋地域の平和と繁栄の基盤であります。地域におけるパワーバランスが歴史的变化を遂げる中にありまして、日米の協力を更に具体的に深化させ、合衆国の地域へのコミットメントを引き続き確保していかなければなりません。

こうした考えを踏まえ、トランプ大統領との間で、率直な意見交換を行い、厳しく複雑な安全保障環境に関する情勢認識を共有いたしますとともに、日米同盟を新たな高みに引き上げていくこと、自由で開かれたインド太平洋の実現に向けて緊密に協力していくことが、日米双方の国益にとって重要であるとの認識を共有いたしましたものでございます。

パリ協定、WHO、グリーンランド、ガザ情勢などについての扱い及び法の支配の文言についてお尋ねを頂戴いたしております。

日米両国、そして国際社会が直面する課題は多岐にわたっておりまして、当然のことながら、今回の首脳会談でそれらの全てを取り上げることにはできませんでしたが、自由で開かれたインド太平洋を堅持し、世界に平和と繁栄をもたらすとの首脳間の共通認識を踏まえ、今後、両国政府間で話し合っ

てまいりたいと考えております。

法の支配につきましては、自由で開かれたインド太平洋の中核的な概念でありまして、今回の共同声明でも、自由で開かれたインド太平洋を堅持することを確認をいたしております。

会談の場で、私から、力又は威圧によるあらゆる現状変更への試みに強く反対する旨を申し述べ、これを共同声明でも確認いたしましたところでこ

ざいますが、これはまさに法の支配の重要な要素であります。

共同声明の交渉の詳細にしましては、米側との関係もあり差し控えますが、我が国として、法の支配を重視する立場に一切変わりはなく、この立場を踏まえて、様々な課題についてトランプ大統領と議論を行ったところでございます。

アメリカによりますICCへの制裁への対応等についてでございます。

御指摘の共同声明に関する我が国の対応につきましては、様々な要素を総合的に勘案した上で決定したものでありますが、我が国は、重大な犯罪行為の撲滅と予防、法の支配の徹底のため、世界初の常設国際刑事法廷であり、元最高検検事で我が国出身の赤根智子氏を所長とする国際刑事裁判所、ICCを一貫して支持しておるところでございます。

そのICCが独立性を維持し、安全を確保しながらその活動が全うできますよう、今後の関連の動向を重大な関心を持って引き続き注視をいたしてまいります。

合衆国とは様々なレベルで意思疎通を行っており、引き続き、合衆国、ICC、ほかの締約国とも意思疎通を行いながら、適切に対応いたしてまいります。

日本製鉄によるUSスチールへの投資計画についてでございます。

今回の首脳会談では、事前の関係者間での議論も踏まえ、本件は、どちらかが一方的に利益を得るというような単なる買収ではなく、日本の技術と資金を活用して米国に大胆な投資を行うことで、米国や世界が求める優れた製品を共に生み出し、日米が共に利益を得る、いわばウィン・ウィ

ンの関係になるものにしよとの認識を共有したところでございます。

具体的な計画につきましては、民間の関係者において検討、調整が進められていくものであり、政府といたしましては、必要に応じて、関係者間の意思疎通の促進に努めてまいります。

揺るぎない日米関係の下で、日米両国の企業が安心して両国に投資を行うことができるよう、今後とも取り組んでまいります。

対米投資についてでございますが、今回の会談におきまして、トランプ大統領に対し、日本企業による対米投資額を現在の七千八百三十億ドルから一兆ドルへといういまだかつてない規模まで引き上げたい、そのために共に取り組んでいきたいとの意思をお伝えしたところでございます。

日米の緊密な経済関係を更に拡大、発展させる余地は大きく広がっており、考えておられます。

今後、良好なビジネス環境が維持強化されれば、自動車分野に加えまして、AIや先端半導体、あるいはエネルギーなどの分野におきまして対米投資が進んでいくものと想定をいたしております。

期限を切つてはおりませんが、こうした民間の投資を政府において適切に把握し、必要に応じて、両国における環境整備を進めてまいります。

関税措置についてでございます。

トランプ大統領の関連の発言については、当然、承知をしております。

我が国といたしましては、まずは今後明らかになる措置の具体的な内容及び我が国への影響を十分に精査しつつ、適切に対応いたしてまいります。

トランプ大統領の外交姿勢と我が国の対応についてでございます。

トランプ大統領の外交手法、我が国のあり得べき対応について、現時点で予断することは差し控えたいと思いますが、その上で、合衆国には合衆国の国益があり、日本には日本の国益がある、当然のことでございます。これをお互いに追求するのは極めて当然のことでございます。だからこそ、率直に意見を交わし、両者の国益を相乗的に高め合うことが最善であり、そうした議論を通じて同盟を更なる高みに引き上げたい、このように考えております。

台湾のCPTPP及びWHO加入についてのお尋ねをいただきました。

CPTPPの新規加入に当たりましては、台湾を含め、加入要請エコノミーが協定の高い水準を完全に満たすことができ、加入後の履行においても満たし続けていく意図と能力があるかについて、まず適切に見極める必要があるものと考えております。

我が国といたしまして、台湾による加入要請を歓迎しておりますが、加入要請を提出したエコノミーの扱いにつきましては、ほかの締約国ともよく相談をしつつ、戦略的観点、国民の理解も踏まえながら対応してまいりたいと考えております。

我が国は、台湾のWHO総会へのオブザーバー参加を一貫して支持をいたしております。今般の日米首脳共同声明におきましても、国際機関への台湾の意味ある参加への支持を表明いたしました。引き続き、台湾のオブザーバー参加の実現に向け、関係国と連携をし、WHOに働きかけてまいりたいと考えております。

〔議長退席、副議長着席〕

○副議長（玄葉光一郎君） 深作ヘスス君。

〔深作ヘスス君登壇〕

○深作ヘスス君 国民民主党・無所属クラブ、深作ヘススです。

会派を代表して、石破総理大臣の帰朝報告に対して御質問をいたします。全て総理に御質問をいたします。（拍手）

まず冒頭、日本時間未明に行われました米口首脳会談におきまして、報道では、トランプ氏がロシアのプーチン大統領と二時間半にわたって会談をし、その後にはウクライナのゼレンスキー大統領とも会談、両国の戦闘を停止し、平和的手段による解決を目指す旨と語ったことを明かしております。昨日十二日にはベッセント財務長官、明日十四日にはパンス副大統領、ルビオ財務長官がゼレンスキー大統領と会談予定で、約三年間にわたって続いた戦いが新たな局面を迎えています。トランプ氏は大統領就任前に、自分ならば二十四時間以内に戦いを止めることができると話していましたが、実際に、アメリカの仲介により停戦の可能性が出てきました。

日米首脳会談の中でロシアについても議論をされたことと思いますが、日本政府は、今回の停戦、仲介に向けたアメリカの動きを事前に承知をされていたのでしょうか。また、平和的解決の前進に向け、我が国はどのような立場で、どのような役割を担うとお考えでしょうか。

事態が急転する中で、現状の把握に努め、分析、評価の過程であると推察をいたしますが、積極的に和平プロセスに関与し、平和国家として平和を希求するその思いを総理には行動でお示しをいただきたいと思います。

今回の日米首脳会談は、不変で強固な日米同盟を再確認し、両国間の関係深化は当然のことながら、マルチの枠組みを重要視しないと言われてきたトランプ大統領が多国間の連携に言及をし、二国間関係のみならず、日米を軸とする多国間連携が今後も安定して継続することを内外に示すことで、日米間や両国を軸とした枠組みに綻びを見出そうとする国々に明確なメッセージを示すことができたとも前向きに捉えています。

隣国や周辺諸国との歴史的な関係性よりもデイルを優先するトランプ氏の政治手法に、我が国も高い要求を突きつけられるのではないかとといった不安は杞憂に終わり、両首脳間の関係構築の第一歩として、まずは順調な船出を見届けることができたという評価をしています。また、共同声明には当局間の積み重ねてきた努力の成果がかいま見え、首脳間のみならず、日米両国の国家間の連携が強固であることが明らかにした点も今回の成果であったと考えます。

今回の会談はおおむねこれまでの外交方針を確認する形となりましたが、新たな懸案事項、かつ、今回の会談でも持ち帰りとなったUSスチール買取問題についてお伺いをいたします。

昨年のバイデン政権の買収阻止命令から、トランプ氏の就任後、大幅に米国の態度が軟化し、日本製鉄とUSスチール連携の可能性が見えてきたことは評価ができますが、今後行われるとされるトランプ氏と日本製鉄幹部との面会に日本政府はどのように関与するのか、お答えください。

政府はこれまで民間のことは民間に委ねるという趣旨の発言をしていますが、本件に関して、アメリカ側は政権が積極的に意思決定に関与しており、既に民間同士の対話というレベルを超えて

います。対等な交渉ができるよう側面支援をすることが重要であると考えますが、政府の具体的な取組をお示しくください。

自由、民主主義、基本的人権、法の支配といった普遍的価値の共有が、日米間の揺るぎない関係を構築する礎となっています。

令和三年に米国主催で行われた民主主義のためのサミットで、当時の岸田首相は、自由、民主主義、人権、法の支配といった基本的価値観を損なう行動に対して、有志国が一致してワンボイスで臨んでいかなければならないと発言をされています。この方針は石破政権においても維持をされているのでしょうか。

日米首脳会談直後に、トランプ大統領は、メキシコ湾をアメリカ湾と呼称変更をする大統領令に署名をいたしました。この名称変更は一方的な現状変更を試みるものと考えられますが、本事業に對し、政府はどのような立場を取るのでしょうか。

我が国では、国際的に確立をされた呼称、そして表記である日本海の呼称を変更しようとする試みに直面をしており、一方的な現状変更には断固たる姿勢で臨まなければなりません。そして、この原則は、同盟国であるアメリカに対しても徹底をすることが必要であると考えます。同盟国のこのような現状変更の試みを黙認をすれば、我が国が直面をする課題に対して向き合う際の正当性が問われることとなります。

メキシコ湾の呼称問題だけではなく、トランプ氏は、カナダを五十一番目の州にすることを考えていると発言し、就任前の一月七日の記者会見では、グリーンランドの購入に向け軍事力や経済的な手段の行使も排除しないと表明をしています。

パレスチナのガザ地区についても、平和のための手段としてアメリカが長期的に所有をし再建すると発言をしています。

どれも法の支配や自由の尊重といった基本原則から逸脱をするもので、民主プロセスを経ずに現状変更を進めようとしていると国際社会は捉えています。これら基本的価値に対する挑戦とも取れる行動に、我が国はどのように向き合い、どのような具体的な行動を取るのか、総理にお聞きしたいと思っています。

トランプ氏は、首脳会談後の記者会見で、日本が今後記録的な量のLNGを輸入すると発言し、アラスカにおける日米の共同事業についての言及がありました。これは、日米間の経済的連携を更に強めることはもちろん、アラスカからの輸入となれば、地理的側面から運搬にかかる時間やコストを抑えることができる可能性があり、何よりも地政学リスクの回避ができること、そして同盟国からエネルギーを輸入することとなり、安全保障の観点からも歓迎をしたいと思っています。

他方で、一千三百キロ以上にわたるパイプラインの敷設や港湾の整備、LNG基地建設など、莫大なインフラへの投資が必要となり、それら費用の価格が転嫁をされ割高になる可能性もあります。購入する際の価格やその量など、今後の契約が大変重要となります。

今回の首脳会談では大まかな方向性が示されましたが、今後、我が国はこの共同事業に對しどのように参画をしていくのか、現在の見込みと今後輸入が開始をされるまでのロードマップをお示しただくとともに、日本にどのような負担が求められるとお考えか、総理にお伺いいたします。

今回、総理は、米国防問と経済的連携を強めるために、日本が米国への投資を拡大することをトランプ大統領に約束をしてこられました。総理御自身も、会談の端々で、交渉はウィン・ウィンであるべきだと発言をされていました。私もそのとおりだと思います。今回、日本の民間投資がアメリカのウインとなったのであれば、今回のこの首脳会談における日本のウインは何だったのでしょうか。

日米首脳会談冒頭、記者を交えた会談の中で、総理は、忘れ去られた人々、フォーガットンビルに光を当て、夢と希望を見出せる社会をつくらうとしていることが両首脳の共通点であると語られました。私も、その総理のお考えに賛同し、忘れ去られたと感じている人々の光となるためにも政策実現に全力を尽くしていきたいと考えています。

総理は、地方の過疎化が進み、そこに残り残された人というコンテクストでお話しになりましたが、忘れ去られた人は過疎化が進む地域だけにいるわけではありません。

私は、川崎市の宮前区で育ち、現在は横浜市の都筑区に在住をしています。今回立候補した神奈川県十九区は、日本で唯一、政令指定都市をまたぐ小選挙区であり、私が育った川崎市宮前区、そして子供たちの故郷となる横浜市都筑区、これらを包含した、私にとって国家の原風景です。令和に入ってから微増はあるものの人口増が続く地域ではありますが、この地域にも、忘れられている、私たちは忘れられていると感じている人たちがいます。

就職氷河期時代に生まれ、時の経済状況によって正規雇用という選択肢が取れなかった現役世代。生まれたときから失われた時代の中だけで暮

らし、経済の成長、発展という言葉を実感したことがない世代。人口ピラミッドで圧倒的マイノリティとして、声を上げたって私たちの声は届かない、政治は私たちの方を向いていない、そう感じながらも、日々の当たり前の生活を、その生活の中にあるさやかな幸せを紡いでいきたいと懸命に生きる多くの人々にも私は光を当てたいと考えています。

今、国民民主党に現役世代を中心に支持が集まっていることを実感いたします。それは、純粹に私たちの政党を支持しているということではなく、忘れ去られた多くの現役世代の悲痛な叫びです。政局のはざまで駆け引きにされるような政策ではなく、真に私たちが求める政策実現をしてほしい、そんな悲痛な叫びが多くの皆さんからの支持となり、今、私はここに立っていると考えています。

日本は、実質消費が二年連続でマイナスに陥り、物価高は三年以上にわたって続いています。現在、米国の貿易相手国にしかけている関税により輸入物価が上昇をし、今後、米国のインフレが加速することが考えられます。そして、そのインフレの対応として金利が引き上げられ、それが更なるドル高を誘発すると、金利の高いアメリカに世界中からお金が集まることになりました。

その結果、円安は加速し、今度は日本の輸入物価が上昇することでアメリカのインフレが日本に輸出される形となると考えますが、総理は、現在アメリカが進めようとしている政策の余波をどのように認識し、どのように対応されるのか、お答えください。

円が安くなれば、現在もウナギ登りに増えているインバウンドは加速するかもしれません。これ

まで政府もインバウンド促進のための施策を実施し、これは成功していると評価をします。ただし、インバウンド消費がGDPに占める割合は1%程度です。我が国においてGDPの約六割を個人消費が占めており、仮にインバウンド消費が倍増しようとも、個人消費の微増の方がはるかに大きなインパクトをもたらします。GDPの六割を個人消費が占める我が国は、主要国の中でも極めて内需主導型の国であり、国民の手取りを増やすことが国内産業の生産力を高めることにつながり、それが経済の発展につながります。

この個人消費の原資となる手取りを増やす方法として、昨年十二月、自公国三党間の幹事長合意で、百三万円の壁を百七十八万円を目指して引き上げることが合意をされました。基礎控除を引き上げ、手取りを増やすことは、家計に対する支援でもあります。内需主導型の経済の我が国においては同時に生産能力を高めることにもつながります。もし仮に、今後、米国主導の保護主義が台頭する時代が来ても、それに対応できる体力をつけることにもつながります。昨日、この百七十八万円を目指すとした三党合意に関し新たな報道がありました。国民の皆さんも固唾をのんでこの進展を見守っています。

総理は、今回の訪米で防衛力の抜本的強化を表明をされ、トランプ氏からも歓迎されたと共同声明にも記されています。

防衛と経済という両輪を強化していくことが、我が国の国力、そして外交力を高めると考えますが、総理のお考えをお聞かせください。

また、現在、百二十三万円まで広げられた壁を三党合意で合意された百七十八万円まで広げていくことが手取りを増やすことにつながり、ひいて

は、内需主導型の我が国の経済、産業政策を後押しし、国力を上げることにつながると考えますが、総理は、どのように考え、忘れ去られたと感じる多くの人たちの声に応えていただけるのでしょうか。

今回の日米首脳会談は、当初の様々な不安を解消し、まずはこれまでどおりの日米関係が維持をされることが明らかにになった点においては評価ができますが、新たな懸案事項に対してどのように我が国が向き合うのか、特に、我が国の根幹にある普遍的価値に対する向き合い方など、今後、日本の出方、我が国の一挙手一投足が国際社会からの評価につながり、我が国の価値を定義していきます。

共同声明にも記されているように、武力や威圧による現状変更を認めないとする我が国の確固たる姿勢、プリンスプルに忠実な主権国家としての矜持を是非お示しいただきたいと思っています。本日未明、米日首脳会談とほぼ同じタイミングで、米国家情報長官に指名されていたギャバード氏の任命が承認をされました。私は、ギャバード長官が米国下院時代に、彼女の外交政策担当として連邦議会で勤務をし、現在も友人として交流をしています。

私たち国民民主党は、政争は水際までの精神で、主張すべきは主張しつつも、殊に外交、安全保障においては、与野党関係なく、国は一枚岩での姿勢で、国益最大化のために、オール・ジャパンでリソースと知恵を最大活用して取り組んでまいりますことをお約束を申し上げまして、総理の日米首脳会談帰朝報告に対する質疑とさせていただきます。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

〔内閣総理大臣石破茂君登壇〕

○内閣総理大臣(石破茂君) 深作ヘスス議員の御質問にお答えを申し上げます。

ロシアによりウクライナ侵略をめぐり動きにつきましてでございます。

日米両国、そして国際社会が直面する課題は多岐にわたっておりまして、今回の首脳会談でウクライナ情勢について取り上げることができませんでしたが、日米両政府の間では、本件につき、平素から様々なレベルで緊密に意思疎通を行っておりましてございます。

我が国といたしましては、ウクライナにおきます公正かつ永続的な平和の一日も早い実現に向けて、引き続き、合衆国を始めとした国際社会と緊密に連携をして取り組んでまいります。

日本製鉄によるUSスチールへの投資計画についてでございますが、今回のトランプ大統領との首脳会談では、本件は、どちらかが一方的に利益を得るというような単なる買収ではなく、日本の技術と資金を活用して米国に大胆な投資を行うことで、米国や世界が求めている優れた製品を共に生み出し、日米が共に利益を得る、いわばウィン・ウィンの関係になる、このような認識を共有したところでございます。

具体的な計画につきましては、民間の関係者において検討、調整が進められていくものと考えておりまして、政府といたしまして、必要に応じ、関係者間の意思疎通の促進に努めてまいります。基本的価値に関する政権の方針についてでございます。

戦後最も厳しく複雑な安全保障環境の中におきまして、成熟し安定した先進民主主義国の一つとして、各国と協力しつつ、普遍的価値、原則の

維持、擁護に努めること、国際社会が目指すべき範を示すこと、これが我が国の基本的な方針であります。

このような方針を踏まえまして、御指摘いただきました、岸田総理から民主主義のためのサミットにおいて表明がありました考え方は、私どもの内閣でも引き継いでおるところでございます。

地理的呼称、グリーンランド及びガザ地区に係るトランプ大統領の発言等についてでございますが、これらの一連の発言などにつきましては承知をいたしておりますが、これはアメリカ国内におきましても様々な議論がございます。そのような段階におきまして、大統領によります発言などの逐一について、日本政府として見解を述べることは適切ではないと考えております。

引き続き、その推移を注意深く見極めてまいりますが、必要に応じまして両政府間で意思疎通を図るなど、適切に対応いたしてまいります。

アラスカのLNG事業についてであります。今般の日米首脳会談では、相互に利益のある形で、日本へのLNG輸出増加も含めまして、両国間でエネルギー安全保障の強化に向けて協力していくことを確認したところでございます。

米国からは既に年間五百万トンを超えるLNGを輸出いたしております。今後、更なる購入について、経済性、供給開始時期、供給量などを踏まえまして、官民で検討していくことを想定しておるところでございます。

アラスカLNGプロジェクトにつきましては、パイプラインの建設動向など、このプロジェクトの詳細について関係者からよく状況を伺う必要がございます。今後の進め方につきましては、日米相互の利益をどう実現するか、このような論点を

まずは日米の民間事業者間で議論する必要があるものと考えておりました。経済産業省を中心に議論を促してまいります。

日本の対米投資がもたらす利益について、日本のウインは何だったと考えるかとお尋ねを頂戴をいたしております。

今般の会談におきまして、トランプ大統領に對しまして、日本企業によります対米投資額を、現在の七千八百三十億ドルから一兆ドルへといういまだかつてない規模まで引き上げたい、そのために共に取り組んでいきたい、このような意思をお伝えをいたしました。

日本にとりまして、米国は対日直接投資の約四分の一を占めます最大の対日投資国でございます。日米の緊密な経済関係を更に拡大、発展させる余地は大きく広がっているもの、このように理解をいたしておるところでございます。こうした中で、日米首脳会談の結果も踏まえまして、ビジネス環境が維持、改善されれば、両国間の投資の拡大を通じて日本企業のビジネスも拡大され、日本国内におきましても新たなイノベーションの喚起、国内雇用の拡大が実現する等々、我が国の国益にも資することになると考えております。

現在米国が進めようとしている政策の余波につきましてはでございますが、御指摘のように、物価や金利などの様々なルートを通じた我が国経済への直接的な影響や世界経済経由の間接的な影響などが複雑に絡み合っておりますことから、一概に申し上げることは当然困難なのでございますけれども、米国によります関税措置につきましては、我が国としては、まずこれらの措置の内容や我が国への影響を十分に精査しつつ、適切に対応して

まいりたいと考えております。

我が国の国力についてのお尋ねをいただきました。忘れられた人々というのが地方の過疎地に住む人たちだけではないということは、よく承知をいたしております。

我が国は、国家安全保障戦略におきまして、外交力、防衛力、経済力、技術力及び情報力、これらを安全保障に関わる総合的な国力の主要要素として挙げておりました。これらを総合的に結集し強化をしますことが国力の強化につながる、このように考えております。

国民の皆様方の所得と経済全体の生産性を向上し、国力を高めてまいりますためには、賃上げと投資が牽引する成長型経済の実現が基本であると考えるのは従来から申し上げているとおりでございます。いわゆる百三万円の壁につきましては、昨年十二月二十日、三党の幹事長間で、十二月十一日に合意した内容、すなわち百七十八万円を目指して引き上げること等につきまして、引き続き関係者間で誠実に協議を進めていくということが確認をされております。合意を踏まえた対応につきましては、政党間で、鋭意、誠実に協議が進められているもの、このように承知をいたしておるところでございます。

以上であります。(拍手)

○副議長(安葉光一郎君) 濱地雅一君。

〔濱地雅一君登壇〕

○濱地雅一君 公明党の濱地雅一です。

公明党を代表し、石破総理の米国帰朝報告について質問をいたします。(拍手)

石破総理は、世界の首脳で二番目に早い段階で

トランプ大統領との首脳会談を実現されました。

総理は、トランプ大統領の当選前から、来るべき首脳会談に備え周到な準備を重ねられたと伺っております。会談前は、トランプさんから関税や防衛費の大幅な引上げなど多くの要求を求められるのではないかと、国益に深く関わる会談であつただけに国民も固唾をのんで見守っておりました。会談では、視覚に訴える分かりやすい資料を基に日本、米国の貢献度をシミュレーションし、トランプ大統領に対して日本がいかに重要なパートナーであるかを理解させ会談を終えたことで、経済界のみならず、多くの国民に安心材料を与えたと思います。

特に安全保障面では、安倍政権時代に日米でコミットしてきた、自由で開かれたインド太平洋戦略を引き続き継続することが確認されました。また、経済面では、エネルギー分野を始めAI、半導体など幅広く協力関係を進めることで合意がなされたところであります。共同会見ではお二人のケミストリーの合った様子が日本で報道されましたが、米国内でもタフガイが来たという報道されるなど、総理の印象を米国民にも強く印象づけた会談となりました。

以下、具体的にお聞きをいたします。

今回の首脳会談において安全保障分野で注目されたのが、昨年四月に我が国がバイデン政権との間で結んだ新たな戦略的イニシアティブをトランプ政権においても踏襲されるのかという点でありました。

具体的には、日米それぞれの指揮統制の枠組みを向上させるため、日本に陸海空自衛隊を一元的に指揮する常設の組織としての統合作戦司令部を創設し、米国はそのカウンターパートとして在日

米軍を再編成し統合軍司令部を設置すること、また、日米防衛産業の協力によって装備品の取得や維持整備を円滑化するため、定期的な協議をする場となるDICA Sの設置などです。トランプ政権が、尖閣諸島において日米安全保障条約の第五条が適用されることに言及するかも注目でありました。

共同声明では、自衛隊及び米国の指揮統制枠組みの向上、南西諸島における日米二国間のブレゼンスの向上、日米の防衛産業力を強化するための共同生産、共同開発や維持整備を含む防衛装備、技術協力の推進などがコミットされました。安全保障条約五条の尖閣諸島適用も明記され、安全保障面での当初の懸念は払拭された形となりました。

今回の首脳会談で確認された安全保障面の協力を今後どのように具体化していくおつもりなのか、総理の答弁を求めます。

今回の会談では、トランプ大統領からは、我が国の防衛費をGDP比の何%まで引き上げるべきといったような発言はなく、むしろ、安保三文書で示された我が国の防衛力強化の姿勢が高く評価されたと承知をしております。今後、防衛力の強化は単にGDP比何%といった乱暴な議論ではなく、我が国が主体的に我が国防衛にとって必要な防衛力を着実に整備することが大事であると思いますし、この姿勢を米国側に丁寧に伝えていくことが大切だと思います。今回の会談では、在日米軍駐留経費については話題となりませんでした。今後、負担増を求められる可能性もあります。

トランプ政権下における我が国防衛力の強化について、今後、具体的にどのような検討をして

いくのか、総理の見解を伺います。

共同声明では、中国による東シナ海による力や威圧によるあらゆる現状変更の試みに強く反対する姿勢も示されました。トランプ大統領との間でいわゆる法の支配の重要性を共有できたことは大きな成果と言えます。

一方、今回のトランプ政権の閣僚ポストを見ると、いわゆる対中強硬派が多く起用をされています。共同声明では台湾海峡の平和と安定の重要性が強調されましたが、早速、中国政府は内政干渉と反応してきました。台湾有事は我が国有事に直結する重要な懸念であり、今後のトランプ政権の対中政策が注目されます。

では、我が国はどのように対中政策を進めるべきか。単に米国追随の政策を取るのではなく、我が国独自の対中政策を模索し、米中対立を緩和する役目を我が国が果たすこと。つまり、米中、日中で異なるアプローチがあることが我が国の国益を守る上で重要であると考えます。

総理は訪中を計画中との報道もありますが、トランプ政権下において我が国が取るべき対中政策について、総理がどのようにお考えか、答弁を求めます。

第一次トランプ政権では、史上初となる米朝首脳会談が実現し、安倍元総理の強い意志を受け、大統領は拉致被害者家族と面会しました。第二次政権発足後、トランプ大統領は、私は金正恩とても友好的だった、会うつもりがあるなどと発言されているところですが、現在、北朝鮮は歩み寄りの動きを示しておりません。

今回、首脳会談で拉致問題解決の必要性が表明され、米国の支持を得られたことは大きな成果ですが、今後は目に見える形で拉致問題の即時解決

に向け協力を具体化すべきと考えます。

拉致問題の解決を含め、今後の北朝鮮問題について日米でどのように連携を図るおつもりか、総理の答弁を求めます。

経済協力についてお伺いします。

貿易赤字削減を掲げるトランプ政権に対し、我が国から米国に対する自動車分野などの投資額を具体的に提示したことが会談成功の一つの要因でありました。加えて、半導体やAI、量子コンピュータなどの先端科学技術や次世代エネルギー分野について日米で世界を牽引する目標を掲げたことは、我が国が、今後、先端分野でイニシアチブを握る重要な契機となります。

これらの分野への投資に当たっては経済安全保障の観点を強く意識し、新たな分野で日米を核として、インド太平洋地域で我が国と価値を共有する国々との間で強力なサプライチェーンを構築することが、今後、世界情勢に左右されない経済秩序を実現する上で重要と考えます。

今後の米国との経済協力を経済安保の視点を持って戦略的に行っていくべきと思いますが、総理の答弁を求めます。

会談では、トランプ大統領は相互関税を何度も口にしました。一番の関心事は、自動車を始めとする基幹産業への関税強化が行われるか否かです。現在、日本の米国産自動車への関税はゼロ、米国の日本車への関税は二・五%と、日本の方が低い状態ですが、日本が米国よりも高い関税をかける農産品などを理由に自動車へ関税を課すのではないかと懸念もあるところでございます。投資に関しましては米国にメリットがあることをトランプ大統領に理解させることに成功いたしました。今後、関税に関しても、高額な関税は米

国経済にとってデメリットであることなど、粘り強く交渉すべきことは言うまでもありません。

最後に、我が国に不利益となる関税引上げの阻止に向けて、今後どのような対策を取るべきか、総理に答弁を求め、私の質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

〔内閣総理大臣石破茂君登壇〕

○内閣総理大臣(石破茂君) 濱地雅一議員の御質問にお答え申し上げます。

安全保障協力の今後の具体化についてでございます。

今般の会談におきましては、同盟の抑止力、対処力を高め、日米が直面する地域の戦略的課題に緊密に連携の上、対処していくことで一致をいたしました。私からは、日本の防衛力の抜本的強化への揺るぎないコミットメントを表明し、トランプ大統領はこれを歓迎したところでございます。

トランプ大統領は、合衆国によります核を含みますあらゆる能力を用いた、日本の防衛に対する合衆国の揺るぎないコミットメントを強調いたしました。また、日米安全保障条約第五条が尖閣諸島に適用されることも改めて確認をいたしました。

首脳会談におきましては、私と大統領から閣僚に対し日米2プラス2の早期開催を指示いたしました。こうした枠組みも通じまして、安全保障協力の更なる具体化に努めてまいる所存でございます。

我が国防衛力強化についてでございますが、共同声明では、我が国防衛力について、二〇二七年度までに日本を防衛する主たる責任を確保するものとする能力を構築し、この重要な基盤の上に、二〇二七年度より後も抜本的に防衛力を強化

していくことといたしております。これは、現行の安全保障戦略などに基づく我が国の取組を再確認したものであり、アメリカ力もこれを歓迎しておるところでございます。

我が国としては、引き続き、国家安全保障戦略等に基づきまして、我が国の抑止力、対処力強化のため、防衛力の抜本的強化の取組を着実に進めてまいります。

その際、在日米軍の駐留につきましては、今回の首脳会談において、我が国のみならず合衆国の国益にも意義を有する旨、私からトランプ大統領に伝えたところでございます。引き続き、米國と意思疎通をいたしてまいります。

二〇二七年度より後の防衛力整備の具体的内容につきましては、その時点での安全保障環境などを踏まえ、今後、何が必要かを検討し、実施すべき事項を積み上げてまいります。

対中政策についてでございます。

日中両国間には様々な可能性とともに数多くの課題や懸案がございますが、両国は地域と国際社会の平和と繁栄にとりまして共に重要な責任を有しております。

価値を共有します同盟国、同志国との連携を前提としつつ、中国との間では、習近平国家主席とも確認をいたしました戦略的互惠関係を包括的に推進いたしますとともに、建設的かつ安定的な関係の構築を双方の努力で進めていく、これが日本政府の方針でございます。

その上で、米中両国の関係の安定は国際社会にとりまして極めて重要でございます。日本といったしましては、引き続き、同盟国であります米國との強固な信頼関係の下、中国に対しまして、その立場にふさわしい責任を果たしていくよう働き

かけてまいりたいと考えております。

御指摘いただきました私の訪中時期につきましては、現時点では何ら決まっております。今後、適切に判断をいたしてまいります。

拉致問題を含む北朝鮮問題についてでございますが、今般の首脳会談では、私から、いまだに肉親と再会することができない拉致被害者御家族の苦しみ、切実な思いを大統領に直接伝達をいたしました上で、一日も早くこの問題を解決したいという決意を伝え、トランプ大統領に対し、米朝間の交渉の可能性も念頭に、改めて理解と協力を求めたところでございます。

これに対し、トランプ大統領から拉致問題の即時解決に向けた全般的な支持を得たことは大きな成果であると考えておりまして、このことは、拉致問題の解決に向けた我が国の主体的な取組に寄与するものであったと考えております。

北朝鮮の核、ミサイル問題に共に対処する必要性、北朝鮮の完全な非核化に対する確固たるコミットメントも確認をいたしました。

今般の会談を踏まえまして、首脳間を始めいたします強固な信頼、協力関係の下、拉致、核、ミサイル問題を含む北朝鮮への対応におきまして、日米間で緊密に連携をいたしてまいります。

今後の米國との経済協力についてでございますが、今回の会談では、共同声明にありますとおり、経済安全保障を含みます二国間の経済協力が同盟協力の不可欠な一部を成すことを確認をいたしました。また、日米両国がAI、量子コンピューティング、先端半導体などの技術分野における開発で世界をリードすることや、重要機微技術の一層の促進、保護、及びサブライチエーションの強靱化で協力することで一致をいたしました。

御指摘をいただきましたとおり、今回の会談も踏まえまして、米國との経済面での協力を、経済安全保障の視点を持ちまして一層強化してまいりたいと考えております。

関税措置についてのお尋ねをいただきました。トランプ大統領の関連の発言については、当然承知をいたしております。

我が国といたしましては、まずは今後明らかになる措置の具体的な内容及び我が国への影響を十分に精査しつつ、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。(拍手)

〇副議長(玄葉光一郎君) 八幡愛君。

(八幡愛君登壇)

〇八幡愛君 れいわ新選組、八幡愛です。(拍手) れいわ新選組には、国連や日本政府の代表として、国際紛争の現場で武装解除など交渉をやってきた伊勢崎賢治さんが在籍しております。防衛省の統合幕僚学校では十八年間教鞭を執り、全ての自衛隊員は自分の子供だと思っている方です。その伊勢崎さんいわく、間違った政治判断で自衛隊員の一人たりとも犠牲にはしたくない、でも、今回の日米会談でその可能性がより濃くなったと考えています。れいわ新選組は、この状況を変えるために、まずは総理の認識を確認いたします。

日本の対米外交は、実質、植民地外交であり、アーミテージ報告などを始めとする米國シンクタンクの提言書の要求事項を忠実に実行するお仕事です。今回の日米共同宣言を見ても同じ。親分の意向を付度すれば米國がひいきにしてくれるという希望的観測を捨てて、平常心による自主外交を行うことを求めます。

日米の貿易赤字を削減したいトランプ氏の要望に対し、日本企業の実績たる対米投資を総理はお約束されました。一方、米國側から日本国内企業への投資について、トランプ大統領は、会談後の記者会見で、雇用を生み出す対日投資について触れていません。これ、また差し上げるだけでしょうか。

日本企業が米國內で現地生産するやり方は、貿易摩擦を解消するために、一九八五年の円高以降行われてきました。他方、国内投資が冷え込み、失われた三十年となりました。今、米國內への投資に必死になるのではなく、それを日本国内で行うよう、方向転換、誘導しませんか。雇用創出、国内生産の向上は国民の利益。米國ではなく、まず日本国内で取り組むべき案件です。

今回の日米共同宣言には、自衛隊及び米軍のそれぞれの指揮統制枠組みの向上、日本の南西諸島における二国間のプレゼンスの向上、より実践的な訓練及び演習を通じた即応性の向上、拡大抑止の更なる強化と、実質的には米軍の指揮下に入りながら、南西諸島の軍事要塞化が進む内容です。そんなことは許されません。

日米共同宣言にある南西諸島におけるプレゼンスとは何ですか。ミサイル部隊を配置し、中国を想定し、南西諸島を戦場とする訓練などが行われ、沖縄を戦場にすると懸念が広がっています。これを止めることが、日本の総理の責任ではないのでしょうか。

というか、石破総理は本当に沖縄の基地負担軽減、必要だと思っておられますか。もしそう思っているんだしたら、米兵による少女への暴行など、相次ぐ米兵犯罪に実効性のある対応をしていただきたい。また、そのために、日米地位協定の改定は必須です。

トランプ大統領に、相次ぐ沖縄での米兵の性犯罪について謝罪は求めましたか。これに関連して、今回、日米地位協定の改定を求めましたか。辺野古の軟弱地盤については、トランプ大統領と情報共有されましたか。

二月七日、政府は能動的サイバー防御法案を閣議決定しました。これは、警察や自衛隊が、サイバー空間において攻撃をしかけようとしたとみなした相手に、先手を打ってアクセスし無害化するものと説明されています。法制化の経緯、その背景には、米国からのサイバー防御の連携の要請があるとされますが、台湾有事を見据えた政策ではないかとの指摘もあります。

能動的サイバー防御について、国際慣習法における開戦法規に抵触する可能性はないのでしょうか。

サイバー版先制攻撃能力というべき能動的サイバー防御の整備、これがいわゆる安全保障のジレンマを加速させると考えます。総理、いかがでしょうか。

共同宣言には、米国は、核を含むあらゆる能力を用いた、日本の防御に対する米国の揺るぎないコミットメントを強調したとあります。また、両首脳は、北朝鮮の完全な非核化に対する確固たるコミットメントを改めて確認したとあります。

朝鮮半島の非核化はとても重要。他方、肝腎の総理が米国と、核を含むあらゆる能力を用いた日本の防衛という立場で核抑止力を強化し、日本や韓国を核の傘の下に置いて、北朝鮮を脅しているようでは非核化に逆行します。

ここから、どのように北東アジアの非核化を進めるおつもりでしょうか。核抑止力は常に有効だ

という考えは非常に危険であり、失敗した場合のリスクを考えなければなりません。

今回の会談で、日米豪印のクアッドなど、多国の対中包囲の軍事枠組みの継続を確認。これでは緊張が高まる一方です。日米韓だけではなく、中国、北朝鮮、ロシアも含んだ、全ての当事者を巻き込んだ対話と信頼醸成の多国間の枠組みこそが安全保障のジレンマを脱却する安心供与の仕組みです。日本がそれを主導しませんか。

力による現状変更への試みは許さないと日米で確認する一方、トランプ政権は、パナマ運河、グリーンランドの獲得に武力を使う可能性を否定せず、パレスチナ・ガザには、中東のリゾート地に再開発するために住民を他国に移住させるなどと表明。

これらの発言は、力による現状変更そのものと考えます。石破総理も同じ認識でしょうか。米国がその発言を実現するため何かしら動き出したときには、同盟国として、やめておけとくぎを刺せますか。それとも、やはり仮定の御質問にはお答えしかねるのでしょうか。

国際法では、集団としてのパレスチナ人に自決権があるとされ、個々のパレスチナ人には国際人権法が定める居住の自由もあります。武力紛争のルールを定めたジュネーブ諸条約の追加議定書では、占領地の住民の追放や移送も禁じられています。

石破総理には、駄目なものを駄目と言える日本初の総理大臣になっていただきたいんですよ。このままでは国民も国も守れません。それができないとおっしゃるのなら、やはりさっさと辞めてもらわないといけないです。

以上、質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣石破茂君登壇〕

○内閣総理大臣(石破茂君) 八幡愛議員の御質問にお答えを申し上げます。

対米投資と国内投資の促進についてでございます。

日本にとりまして、米国は、対日直接投資の約四分の一を占めます最大の対日投資国でございます。日米の緊密な経済関係を更に拡大、発展させる余地は大きく広がっているものと考えております。こうした中で、首脳会談の結果も踏まえまして、ビジネス環境が維持、そして改善されますと、両国間の投資の拡大を通じて日本企業のビジネスが拡大され、日本国内におきましても新たなイノベーションの喚起、国内雇用の拡大が実現するなど、我が国の国益に資することになる、このように考えております。

国内における投資の更なる拡大は、私どもの内閣が進めております賃上げと投資が牽引する成長型経済の実現に向けましても、極めて重要と考えております。二〇三〇年度百三十五兆円、二〇四〇年度二百兆円という新たな官民目標の実現に向け、企業の成長投資を後押しする規制・制度改革や、DX、GXなど成長分野における設備投資を促進するためのインセンティブ措置等を通じまして、国内投資を積極的に促進してまいりたいと考えております。

南西諸島における日米二国間のプレゼンス、沖縄の基地負担軽減についてお答えを申し上げます。

共同声明におきます日本の南西諸島における二国間のプレゼンスの向上は、南西地域における自衛隊の部隊配備など、我が国としての努力と同時に、同盟の抑止力、対処力を強化しますため、南

西地域における共同訓練を増加させるなど、日米協力の強化につきましても不断に取り組んでまいります。その際、自衛隊と米軍がそれぞれ独立した指揮系統に従って行動することが前提でございます。

また、南西地域の防衛強化を含みます防衛力の抜本的強化、日米同盟の対処力の強化は、抑止力を向上させ、我が国に対する武力攻撃そのものの可能性を低下させることにつながります。地元の皆様の御理解を得られますよう努めつつ、着実に取組を進めてまいります。

同時に、沖縄の基地負担軽減の観点から、沖縄統合計画に基づきます米軍施設・区域の整理縮小等の取組についても着実に進めてまいります。

在日米軍によります性犯罪、日米地位協定及び普天間飛行場代替施設の建設についてでございます。

首脳会談におきましては、まずは強固な信頼関係を築くことを重視し、安全保障分野を含みます日米関係全般につきまして意見交換を行い、同盟の抑止力、対処力を高め、日米が直面する地域の戦略的課題に緊密に連携して向き合っていくことで一致をいたしました。また、私から沖縄の負担軽減の必要性を説明したところでございます。

米軍関係者によります事件、事故は、地元の皆様方に大きな不安を与えるものであり、あつてはならない、このように考えております。米側に対しては、在日米軍の綱紀粛正、再発防止の徹底を働きかけており、引き続き、こうした働きかけを行うとともに、日米間で緊密に協力をいたしてまいります。

普天間飛行場代替施設建設事業の地盤改良工事につきましては、沖縄防衛局におきまして、有識

者の助言を得つつ検討を行いました結果、十分に安定した護岸などの施工が可能であることが確認されており、米側との間でも、埋立工事前に地盤改良工事を実施することについて既に合意をいたしておるところでございます。

首脳会談におきましても、辺野古における普天間飛行場代替施設の建設及び同飛行場の返還を含みます沖縄統合計画に従った在日米軍再編を着実に実施してまいり、確認をいたしたところでございます。

能動的サイバー防御についてでございますが、御指摘の国際慣習法における開戦法規や安全保障のジレンマについて確たる定義はない、このように承知をいたしております。

この度、法整備を目指しております能動的サイバー防御は、そもそも、国連憲章や日本国憲法第九条に規定する武力の行使と評価されるものではございません。

能動的サイバー防御につきましても、国や重要インフラなどに対します重大なサイバー攻撃を認知し、人の生命、身体、財産への重大な危害を防止する緊急な必要がありまときに、攻撃サイバーなどにアクセスして不正プログラムを無害化する措置などを想定しているところでございます。これは、公共秩序の維持の観点から、警察権の範囲内で必要最小限度の措置として行うものでございます。

外国に所在する攻撃サイバーなどの無害化措置を行います際にも、そもそも国際法上禁止されていない合法的な行為に当たする場合や、仮にサイバー所在国の領域主権の侵害に当たり得るとしても、その違法性を阻却できるような措置に限って実施することとなります。

このように、能動的サイバー防御は国際法上許容されている範囲内で行うものでございまして、他国における安全保障上の脅威認識をいたずらに増大させるものでもないことから、御指摘は当たらないものでございます。

北東アジアの非核化についてでございますが、我が国が、戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面し、現実には核兵器などの日本に対する安全保障上の脅威が存在いたします中で、こうした脅威に対応するためには、我が国自身によります防衛努力に加えまして、米国が提供する核を含みます拡大抑止が不可欠である、このように考えております。

このような考えに基づきまして、今般の日米首脳共同声明におきましては、核を含むあらゆる能力による米国の拡大抑止について再確認をいたしました。

北朝鮮情勢について認識を共有し、核、ミサイル問題に共に対処する必要性、北朝鮮の完全な非核化に対する確固たるコミットメントも確認をいたしたところであります。

国民の生命財産を守り抜くために、現実を直視し、我が国にとって不可欠である米国の拡大抑止を含め国の安全保障を確保しつつ、同時に現実を核兵器のない世界という理想に近づけていくべく取り組むことは決して矛盾するものではなく、共に取り組んでまいります。

対話と信頼醸成の多国間枠組みについてでございますが、国際秩序に挑戦がもたらされ、我が国が戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面いたします中、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の堅持は、ますますその重要性を増しておると考えております。

こうした中、ともすれば抑止力か外交力かの二択の議論になりがちでございますが、この二つはどちらも適切に備えていかなければ意味がございません。

すなわち、我が国といたしまして、積極的な外交を展開し、各国との対話を重ね、信頼醸成を図っていく努力は間違いなく必要であります。

同時に、同盟の抑止力及び対処力の維持強化や、同盟国、同志国との連携により、我が国にとって望ましい安全保障環境をつくり出していくかなければなりません。今般の共同声明におきましても、自由で開かれたインド太平洋の実現に向けた絶え間ない協力の決意を表明し、その一環として、日米豪印、日米韓、日米豪、日米比といった多層的で共同歩調の取れた協力を推進することを確認したところでございます。

こうした姿勢を貫き、日米同盟を基軸に、友好国、同志国の輪を広げますとともに、各国との対話を重ね、地域及び国際社会の平和と安定に寄与すべく、外交努力を重ねてまいります。

パナマ運河、グリーンランド及びガザ地区に係るトランプ大統領の発言についてでございますが、一連の発言については承知をいたしておりますが、これはアメリカ国内におきましても様々な議論がある現段階におきまして、大統領によります発言の逐一について、日本政府として見解を述べることは適切ではございません。

引き続き、その推移を見極めてまいりますとともに、必要に応じて両政府間で意思疎通を図るなど、適切に対応してまいりたい、このように考えておるところであります。
以上でございます。(拍手)

○副議長(玄葉光一郎君) 志位和夫君。

(志位和夫君登壇)

○志位和夫君 私は、日本共産党を代表して、日米首脳会談について総理に質問します。(拍手)

まず問いたいのは、パレスチナ・ガザ地区の住民を強制移住させ、米国が土地を長期的に所有するというトランプ大統領の発言に対する態度です。国連事務総長、ドイツ、フランスなど米国の同盟国も批判の声を上げの中で、総理が日米首脳会談でなぜ批判的言及を一切しなかったのか、お答えください。

イスラエルのジェノサイドによって深く傷ついたガザの人々への人道支援を強化し、停戦を恒久化するために国際社会が力を尽くすべきときに、住み慣れた土地から追放し、観光地にするというのは、余りにおぞましい構想です。総理は、首脳会談後の会見で、トランプ氏について、世界に対する強い使命感を持つ方と持ち上げましたが、余りに卑屈なおもねりと言ううほかないではありませんか。

戦時の文民保護を定めたジュネーブ条約は、占領地域から住民を強制移送することを固く禁止しています。国連憲章は、力づくで領土を取得することを禁止しています。トランプ氏の主張が国連憲章と国際法を深刻にじゅうりんするものであることは、余りにも明瞭ではありませんか。総理にはその認識はありますか。

日米共同声明では、中国などを念頭に、力による現状変更の試みへの強い反対を明記しましたが、最悪の力による現状変更の試みであるトランプ氏の発言を黙認するならば、ダブルスタンダードそのものになるではありませんか。
日本政府を含む国際社会の大半は、パレスチナ

国家の樹立を支持し、イスラエルとの二国家共存を求めています。トランプ氏の主張は、二国家共存を根本から否定するものであり、日本政府の方針に照らしても許容できないものではありませんか。事は法の支配に基づく国際秩序を根底から揺るがす大問題です。今からでもトランプ氏に撤回を求めるべきです。答弁を求めます。

総理は、日米首脳会談で、トランプ大統領が気候変動対策のバリ協定から離脱したことに対しても、一切言及しませんでした。なぜですか。世界各地で洪水や山火事などが相次ぎ、日本でも猛暑、豪雨、豪雪、農漁業の被害が起こり、気候危機対策は文字どおり待ったなしです。地球温暖化はでつち上げたと語り、掘って掘って掘りまぐれと石油や天然ガスの増産に突き進むトランプ氏の暴走に対して、国際協調の重要性を説き、翻意を促すことが必要だと考えませんか。

ところが、総理は、米国の貿易赤字の穴埋めのために、液化天然ガスを新たに購入する約束までしてきました。これでは、気候危機打開に逆行するトランプ大統領の暴走にあからさまに加担することになるではありませんか。お答えいただきたい。

総理が、日米共同声明で、日米同盟の抑止力、対処力の更なる強化を宣言した上で、二〇二七年度より後も抜本的に防衛力を強化していくことを約束したことは極めて重大です。

政府が二二年十二月に閣議決定した安保三文書の防衛力整備計画では、二三年度から二七年度までの五年間で軍事費を四十三兆円増額した上で、二七年度以降は防衛力を安定的に維持するとされています。ところが、共同声明では、二七年度以降も抜本的に防衛力を強化していくと明記されて

います。

総理、維持から抜本的強化に変わったのはなぜですか。その理由を明確にお答えいただきたい。これは、軍事費をGDP比二％より更に増やすという誓約ではありませんか。こんな重大なことを、国会に諮ることもなく、閣議決定すら行わずに、アメリカに約束してきたのですか。

総理は、大軍拡の理由として、日本を取り巻く安全保障環境が戦後最も厳しいと繰り返しています。安全保障環境が戦後最も厳しいと繰り返しています。

それでは、伺います。政府が今進めている空前の大軍拡計画を実行すれば、日本を取り巻く安全保障環境が改善するのでしょうか。日本が大軍拡を進めれば、相手も軍拡を加速させ、軍事対軍事の悪循環に陥り、かえって戦争のリスクを高める、いわゆる安全保障のジレンマに陥つてしまう。総理は、その危険をどう考えますか。

大軍拡によって暮らしの予算が圧迫されています。来年度政府予算案は、軍事費だけが前年度比九・五％増と異常突出し、社会保障予算、文教科学予算、中小企業予算など暮らしの予算は、どれも物価上昇に追いつかない、実質マイナスの予算となつていきます。高額医療費の上限引上げ、大学学費の値上げラッシュなど、暮らしの予算を削りに削りながら、軍事費だけは異常突出を続ける。

総理、戦後最も厳しいレベルにあるのは国民の暮らしですよ。それを無視した予算案ではありませんか。

平和も暮らしも壊す大軍拡を中止し、現にASEANが実践しているように、対話の徹底した積み重ねで東アジアに平和をつくる外交にこそ心血を注ぐことを強く求めて、質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣石破茂君登壇〕

○内閣総理大臣(石破茂君) 志位和夫議員の御質問にお答え申し上げます。

ガザ情勢の扱いを含みますトランプ大統領とのやり取りについてお尋ねを頂戴をいたしました。ガザ情勢の扱いを含むトランプ大統領とのやり取りでございますが、対話相手のいかにかわりませず、各国首脳と国際社会の諸課題について率直に意見を交わしますためには、まずは先方と信頼関係を構築し、諸課題に係る認識を一致させなければなりません。

それが重要でございます。さきの会談におきまして、率直な意見交換を行い、信頼構築に向けた一歩とすることができたことは、今後、より率直な議論に向けて意味のある成果であった、このように考えております。

その上で、ガザ情勢につきましては、日米両国、国際社会が直面する課題は多岐にわたっておりまして、今回の首脳会談では取り上げなかったものであります。自由で開かれたインド太平洋を堅持し、世界に平和と繁栄をもたらすとの首脳間の共通認識を踏まえまして、今後、両国政府で話し合っていきたい、このように考えております。国連憲章との関係及び我が国の対応についてでございますが、一連の発言については承知をいたしております。この問題につきましては、合衆国内におきましても様々な議論がございます。そのような現段階におきまして、大統領の発言の逐一につきまして、我が国政府として見解や法的解釈を述べることは適切ではないと考えております。この推移を注意深く見極めてまいりますとともに、必要に応じまして両国の政府間で意思疎通を図るなど適切に対応をしてまいらなければなら

ないのは、これまた当然のことでございます。

トランプ大統領のパレスチナに関する発言についてであります。この問題につきましても、米国内において様々な議論がございます。そのような現段階におきまして、大統領によります発言の逐一について、政府として見解を述べることは必ずしも適切ではございません。その推移を注意深く見極めてまいります。

その上で、我が国といたしまして、二国家解決を支持する立場には全く変わりはありません。関係国、機関とも緊密に意思疎通をしながら、喫緊の人道支援に加えまして、中長期的な復旧復興支援におきましても積極的に役割を果たしてまいります。

パリ協定の扱い、LNGの位置づけについてであります。

日米両国、そして国際社会が直面する課題は極めて多いのでございまして、全てを取り上げることはできなかったわけでございしますが、その上で、世界の気候変動対策へのアメリカの関与は、引き続き重要であると認識をいたしております。州政府あるいは産業界を含めましたアメリカと協力していく方法を探求しつつ、欧州やアジア諸国と連携をし、気候変動問題に積極的に取り組んでまいります。

LNGは、化石燃料の中で温室効果ガスの排出が最も少ないものでございます。再生可能エネルギーの調整電源の中心的な役割を果たすものであります。日本へのLNG輸出増加を含む日米エネルギー協力強化は気候変動対応に完全に逆行する動きに加担することになる、このような議員の御指摘は当たりません。

日米首脳共同声明における防衛力の抜本的強化についてでございます。

現行の国家防衛戦略におきまして、防衛力の抜本的強化は将来にわたり維持強化していく必要があるとされておりまして、今般の日米共同声明におきまして、二〇二七年度より後も抜本的に防衛力を強化していくことは、現行の国家安全保障戦略などに基づく既存のコミットメントを再確認したものでございます。

その上で、二〇二七年度より後の防衛力整備の具体的な内容につきましては、その時点での安全保障環境などを踏まえまして、何が必要かを検討し、実施すべき事項を積み上げていくものでございまして、今般の共同声明は、二〇二七年度より後の防衛費の規模について約束したものではありません。

防衛力の抜本的強化と安全保障のジレンマとの関係についてでございますが、戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面する中、防衛力の抜本的強化は、我が国の独立と平和、国民の命と平和な暮らしを守るために不可欠なものでございます。

その上で、安全保障のジレンマを防ぎますため、諸外国に対しまして、自国の安全保障政策の具体的な考え方を明確にし、透明性を確保いたしますとともに、諸外国との間で信頼を醸成することは重要でございます。言うまでもございません。

我が国の安全保障政策は、これまでも透明性を持って進めてまいりますとともに信頼醸成に取り組んできたところでございまして、これらの取組を積極的に進めてまいります。

防衛予算と国民の暮らし、東アジア外交について

てでございますが、令和七年度の防衛予算につきましては、戦後最も厳しく複雑な安全保障環境におきまして、我が国の独立と平和、国民の命と平和な暮らしを守り抜くために必要な予算を計上しておるところでございます。

その際、防衛力の強化とともに、社会保障や教育を含めまして、各種の施策に必要な予算についても計上しておるものでございまして、国民の暮らしを無視した予算案との御指摘は全く当たるものではないでございます。

加えまして、東アジア外交につきましては、国益に基づく現実的な外交を進め、日米同盟を基軸に、友好国、同志国を増やしますとともに、各国との対話を重ねますことで、分断と対立を乗り越え、法の支配に基づく国際秩序を断固として堅持をいたしてまいります。

以上でございます。(拍手)

○副議長(玄葉光一郎君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(玄葉光一郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後三時四十五分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣 石破 茂君

出席内閣官房副長官

内閣官房副長官 橘 慶一郎君

○議長の報告

(通知書受領)

一、去る四日、石破内閣総理大臣から額賀議長宛て、次の通知書を受領した。

閣総第六三号

令和七年二月四日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

私は、令和七年二月六日(木)午後六時三十分羽田空港発、二月八日(土)午後九時四十分同空港着の予定で、アメリカ合衆国訪問のため出張しますので、御通知いたします。

(報告書受領)

一、去る一月二十八日、内閣から次の報告書を受領した。

内閣府設置法第六十七条第一項の規定に基づく令和六年十一月二十八日から令和七年一月二十三日までの間における行政組織の新設改廃状況報告書

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第十五条の規定に基づく同法の施行状況に関する報告

一、去る四日、内閣から次の報告書を受領した。
租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第五条第二項の規定に基づく租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書

令和二年度決算に関する衆議院の議決について講じた措置の報告

令和三年度決算に関する衆議院の議決について講じた措置の報告

令和四年度決算に関する衆議院の議決について講じた措置の報告

一、去る四日、内閣を経由して総務大臣村上誠一郎君から、次の報告書を受領した。

地方税法第七百五十八条第二項の規定に基づく地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書

一、去る七日、内閣から次の報告書を受領した。

国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律附則第十条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条第二号の規定による廃止前の国有林野事業の改革のための特別措置法第十七条の規定に基づく令和五年度における国有林野事業に係る債務の処理に関する施策の実施の状況に関する報告

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律第三十一条の規定に基づく令和五年度における日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律に定める施策の実施の状況に関する報告

(見込額書受領)

一、去る四日、内閣から次の見込額書を受領した。

地方交付税法第七条の規定に基づく令和七年度地方団体の歳入歳出総額の見込額書

(理事補欠選任)

一、去る一月三十日、予算委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 齋藤 健君(理事高木啓君去る一月

三十日理事辞任につきその補欠)

一、去る五日、内閣委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 市村浩一郎君(理事阿部司君去る一月二十二日委員辞任につきその補欠)

一、去る六日、総務委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 黒田 征樹君（理事守島正君去る六日理事辞任につきその補欠）

（常任委員辞任及び補欠選任）

一、去る一月二十八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

議院運営委員

辞任

高木 啓君 補欠 小森 卓郎君
小森 卓郎君 高木 啓君

一、去る一月三十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

高木 啓君 補欠 三谷 英弘君
土屋 品子君 中野 英幸君
中野 英幸君 土屋 品子君
三谷 英弘君 高木 啓君

一、去る一月三十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任

松本 剛明君 補欠 小泉 龍司君
財務金融委員 補欠 松本 剛明君

辞任

小泉 龍司君 補欠 松本 剛明君
予算委員 補欠 河野 太郎君

辞任

河野 太郎君 補欠 福田かおる君

高木 啓君 小野寺五典君
田所 嘉徳君 木原 誠二君
深澤 陽一君 中曽根康隆君
大島 敦君 藤岡たかお君
酒井なつみ君 宗野 創君
本庄 知史君 長妻 昭君
米山 隆一君 源馬謙太郎君
小野寺五典君 小寺 裕雄君
木原 誠二君 森下 千里君
中曽根康隆君 草間 剛君
宗野 創君 城井 崇君
長妻 昭君 東 克哉君
草間 剛君 塩崎 彰久君
小寺 裕雄君 田野瀬太道君
小野寺五典君 おおたけりえ君
東 克哉君 齋藤 裕喜君
おおたけりえ君 安藤しゅん子君
齋藤 裕喜君 阿部祐美子君
安藤しゅん子君 高橋 永君
阿部祐美子君 佐々木ナオミ君
高橋 永君 深澤 陽一君
塩崎 彰久君 高木 啓君
田野瀬太道君 河野 太郎君
福田かおる君 田所 嘉徳君
森下 千里君 酒井なつみ君
城井 崇君 米山 隆一君
源馬謙太郎君 本庄 知史君
佐々木ナオミ君

一、去る三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任 補欠
河野 太郎君 鬼木 誠君
高木 啓君 井出 庸生君

酒井なつみ君 岡田 克也君
米山 隆一君 福森和歌子君
池下 卓君 岩谷 良平君
徳安 淳子君 阿部 司君
西田 薫君 萩原 佳君
長友 慎治君 白木 秀剛君
橋本 幹彦君 田中 健君
大森江里子君 中川 宏昌君
河西 宏一君 山口 良治君
田村 貴昭君 塩川 鉄也君
緒方林太郎君 北神 圭朗君
井出 庸生君 井野 俊郎君
岡田 克也君 川原田英世君
阿部 司君 青柳 仁士君
岩谷 良平君 斎藤アレックス君
萩原 佳君 黒田 征樹君
田中 健君 村岡 敏英君
山口 良治君 岡本 三成君
塩川 鉄也君 中西 健治君
北神 圭朗君 柴田 勝之君
井野 俊郎君 藤巻 健太君
川原田英世君 猪口 幸子君
青柳 仁士君 河野 太郎君
斎藤アレックス君 高木 啓君
白木 秀剛君 酒井なつみ君
田中 健君 米山 隆一君
西田 薫君 徳安 淳子君
池下 卓君 山岸 一生君
長友 慎治君 藤巻 健太君
橋本 幹彦君 村上 智信君
岡本 三成君 村岡 敏英君

一、去る四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任

高木 啓君 補欠 小寺 裕雄君
深澤 陽一君 西田 昭二君
山田 賢司君 岩田 和親君
酒井なつみ君 五十嵐えり君
本庄 知史君 山岸 一生君
徳安 淳子君 村上 智信君
西田 薫君 藤巻 健太君
大森江里子君 山崎 正恭君
櫛淵 万里君 八幡 愛君
小寺 裕雄君 佐々木 紀君
五十嵐えり君 竹内 千春君
佐々木 紀君 黄川田仁志君
竹内 千春君 岡田 華子君
黄川田仁志君 鬼木 誠君
岡田 華子君 篠田奈保子君
篠田奈保子君 中島 克仁君
岩田 和親君 山田 賢司君
鬼木 誠君 高木 啓君
西田 昭二君 深澤 陽一君
中島 克仁君 酒井なつみ君
山岸 一生君 本庄 知史君
藤巻 健太君 西田 薫君
村上 智信君 徳安 淳子君
山崎 正恭君 大森江里子君
八幡 愛君 櫛淵 万里君

議院運営委員			
高木 啓君	中曽根康隆君	あかま二郎君	高木 啓君
伊藤 俊輔君	柚木 道義君	尾崎 正直君	深澤 陽一君
白木 秀剛君	田中 健君	黄川田仁志君	山田 賢司君
柚木 道義君	井坂 信彦君	中西 健治君	田所 嘉徳君
中曽根康隆君	高木 啓君	城井 崇君	藤岡たかお君
井坂 信彦君	伊藤 俊輔君	馬淵 澄夫君	酒井なつみ君
田中 健君	白木 秀剛君	吉川 元君	本庄 知史君
一、去る五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。			
内閣委員			
山口 壯君	向山 淳君	奥下 剛光君	池下 卓君
向山 淳君	山口 壯君	美延 映夫君	徳安 淳子君
予算委員			
高木 啓君	あかま二郎君	高市 早苗君	小林 茂樹君
田所 嘉徳君	中西 健治君	福田 昭夫君	波多野 翼君
深澤 陽一君	尾崎 正直君	辰巳孝太郎君	塩川 鉄也君
山田 賢司君	黄川田仁志君	高市 早苗君	塩川 鉄也君
酒井なつみ君	馬淵 澄夫君	高市 早苗君	塩川 鉄也君
藤岡たかお君	酒井なつみ君	高市 早苗君	塩川 鉄也君
池下 卓君	本庄 知史君	高市 早苗君	塩川 鉄也君
伊藤 俊輔君	西田 薫君	高市 早苗君	塩川 鉄也君
白木 秀剛君	黒田 征樹君	高市 早苗君	塩川 鉄也君
一、去る六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。			
総務委員			
高木 啓君	あかま二郎君	高市 早苗君	小林 茂樹君
田所 嘉徳君	中西 健治君	福田 昭夫君	波多野 翼君
深澤 陽一君	尾崎 正直君	辰巳孝太郎君	塩川 鉄也君
山田 賢司君	黄川田仁志君	高市 早苗君	塩川 鉄也君
酒井なつみ君	馬淵 澄夫君	高市 早苗君	塩川 鉄也君
藤岡たかお君	酒井なつみ君	高市 早苗君	塩川 鉄也君
池下 卓君	本庄 知史君	高市 早苗君	塩川 鉄也君
伊藤 俊輔君	西田 薫君	高市 早苗君	塩川 鉄也君
白木 秀剛君	黒田 征樹君	高市 早苗君	塩川 鉄也君
予算委員			
高木 啓君	あかま二郎君	高市 早苗君	小林 茂樹君
田所 嘉徳君	中西 健治君	福田 昭夫君	波多野 翼君
深澤 陽一君	尾崎 正直君	辰巳孝太郎君	塩川 鉄也君
山田 賢司君	黄川田仁志君	高市 早苗君	塩川 鉄也君
酒井なつみ君	馬淵 澄夫君	高市 早苗君	塩川 鉄也君
藤岡たかお君	酒井なつみ君	高市 早苗君	塩川 鉄也君
池下 卓君	本庄 知史君	高市 早苗君	塩川 鉄也君
伊藤 俊輔君	西田 薫君	高市 早苗君	塩川 鉄也君
白木 秀剛君	黒田 征樹君	高市 早苗君	塩川 鉄也君
一、去る七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。			
内閣委員			
山口 壯君	向山 淳君	奥下 剛光君	池下 卓君
向山 淳君	山口 壯君	美延 映夫君	徳安 淳子君
予算委員			
高木 啓君	あかま二郎君	高市 早苗君	小林 茂樹君
田所 嘉徳君	中西 健治君	福田 昭夫君	波多野 翼君
深澤 陽一君	尾崎 正直君	辰巳孝太郎君	塩川 鉄也君
山田 賢司君	黄川田仁志君	高市 早苗君	塩川 鉄也君
酒井なつみ君	馬淵 澄夫君	高市 早苗君	塩川 鉄也君
藤岡たかお君	酒井なつみ君	高市 早苗君	塩川 鉄也君
池下 卓君	本庄 知史君	高市 早苗君	塩川 鉄也君
伊藤 俊輔君	西田 薫君	高市 早苗君	塩川 鉄也君
白木 秀剛君	黒田 征樹君	高市 早苗君	塩川 鉄也君
財務金融委員			
長島 昭久君	福田かおる君	長島 昭久君	福田かおる君
牧島かれん君	田所 嘉徳君	牧島かれん君	田所 嘉徳君
田所 嘉徳君	福田かおる君	長島 昭久君	福田かおる君
福田かおる君	長島 昭久君	長島 昭久君	福田かおる君
一、去る七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。			
内閣委員			
山口 壯君	向山 淳君	奥下 剛光君	池下 卓君
向山 淳君	山口 壯君	美延 映夫君	徳安 淳子君
予算委員			
高木 啓君	あかま二郎君	高市 早苗君	小林 茂樹君
田所 嘉徳君	中西 健治君	福田 昭夫君	波多野 翼君
深澤 陽一君	尾崎 正直君	辰巳孝太郎君	塩川 鉄也君
山田 賢司君	黄川田仁志君	高市 早苗君	塩川 鉄也君
酒井なつみ君	馬淵 澄夫君	高市 早苗君	塩川 鉄也君
藤岡たかお君	酒井なつみ君	高市 早苗君	塩川 鉄也君
池下 卓君	本庄 知史君	高市 早苗君	塩川 鉄也君
伊藤 俊輔君	西田 薫君	高市 早苗君	塩川 鉄也君
白木 秀剛君	黒田 征樹君	高市 早苗君	塩川 鉄也君
財務金融委員			
長島 昭久君	福田かおる君	長島 昭久君	福田かおる君
牧島かれん君	田所 嘉徳君	牧島かれん君	田所 嘉徳君
田所 嘉徳君	福田かおる君	長島 昭久君	福田かおる君
福田かおる君	長島 昭久君	長島 昭久君	福田かおる君

田村 貴昭君 緒方林太郎君 今枝宗一郎君 山口 良治君 小泉進次郎君 佐々木 紀君 永岡 桂子君 中西 健治君 長谷川淳二君 井坂 信彦君 金子 恵美君 小宮山泰子君 篠原 孝君 田嶋 要君 辻 英之君 猪口 幸子君 空本 誠喜君 菊池大二郎君 角田 秀穂君 福重 隆浩君 八幡 愛君 本村 伸子君 福島 伸享君	本村 伸子君 福島 伸享君 佐々木 紀君 角田 秀穂君 深澤 陽一君 古屋 圭司君 土屋 品子君 田所 嘉徳君 高木 啓君 本庄 知史君 神谷 裕君 米山 隆一君 酒井なつみ君 藤岡たかお君 近藤 和也君 徳安 淳子君 西田 薫君 長友 慎治君 大森江里子君 河西 宏一君 柳瀬 万里君 田村 貴昭君 緒方林太郎君	橋本 幹彦君 中西 健治君 小寺 裕雄君 井出 庸生君 井野 俊郎君 鈴木 隼人君 三谷 英弘君 太 栄志君 渡辺 創君 高橋 英明君 白木 秀剛君	白木 秀剛君 小寺 裕雄君 三谷 英弘君 小林 茂樹君 深澤 陽一君 高木 啓君 河野 太郎君 酒井なつみ君 藤岡たかお君 池下 卓君 橋本 幹彦君	長谷川淳二君 若山 慎司君 安藤じゅん子君 うるま讓司君	西野 太亮君 山際大志郎君 水沼 秀幸君 三木 圭恵君	（特別委員辞任及び補欠選任） 一、去る一月三十一日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 政治改革に関する特別委員 辞任 松本 剛明君 地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員 辞任 小泉 龍司君	補欠 広瀬 建君 補欠 三反園 訓君
一、去る十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 予算委員 辞任 河野 太郎君 小林 茂樹君 高木 啓君 深澤 陽一君 酒井なつみ君 藤岡たかお君 池下 卓君	補欠 中西 健治君 井出 庸生君 鈴木 隼人君 井野 俊郎君 太 栄志君 渡辺 創君 高橋 英明君	尾崎 正直君 栗原 涉君 西野 太亮君 平井 卓也君 平沼正二郎君 山際大志郎君 水沼 秀幸君 三木 圭恵君 小池 正昭君 塩崎 彰久君 古川 直季君 草間 剛君 坂本竜太郎君 福田かおる君 福田かおる君 広瀬 建君 大空 幸星君 金子 恭之君 小森 卓郎君 島田 智明君	補欠 小池 正昭君 大空 幸星君 塩崎 彰久君 金子 恭之君 小森 卓郎君 古川 直季君 安藤じゅん子君 うるま讓司君 草間 剛君 坂本竜太郎君 若山 慎司君 島田 智明君 福田かおる君 広瀬 建君 長谷川淳二君 栗原 涉君 平井 卓也君 平沼正二郎君 尾崎 正直君	予算委員 辞任 藤岡たかお君 本庄 知史君 橋本 幹彦君 大森江里子君 田村 貴昭君 東 克哉君 長谷川嘉一君 福田 玄君 平林 晃君 本村 伸子君	補欠 長谷川嘉一君 東 克哉君 福田 玄君 平林 晃君 本村 伸子君 本庄 知史君 藤岡たかお君 大森江里子君 田村 貴昭君	（議案提出） 一、去る一月二十八日、議員から提出した議案は次のとおりである。 医療保険の被保険者証等の交付等の特例に関する法律案（中島克仁君外十二名提出） 一、去る一月二十九日、議員から提出した議案は次のとおりである。 訪問介護事業者に対する緊急の支援に関する法律案（井坂信彦君外十二名提出） 一、去る一月三十日、議員から提出した議案は次のとおりである。 介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案（井坂信彦君外十五名提出） 一、去る一月三十一日、議員から提出した議案は次のとおりである。 政治資金規正法の一部を改正する法律案（小泉進次郎君外五名提出、衆法第四号） 政治資金規正法の一部を改正する法律案（小泉進次郎君外五名提出、衆法第五号） 一、去る四日、内閣から提出した議案は次のとおりである。 所得税法等の一部を改正する法律案	

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案 地方交付税法等の一部を改正する法律案 一、去る七日、内閣から提出した議案は次のとおりである。 重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案 重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案 重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案 関税法等の一部を改正する法律案 国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律及び米州投資公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案 大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律案 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案 情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案 道路法等の一部を改正する法律案 港湾法等の一部を改正する法律案 一、昨十二日、内閣から提出した議案は次のとおりである。 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案 防衛省設置法等の一部を改正する法律案	(議案受領) 一、去る七日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。 特定生殖補助医療に関する法律案 (議案送付) 一、去る一月二十九日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。 医療保険の被保険者証等の交付等の特例に関する法律案(中島克仁君外十二名提出) 一、去る一月三十日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。 訪問介護事業者に対する緊急の支援に関する法律案(井坂信彦君外十二名提出) 一、去る一月三十一日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。 介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案(井坂信彦君外十五名提出) 一、去る三日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。 政治資金規正法の一部を改正する法律案(小泉進次郎君外五名提出、衆法第四号) 政治資金規正法の一部を改正する法律案(小泉進次郎君外五名提出、衆法第五号) (議案撤回申出) 一、去る一月二十八日、議員から次の議案を撤回する旨の申出があった。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(森田俊和君外十二名提出、第二百十五回国会衆法第一号)	(調査要求承認) 一、予算委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る一月三十日これを承認した。 国政調査承認要求書 一、調査する事項 予算の実施状況に関する事項 二、調査の目的 予算の実施の適正を期するため 三、調査の方法 関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等 四、調査の期間 本会期中 右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。 令和七年一月三十日 予算委員長 安住 淳 衆議院議長 額賀福志郎殿 一、内閣委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る五日これを承認した。 国政調査承認要求書 一、調査する事項 一、内閣の重要政策に関する事項 二、公務員の制度及び給与並びに行政機構に関する事項 三、栄典及び公式制度に関する事項 四、男女共同参画社会の形成の促進に関する事項 五、国民生活の安定及び向上に関する事項 六、警察に関する事項 二、調査の目的 右各事項について実情を調査し、その適正を期する等のため	三、調査の方法 小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等 四、調査の期間 本会期中 右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。 令和七年二月五日 内閣委員長 大岡 敏孝 衆議院議長 額賀福志郎殿 一、総務委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る六日これを承認した。 国政調査承認要求書 一、調査する事項 一、行政の基本的制度及び運営並びに恩給に関する事項 二、地方自治及び地方税財政に関する事項 三、情報通信及び電波に関する事項 四、郵政事業に関する事項 五、消防に関する事項 二、調査の目的 右各事項について実情を調査し、その運営を適正ならしめるため 三、調査の方法 小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等 四、調査の期間 本会期中 右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。 令和七年二月六日 総務委員長 竹内 譲 衆議院議長 額賀福志郎殿
--	--	--	---

一、財務金融委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る七日これを承認した。	原口五原則とマイナンバー制度との整合性に関する質問主意書(原口一博君提出) 終戦直後から現在までの政府の外交における基本姿勢に関する質問主意書(原口一博君提出) 防衛費増額及び防衛増税に対する石破内閣の姿勢に関する質問主意書(原口一博君提出) FMS調達の急増と未納入・未清算問題の現状等に関する質問主意書(原口一博君提出) イギリス・アシオア及びイギリス・システム搭載艦に関する質問主意書(原口一博君提出) 佐賀空港への陸上自衛隊オスプレイの配備に関する質問主意書(原口一博君提出) オスプレイの安全性及び信頼性に関する質問主意書(原口一博君提出) 普天間移設問題について鳩山元総理への説明のため作成された文書に関する質問主意書(原口一博君提出) 石破総理が提唱したアジア版NATOに関する質問主意書(原口一博君提出) いわゆる「闇バイト」実行犯等の社会復帰に関する質問主意書(藤原規真君提出) ふるさと納税制度の見直しに関する質問主意書(松原仁君提出) 医師の研修義務および美容医療の急拡大による消費者への影響に関する質問主意書(松原仁君提出) 海底ケーブルの防護に関する質問主意書(松原仁君提出) 拉致問題の解決に関する質問主意書(松原仁君提出) 一、去る一月二十九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。 コンテンツ産業における製作委員会形式に関する質問主意書(杉村慎治君提出)	コンテンツ産業におけるマンガ・アニメ・ゲームの一括推進に関する質問主意書(杉村慎治君提出) 著作権法第二条第六項に基づく法人の定義と映像作品の製作委員会方式との法的適格性に関する質問主意書(杉村慎治君提出) 声優を重要無形文化財に指定等する可能性に関する質問主意書(杉村慎治君提出) 公認心理師による医療現場での心理検査・認知検査の業務独占化に関する質問主意書(杉村慎治君提出) 一、去る一月三十一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。 二〇二五年日本国際博覧会における北朝鮮による日本人拉致問題の啓発活動に関する質問主意書(西田薫君提出) 尖閣諸島開拓の日百三十周年記念式典に関する質問主意書(西田薫君提出) 一、去る四日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。 食料・農業・農村政策に係る政府の基本的認識に関する質問主意書(原口一博君提出) 有明海再生の早期実現に向けた取組に関する質問主意書(原口一博君提出) 森林政策に対する基本姿勢に関する質問主意書(原口一博君提出) 金融政策に関する質問主意書(海江田万里君提出) 一、去る五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。 沖縄振興予算への国の関与のあり方に関する質問主意書(屋良朝博君提出) 沖縄振興特定事業推進費に関する質問主意書(屋良朝博君提出)	一、去る十日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。 いわゆる「闇バイト」等の犯罪に加担させない対策に関する質問主意書(藤原規真君提出) 条約の解釈に関する質問主意書(緒方林太郎君提出) 一、昨十二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。 後発医薬品製造基盤整備基金及び医療用医薬品安定供給体制の強化に関する質問主意書(福田玄君提出) 石破茂政権と北朝鮮拉致問題に関する質問主意書(有田芳生君提出) 日朝ストックホルム合意に関する質問主意書(有田芳生君提出) 日朝ストックホルム合意に明記されている日本人配偶者問題に関する質問主意書(有田芳生君提出) 北朝鮮域内で死亡した日本人の遺骨及び墓地問題に関する質問主意書(有田芳生君提出) 北朝鮮における残留日本人問題と国民の知る権利に関する質問主意書(有田芳生君提出) 日朝赤十字会談に関する質問主意書(有田芳生君提出) 政府担当者の平壤派遣に関する質問主意書(有田芳生君提出) 拉致問題等と国民の知る権利に関する質問主意書(有田芳生君提出) 「ふるさと風」などに関する質問主意書(有田芳生君提出) いわゆる「ハゲタカジャーナル」問題に関する質問主意書(杉村慎治君提出)
---	--	---	--

(答弁書受領)

一、去る四日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員福田玄君提出創業力強化機構あるいは創業支援基金に関する質問に対する答弁書
衆議院議員福田玄君提出日本航空の運航乗務員による過剰飲酒を原因とする遅延にかかる一部報道に関する質問に対する答弁書
衆議院議員西川将人君提出事業所税に関する質問に対する答弁書
衆議院議員西川将人君提出高規格道路旭川十勝道路「旭川東神楽道路」ほかの整備促進等に関する質問に対する答弁書
衆議院議員小熊慎司君提出日本の農業の振興と農村地域活性化に関する質問に対する答弁書
衆議院議員島田洋一君提出日朝間の外交交渉における記録欠落と内容の漏洩に関する質問に対する答弁書

令和七年一月二十四日提出
質 問 第 一 号

創業力強化機構あるいは創業支援基金に関する質問主意書

提出者 福田 玄

創業力強化機構あるいは創業支援基金に関する質問主意書

政府は、ドラッグロスの発生や医薬品の安定供給等の課題に対応し、国民に最新の医薬品を迅速に届けられることができるようにするため、医薬品へのアクセスの確保、創業力の強化を目的とする一般社団法人創業力強化機構(以下、創業力強化機構)あるいは創業支援基金(仮称)なるものを設立するということを側聞しました。ついては、政府に対し以下質問いたします。

一 創業力強化機構あるいは創業支援基金(仮称)

は、「創業力の向上により国民に最新の医薬品を迅速に届けるための構想会議」の資料などを読ませていただく限りにおいては、日本発の革新的新薬創出に向けて、起業を目指すアカデミアやスタートアップを選抜し、「治療標的の評価」から「開発候補品の創出」、さらには「早期臨床試験準備」の期間を、資金面、技術面、運営面、知財確保など総合的に支援することを目標と定めていると推察します。つまり我が国の創業産業支援を目的としており公益に資する事業だと思えます。

1 創業力強化機構については、政府によって設立されるのに、独立行政法人という形をとらず、一般社団法人として設立されるのは何か理由があるのでしょうか。あるのであれば、その理由を教えてください。

2 創業支援基金(仮称)の場合には、政府機関として設立するという理解でよろしいのか教えてください。

二 前記の事業は、公益性の高い事業であると推察します。したがって当然に公費で全額賄うのが適当と考えますが、どの程度の支援を考えているのか、金額ベース及び支援の期間について政府の考えを教えてください。

三 一般社団法人は、構成員や社員に剰余金の分配ができないという制約があると承知しています。投資に見合うような見返りがないとわかっていのに投資をするほどに余裕のある企業は多くはないでしょうし、そもそも各企業が株主にどのように説明するのか理解し難いと思います。

1 創業力強化機構あるいは創業支援基金(仮称)については、これまで様々な噂があり、

民間企業からの寄付なども当てにしているなどというような噂もありました。しかし、創業力強化機構が一般社団法人であるということから類推するに、民間企業等からの寄付等は断念したという理解でよいのでしょうか。政府の考え方を教えてください。

2 創業力強化機構が創出した画期的な成果の果実は、寄付をした企業に還元されるようなプロジェクトではなく、あくまでも我が国の国力強化のための事業でしよから、その成果の果実についても国民に還元するべきものだと思えます。そのように考えますと、自社の利益追求を旨とする民間企業に資金分担させるのは設立理念とも矛盾するような気がしてなりません。政府もまた私の問題意識と同様に、民間企業からの支援は基本的には当てにしないという理解でよろしいのでしょうか。政府の考え方を教えてください。

3 創業支援基金(仮称)については、仮に、民間企業に財政的な支援を要請するとなると、それ相応の見返りを準備しなければなりません。どのような見返りを準備する予定なのか政府の考えを教えてください。

4 公益性の高い事業である以上、基本的には国が基金を準備し、創業支援事業によって得た果実を売却するなどの形で収支を健全化するのが筋道であると考えます。初めから民間に財政支援を求めるようなものでは、国の本気度が問われると考えます。基金の積立金の準備の在り方について政府の考え方を教えてください。

右質問する。

内閣衆質二一七第一号

令和七年二月四日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員福田玄君提出創業力強化機構あるいは創業支援基金に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員福田玄君提出創業力強化機構あるいは創業支援基金に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

創業力の強化のための御指摘のような「基金」及び「事業」に関しては、令和六年十二月二十五日に財務大臣と厚生労働大臣の間で合意した「創業支援及び医薬品安定供給に係る予算措置」において「法改正など所要の措置を講じた上で、独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所に後発医薬品供給支援基金(五年)を造成する。(中略)併せて、我が国の創業力強化のためには、政府による支援も重要であり、今後、官民連携の下、企業、大学等が安定的・継続的に創業に取り組み、実用化につなげることができるよう、国内外の多様なプレイヤーの参画を促す観点から、安定的・継続的な支援の在り方について、上記法改正までを目的に検討し、結論を得る。」とされ、現在、厚生労働省において、これを踏まえ、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案を今国会に提出するための検討を行っているところであり、現時点において、これらに関するお尋ねについてお答えすることは困難である。

なお、御指摘の「創薬力強化機構」について「政府によって設立」することは検討していないことから、このことを前提としたお尋ねについてはお答えすることは困難である。

令和七年一月二十四日提出
質 問 第 二 一 号

日本航空の運航乗務員による過剰飲酒を原因とする遅延にかかる一部報道に関する質問主意書

提出者 福田 玄

日本航空の運航乗務員による過剰飲酒を原因とする遅延にかかる一部報道に関する質問主意書

日本航空株式会社は、令和六年十二月十日、機長二人による過度な飲酒が原因で同月一日のオーストラリア・メルボルン空港発成田国際空港行きの便で三時間以上の遅れが生じたと発表した。本件について、同社の隠蔽体質を露呈する報道があると聞く。報道などで取り上げられている事実隠蔽ともとられる社内行動が事実であるとするならば、日本航空の経営陣に蔓延する隠蔽体質は日本の空の安全をおとしめる危険性がある故に国の今後の対応について以下質問するものである。

一 FNNプライムオンラインは「日航は当初「国への報告の対象外」とすることや「箝口令を敷く」方針を社長を含めた役員が了解していた」と報じている。

1 右事案が事実であれば、報告の対象外と日本航空が考えた理由もあるやもしれない故に、日本航空の対応について政府の見解如何。

2 そもそも運航乗務員の過度な飲酒が原因に

よる遅延及び今般の事例に認められる乗務前の呼気検査でアルコールの基準値を下回るように意図的に検査実施を遅延させるような行為があつたことは、国土交通省に報告する必要があると考えているのかについて政府の見解如何。

二 本事案では、当該便の客室乗務員が運航乗務員の体調不良に不信を抱き、出発前に日本航空本社に対して意見具申をしているという報道も過去にあつたと記憶している。つまり日本航空の実務者の間には、安全への配慮が根付いていると推察される。しかし、意見具申を受けた本社の出発を優先する判断は、乗客の安全を配慮した判断とは言い難いと考ええる。また、本事案が発生し、事実を把握した経営陣の判断、「箝口令を敷き、また、当該機長が関係者に送付した謝罪メールの削除を命じる」といった右のFNNプライムオンラインの報道が事実であるとするならば、日本航空には深刻な事実隠蔽体質が蔓延していると思われる。他方で、実務の現場における健全な意見具申があつたという事実は、安全意識が現場に構築されていると理解できなくもない。となれば、今般の事案の元凶は現場の声を無視する日本航空の経営姿勢に起因するものであると考えられるので、経営陣の刷新を政府として強く勧奨するべきであると考え、政府の見解如何。

内閣衆質二一七第二号

令和七年二月四日

衆議院議長 額賀福志郎殿 内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議員福田玄君提出日本航空の運航乗務員による過剰飲酒を原因とする遅延にかかる一部報道に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員福田玄君提出日本航空の運航乗務員による過剰飲酒を原因とする遅延にかかる一部報道に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の報道の「箝口令を敷く」方針の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「アルコール」に関するお尋ねの「国土交通省」への「報告」については、「航空法第百十一条の四に基づく安全上の支障を及ぼす事態の報告要領細則（平成二十六年九月十一日付け国官参事第八百八十六号国土交通省航空局安全部航空事業安全室長通達（最終改正 令和六年三月二十六日）」に記載の「航空機乗組員が、アルコールの影響で正常な運航ができないうれがある状態」で航空業務を行った事態」、「航空機乗組員が、酒気を帯びた状態・・・で飛行勤務を行ったことが確認された事態」、「航空機乗組員が、運航規程に基づくアルコール検査を適切に行わなかった事態」及び「航空機乗組員が、運航規程に定められている飲酒禁止期間内に飲酒を行った事態」のいずれかが発生した場合には、原則として、事態の発生日から三日以内の報告を求めているところである。

一般論として申し上げれば、お尋ねの「運航乗務員の過度な飲酒が原因による遅延」及び「乗務前の呼気検査でアルコールの基準値を下回るように意図的に検査実施を遅延させるような行為」が先に述べた事態のいずれかに該当するか

否かについては、個別具体的な状況によるものと考ええる。

その上で、御指摘の「今般の事例」については、令和七年一月二十四日に日本航空株式会社（以下「会社」という。）から国土交通省に提出された「航空輸送の安全の確保に向けた更なる取組みについて（業務改善勧告）」の「報告」（以下「報告書」という。）において、「運航本部内で飛行勤務の定義への誤解があつたため、義務報告には該当しないと判断した」こと等により、会社による同省への「報告が遅れた」とされているが、同省としては、先に述べた「航空機乗組員が、酒気を帯びた状態・・・で飛行勤務を行ったことが確認された事態」等に該当することから、報告の対象であると認識しており、令和六年十二月二十七日に会社に対して「航空輸送の安全確保に関する業務改善勧告」（以下「業務改善勧告」という。）を发出したところであり、業務改善勧告に記載のとおり、会社において、「問題が発生した場合には迅速に社内にも共有され、必要な報告を行うなどの措置が確実に講じられるよう安全管理体制を再構築すること」等の「措置を速やかに講ずる」ことが必要であると認識している。

二について

国土交通省としては、業務改善勧告において、「問題が発生した場合には迅速に社内にも共有され、必要な報告を行うなどの措置が確実に講じられるよう安全管理体制を再構築すること」等については、会社に対して指導しており、会社においては、報告書に基づき、「全社員を対象として「アサーション」を受け入れる文化の醸成の視点を含めた「安全文化および当事者意

識醸成に向けた教育」を実施するとともに、「役員」等を対象として「第三者の専門機関による危機管理に関する特別教育」を実施することとし、さらに、「運輸本部内外の情報連絡体制の総点検」を含む「運輸本部の組織体制・風土改革」等を実施することとして承知しているが、お尋ねの「経営陣の刷新」については、一義的には会社において判断されるべきものであると考えている。

令和七年一月二十四日提出
質 問 第 三 号

事業所税に関する質問主意書

提出者 西川 将人

事業所税に関する質問主意書

事業所税を財源に道路などの交通施設、医療や社会福祉施設、廃棄物処理施設などの都市基盤の整備、改善を図り、地域の社会経済活動等の維持に果たす役割は、地域全体の住民サービスを支えており、事業所税はその貴重な財源となる。我が国の総人口が減少する中で、引き続き、都市環境の整備及び改善を図る必要がある。

「国勢調査の結果による人口」または「住民基本台帳に記録されている人口」のいずれかが、三十万人以上の地方公共団体が、事業所税の課税団体となるが、人口減少により、令和十二年頃には課税団体の要件を満たさなくなる都市が多数発生することが見込まれる。

事業所税は、普通交付税算定において、基準財政収入額に算入され、その見合い額は基準財政需要額にも算入されているが、市の人口が三十万人を下回ると、そのいずれもが皆減となるため、普通交付税で補填されず、一般財源が大きく減少す

ることから、以下問う。

一 都市環境整備などの財源需要は、人口が三十万人を下回っても急激に減少するものではなく、事業所税が皆減となることで、地域の住民サービスの低下につながるおそれがある。結果として、地域の衰退や人口減少を加速させることも懸念されるため、「人口三十万人以上の事業所税課税の見直し」または、「課税できなくなった場合の激変緩和措置」の創設をすべきであると考えるが、政府のお考えは如何か。

右質問する。

内閣衆質二一七第三号
令和七年二月四日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員西川将人君提出事業所税に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員西川将人君提出事業所税に関する質問に対する答弁書

一について

事業所税は、都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てるための目的税であることから、その課税団体は、人口及び企業が集中することに伴い、都市環境の整備の重要性が特に認められる人口三十万以上の市等に限定されているところ、御指摘の点については、実質的に課税団体を拡大することであることから、課税団体を限定する事業所税の性格を踏まえると、慎重な検討が必要であると考えている。

令和七年一月二十四日提出
質 問 第 四 号

高規格道路旭川十勝道路「旭川東神楽道路」ほかの整備促進等に関する質問主意書

提出者 西川 将人

高規格道路旭川十勝道路「旭川東神楽道路」ほかの整備促進等に関する質問主意書

旭川十勝道路は、上川圏と十勝圏の地域間交流の活性化及び物流効率化に資する、地域にとって必要不可欠な道路である。

そのうち、「旭川東神楽道路」については、旭川都市圏（一市五町）の骨格道路網の一つである外環状線であるとともに、旭川北インターチェンジから旭川空港に直結することから、地域経済の促進や観光振興などに寄与する重要な路線である。

現在、事業中である旭川市東旭川町上兵村から東神楽町の道道旭川空港線との交差点までの十・一キロ区間の四車線化などの整備促進はもとより、引き続き、旭川空港を経由し美瑛町に至る路線の決定など調査促進が急がれている。

また、東神楽町においては、「旭川東神楽道路」の道路整備効果をさらに高めるため、東神楽工業団地からこの路線に接続する「町道北二線」の整備が決定し、利便性の向上を図ることとしている。

さらに、北海道管理河川であるポン川、八千代川及び稲荷川については、流下断面が小さく、集中豪雨において氾濫被害が発生するとともに、大雨のたびに不安にさらされており、地域住民の安全を確保するため早急な改修整備が望まれる状況である。

特に東神楽町では、国営緊急農地再編整備事業による旭東東神楽地区の区画整理工事（事業面積千五百三十五ヘクタール）が平成二十九年度に新

規着手となり、年次計画により工事が進められることから、当該道路整備及び河川整備事業計画との並行した取組が、営農並びに地域生活において大変重要となっている。

については、当該道路及び河川整備と区画整理事業が進捗を合わせながら、連携・協調した取組となるよう以下政府の見解を問う。

一 防災・減災、国土強靱化のための五か年加速化対策において、物価や人件費の高騰を踏まえ、令和七年度予算について、五か年加速化対策の枠にとらわれることなく、必要な予算・財源を確保するよう、国から北海道へ要請されたいが政府の見解は如何か。

二 国土強靱化の取組を切れ目なく継続していくため実施中期計画を速やかに策定し、必要な予算・財源を別枠で確保すべきと思うが政府の見解は如何か。

三 生産性の向上による成長力及び国際力を強化するため、高規格道路のミッシングリンクの解消など、幹線道路ネットワークの強化についてどうお考えか。

四 賃金水準などの上昇も加味した上で、山積する道路整備の課題に対応していくため、新たな財源の創設及び必要な予算の確保が必須であると考えらるがどうお考えか。

五 高規格道路旭川十勝道路「旭川東神楽道路」四車線化の整備促進をすべきであると地元自治体からの要請があるが政府と北海道との調整、進捗は如何か。

六 「町道北二線」整備に対する支援措置について、政府と北海道との調整、進捗は如何か。

七 ポン川、八千代川及び稲荷川の改修促進をすべきと考えらるが、政府と北海道との調整、進捗は如何か。

八 国営緊急農地再編整備事業の整備促進は必須と考えるが、政府の見解は如何か。
右質問する。

内閣衆質二一七第四号

令和七年二月四日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員西川将人君提出高規格道路旭川十勝道路「旭川東神楽道路」ほかの整備促進等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員西川将人君提出高規格道路旭川十勝道路「旭川東神楽道路」ほかの整備促進等に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、御指摘の「防災・減災、国土強靱化のための五か年加速化対策」については、令和六年十二月二十日の参議院災害対策特別委員会において、坂井国土強靱化担当大臣が「五か年加速化対策については、最終年度となる令和七年度においても対策を着実に推進できるよう、一般の補正予算において、現下の資材価格の高騰等を踏まえた五か年加速化対策関連予算に緊急防災枠を合わせ約一兆七千億円を計上したところであり、対策の所期の目標を達成できるよう取組を進めてまいります」と述べたとおりであり、北海道を始めとする地方自治体と連携しながら、当該対策を推進してまいります。

二について

お尋ねの「必要な予算・財源を別枠で確保すべき」の意味するところが必ずしも明らかではないが、

令和七年二月十三日 衆議院会議録第四号 議長長の報告

ないが、御指摘の「実施中期計画」については、第二百十七回国会における石破内閣総理大臣施政方針演説において、「令和八年度からの実施中期計画については、施策の評価や資材価格の高騰等を勘案し、概ね十五兆円程度の事業規模で実施中の五か年加速化対策を上回る水準が適切との考えに立ち、本年六月を目途に策定します」と述べたとおりであり、当該計画の実施に必要な予算の確保に努めてまいります。

三について

御指摘の「成長力及び国際力」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、お尋ねについては、令和六年四月二日の参議院国土交通委員会において、斉藤国土交通大臣(当時)が「災害に対して脆弱な国土条件の下で安全、安心な国土利用を図る観点からも、高規格道路のミッシングリンクの解消・・・などが重要であると考えております。引き続き、高規格道路のミッシングリンクの早期解消・・・などによる高規格道路ネットワークの機能強化を着実に推進してまいりたいと決意しております」と答弁したとおりである。

四について

御指摘の「山積する道路整備の課題」及び「新たな財源」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、お尋ねについては、令和五年四月二十四日の衆議院決算行政監視委員会第四分科会において、丹羽国土交通省道路局長(当時)が「国民の命と暮らしを守るとともに、更なる経済発展や地域活性化を図るためには道路の更なる整備は必要不可欠である」と答弁したとおりであり、政府としては、御指摘の「賃金水準などの上昇も踏まえつつ、道路整備に

必要な予算の確保に努めてまいりたい。

五について

お尋ねの「四車線化の整備促進」については、整備主体である北海道において判断すべきものであると考えており、現在、御指摘の「旭川東神楽道路」の一部の区間については、北海道が御指摘の「高規格道路」の整備に係る個別補助制度を活用して、整備を進めているものと承知している。

六について

お尋ねの「町道北二線」については、現在、北海道と東神楽町等が協議して取りまとめた社会資本総合整備計画に基づき、同町が社会資本整備総合交付金を活用して、整備を進めているものと承知しており、当該町道北二線の一部の区間については、令和六年度中に工事が完了する予定であるものと承知している。

七について

お尋ねの「ボン川、八千代川及び稲荷川の改修促進」については、整備主体である北海道において判断すべきものであると考えており、現在、北海道が洪水対策に係る個別補助制度を活用して、河道掘削等を進めているものと承知している。

八について

お尋ねの「国営緊急農地再編整備事業」については、政府としては、現在、御指摘の「国営緊急農地再編整備事業」による旭東東神楽地区」の農地の区画整理等を含め実施しているところであり、引き続き、関係自治体との調整を図りながら、当該事業を着実に進めてまいりたい。

令和七年一月二十四日提出
質問 第五号

日本の農業の振興と農村地域活性化に関する
質問主意書

提出者 小熊 慎司

日本の農業の振興と農村地域活性化に関する
質問主意書

国際紛争が勃発している中、食料の自給率が低く多くの食料を輸入に頼る日本において、必要な食料をいつでも輸入できるという状況が崩れることも十分に想定される。こうした状況を踏まえて、今後は国民の食料を安定的に確保していくことが食料の安全保障の強化につながるものであると考える。また近年の異常気象により水稲は大きな影響を受けるものと思われ、その他の農産物も栽培適地気温等との関係から、今後適地が移動していくことも想定される。そのためには環境と調和のとれた、環境負荷の低減等を行う食料生産システムの確立を目指しながら持続可能な農業への転換を進める必要があると考える。

一 食料自給率が低く多くの食料を輸入している日本において、将来にわたり安心・安全な食料を安定的に食卓に届けるためには、食料自給率を高める取組が不可欠であると考え。そのためにも、米の需給状況の改善に向けた非主食用米への転換支援のため、また農家の経営意欲の維持のためにも水田活用の直接支払交付金等の予算を十分に確保するとともに、交付単価等の引上げを行うことが必要であると考え、政府の見解を伺う。

二 水田活用の直接支払交付金制度による戦略作物の本作化とともに高収益作物等の定着等を目指し、また継続した米の需給状況の改善を推進

するためにも、当該直接支払交付金の交付対象水田については、五年間で一度も水張り（水稲作付）が行われない農地について令和九年度以降は交付対象水田としないとした制度の見直しを図るべきであると考えているが、政府の見解を伺う。

三 稲作農家を中心とし、営農の継続や再生産確保のため、肥料や農薬などの農業生産資材の購入費用に対する助成制度を拡充するとともに、状況に応じ米、畑作物の収入減少影響緩和交付金の早期支払いを行うなど、制度の充実を図るべきと考えるが、政府の見解を伺う。

四 人口減少や社会状況の変化等により米の消費量は一貫して減少傾向にある。米の消費拡大は食料自給率向上を目指す上でも極めて重要であることから、米の需要拡大事業や米粉需要創出・利用促進対策事業、米穀周年供給・需要拡大大支援事業等の予算を十分に確保し、制度の拡充を図らなければならないと考える。そのためには新市場の開拓や米飯を含む和食給食を普及・推進することにも情報発信に努めることが必要であると考えているが、政府の取組を伺う。

五 近年の極めて異常な高温化現象により、コシヒカリ等生食用米やソバの極端な品質の低下や収量の減少が見られたところである。こうした温暖化傾向は今後も続くことが想定されることから、営農技術や高温耐性品種の開発などの対策の充実を図り、農家等への周知や種子の確保に努めるべきであると考えているが、政府の見解を伺う。

六 畜産、酪農においては、飼料生産を行う農家等と畜産農家との連携強化等による国産飼料の生産及び利用拡大が進むよう、支援の充実に努

めるべきと考えるが、政府の見解を伺う。

七 農村地域で行われる農村環境保全活動は、過疎化や高齢化により担い手が不足し、共同活動が困難になりつつある。将来に向けて豊かな田園と農業生産環境を維持していくためにも、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金の交付単価の拡充が必要であると考えているが、政府の見解を伺う。

八 農作物への鳥獣等による被害防止に向けて鳥獣被害防止総合対策等による支援策が講じられているが、猟友会等の高齢化や担い手不足などが顕著となりつつあることから、猟友会等の担い手育成に取り組む市町村に対する助成のための予算を確保し、支援制度の充実を図ることが必要であると考えているが、政府の見解を伺う。

内閣衆質二一七第五号

令和七年二月四日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員小熊慎司君提出日本の農業の振興と農村地域活性化に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員小熊慎司君提出日本の農業の振興と農村地域活性化に関する質問に対する
答弁書

二について

御指摘の「水田活用の直接支払交付金等」については、引き続き必要な予算の確保に努めてまいりたいと考えている。また、御指摘の「交付単価等」の意味するところが必ずしも明らかで

はないが、令和五年十二月二十七日に食料安定供給・農林水産業基盤強化本部で取りまとめた「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」に基づく具体的な施策の内容（以下「新たな展開方向に基づく具体的な内容」という。）において、「令和九年度以降の水田政策については、」将来にわたって安定運営できる水田政策の在り方をあらかじめ示すことができるよう検討」することとしており、その中で水田活用の直接支払交付金の在り方についても検討を深めてまいりたい。

二について

御指摘の「水田活用の直接支払交付金制度」について、五年間にわたって畑作物の作付けが継続して行われた農地は水田として活用されなかったものと判断し、令和九年度以降、水田活用の直接支払交付金の交付対象としない方針としたところであるが、一について述べたとおり、新たな展開方向に基づく具体的な内容において、「令和九年度以降の水田政策については、」将来にわたって安定運営できる水田政策の在り方をあらかじめ示すことができるよう検討することとしており、その中でこの方針についても検討を深めてまいりたい。

三について

御指摘の「肥料や農薬などの農業生産資材の購入費用に対する助成制度の「拡充」」については、令和六年度補正予算において、政府全体の物価高騰に対する対策として、重点支援地方交付金において「令和六年度補正予算の成立を踏まえた「重点支援地方交付金」の取扱い等について」（令和六年十二月十七日付け内閣府地方創生推進室、デジタル庁デジタル社会共通機能グ

ループ及び内閣官房令和五年経済対策給付金等事業企画室事務連絡）における「エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者（以下「生活者等」という。）の支援を主たる目的とする事業であって、交付金による支援の効果が当該生活者等に直接的に及ぶ事業」として六千億円を措置したところ、この事業には、農業生産資材の購入費用の助成等が含まれるため、政府において、その積極的な活用を地方公共団体に働きかけたところである。

また、御指摘の「米、畑作物の収入減少影響緩和交付金の早期支払い」などの「制度の充実」については、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第四条第一項及び第二項の規定に基づき、「政府は、・・・当該年度の前年度における収入減少影響緩和対象農産物に係る収入の額として・・・対象農業者ごとに算出した額」である「前年度収入額」等により「交付金の金額」を「算定」し、「交付金を交付すること」とされており、「当該年度」の四月に交付金（同条第一項の規定により交付する交付金をいう。以下同じ。）の交付の申請をする者から当該申請に際して同条第一項の「当該年度の前年度における収入減少影響緩和対象農産物」の生産量、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則（平成十八年農林水産省令第五十九号）第九条第一項に規定する生産量をいう。を記載した申請書の提出を受け、その審査を行った後に、速やかに交付金の交付を行っているところであり、引き続き、同法に基づく措置等を講ずることにより、農業の担い手の農業経営の安定を図っていく考えである。

四について

政府においては、令和六年度補正予算において「米粉需要創出・利用促進対策事業」等を措置するとともに、令和七年度予算において「米需要創造推進事業」、「米穀周年供給・需要拡大支援事業」、「消費・安全対策交付金」等を計上し、御指摘の「新市場の開拓」、「米飯を含む和食給食」の普及・推進及び「情報発信」に必要な経費を支援していく考えであり、引き続き、こうした支援を通じて「新市場の開拓や米飯を含む和食給食を普及・推進するとともに情報発信」を推進していく考えであるが、その上で、御指摘の「米の消費拡大」については、一について述べたとおり、新たな展開方向に基づく具体的な内容において、「米の消費拡大」も含めた「令和九年度以降の水田政策」について、「将来にわたって安定運営できる水田政策の在り方をあらかじめ示すことができるよう検討」することとしており、その中で検討を深めてまいりたい。

五について

御指摘の「営農技術や高温耐性品種の開発などの対策の充実」については、政府においては、例えば、水稲についてはICT技術を活用して農業用水の供給等を管理する技術や高温の環境下においても白濁にくい品種の開発を、そばについては作付けの時期の変更が可能となる栽培技術の実証や品種の開発を、それぞれ支援しているところである。

また、御指摘の「農家等への周知」については、政府においては、これまで累次にわたり、「高温に伴う農作物等の被害防止に向けた技術指導の徹底について」(令和六年八月二日付け六農産第九百五十四号・六畜産第九百九号農

林水産省農産局農業環境対策課長・農林水産省畜産局企画課長通知)等の通知を发出し、都道府県に対して、高温による農作物等の被害を防止するための農業技術指導の徹底を図ってきている。

さらに、御指摘の「種子の確保」については、令和七年度予算で計上している「持続的生産強化対策事業」及び「野菜種子安定供給対策事業」において、気候変動影響に対応した稲、野菜等の種子の確保に必要な経費を支援していく考えである。

六について

政府においては、令和六年度補正予算において、「国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業」を措置し、飼料生産を行う農家等と畜産農家が連携を強化するために、契約を締結して行う国産飼料の生産及び利用拡大の取組に必要な経費を支援しており、引き続き、こうした支援を通じて、御指摘の「飼料生産を行う農家等と畜産農家との連携強化等による国産飼料の生産及び利用拡大」を推進してまいりたい。

七について

御指摘の「多面的機能支払交付金」の「交付単価」については、農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設の管理に関する活動の実績に基づいて設定しており、また、御指摘の「中山間地域等直接支払交付金の交付単価」については、中山間地域等における農業の生産条件に関する不利を補正するため、当該交付金の対象地域とそれ以外の地域との生産条件の格差に基づいて設定している。また、これらの交付金については、その時々課題に適切に対応するための加算措置により、引

き続きこれらの交付金を通じて農村地域における御指摘の「共同活動」の促進を図ってまいりたい。

八について

政府においては、鳥獣被害防止総合対策交付金により、市町村ごとに開催される農業者等を対象とした捕獲技術の取得に関する講習会や、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十九条第一項の狩猟免許の取得等に関する講習会の開催に対する支援等を行っているところであり、引き続き、こうした取組を通じて、鳥獣の捕獲に係る優れた技術を有する専門家の確保及び育成を図ってまいりたい。

令和七年一月二十四日提出
質問 第六号

日朝間の外交交渉における記録欠落と内容の漏洩に関する質問主意書

提出者 島田 洋一

日朝間の外交交渉における記録欠落と内容の漏洩に関する質問主意書

外交交渉の過程について政府はその内容の多くについて非公開を原則としている。本原則は、交渉内容を相手の合意なく公開すれば、その後の交渉に支障が生じるおそれがあるため、基本的に合理性があると考えられる。ただし、交渉担当者、後任への引継ぎや史的検証のため、正確な記録を残さなければならない。

以上のような前提に立ち、以下質問する。

一 産経新聞は、平成二十年二月九日、「平成十四年九月の小泉純一郎首相による初の北朝鮮訪問直前に、当時の外務省の田中均アジア大洋州

局長らが北朝鮮側と行った二回分の日朝交渉の記録文書が欠落し、省内に保管されていないことが八日、複数の政府高官の証言で明らかになった」と報じた。また、安倍晋三元首相は首相在任中の平成二十五年六月十二日、SNS上で田中氏に触れる中で「そもそも彼は交渉記録を一部残していません」と記載し、日朝交渉記録文書の一部が欠落している旨を公にした。外務省が管理する日朝交渉記録文書に、事実そうした欠落があるのか、確認を求める。

二 齋木昭隆元外務事務次官が、自身が外務次官として関わった日朝ストックホルム合意に関し、次のように述べた旨を令和四年九月十七日、朝日新聞が報じた。すなわち、「北朝鮮からは、拉致被害者の田中実さんや知人の金田龍光さんの生存情報が提供された」と報じられています」という朝日新聞記者の質問に対し、齋木氏は、「北朝鮮からの調査報告の中に、そうした情報が入っていたというのは、その通りです。ただ、それ以外に新しい内容がなかったたので報告書は受け取りませんでした」と答えた」とされている。これは秘密保持が原則であるはずの交渉内容の一部を漏洩したものと云わざるを得ないと考える。この朝日新聞の報道以前に、共同通信も、匿名の政府関係者を情報源と明記した上で、同内容の報道を行っている。政府はこうした情報漏洩に関し、齋木氏に抗議したのか。また、再発防止のためいかなる措置を講じたのか。

三 前記のような、外交交渉における情報の取扱いについての政府の見解を伺う。
右質問する。

内閣衆質二一七第六号

令和七年二月四日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員島田洋一君提出日朝間の外交交渉における記録欠落と内容の漏洩に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員島田洋一君提出日朝間の外交交渉における記録欠落と内容の漏洩に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、今後の日朝間の協議に支障を来すおそれがあることから、外務省としてお答えすることは差し控えたい。

二について

いわゆる「ストックホルム合意」以降、北朝鮮の特別調査委員会による調査について、北朝鮮から調査結果の通報はなく、報告書も提出はされていない。お尋ねの「漏洩したものと言わざるを得ない」及び「こうした情報漏洩」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、お尋ねの「抗議」及び「再発防止のため」の「措置」については、外務省として行っていない。

三について

お尋ねの「前記のような、外交交渉における情報の取扱い」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、外務省としては、従来から秘密の保全に努めているところである。

一、去る七日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員原口一博君提出電気通信事業者における検閲に関する質問に対する答弁書

衆議院議員原口一博君提出我が国産業の国際競争力の低下に関する質問に対する答弁書

衆議院議員原口一博君提出九州新幹線西九州ルートの整備費負担に関する質問に対する答弁書

衆議院議員原口一博君提出フラット35の不正融資問題に関する質問に対する答弁書

衆議院議員原口一博君提出日本航空百二十三便の御巣鷹山墜落事故に関する質問に対する答弁書

衆議院議員原口一博君提出TSMC及びJAS Mに対する支援等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員島田洋一君提出永住許可要件の大幅緩和に関する質問に対する答弁書

衆議院議員松原仁君提出「海洋大国日本」の実現のため排他的経済水域を守り抜くことに関する質問に対する答弁書

衆議院議員原口一博君提出潜水艦修理契約に係る特別防衛監察の中間報告に関する質問に対する答弁書

衆議院議員原口一博君提出原口五原則とマイナ

ンバー制度との整合性に関する質問に対する答弁書

衆議院議員原口一博君提出終戦直後から現在までの政府の外交における基本姿勢に関する質問に対する答弁書

衆議院議員原口一博君提出防衛費増額及び防衛増税に対する石破内閣の姿勢に関する質問に対する答弁書

衆議院議員原口一博君提出FMS調達の急増と未納入・未清算問題の現状等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員原口一博君提出イージス・アシオア及びイージス・システム搭載艦に関する質問に対する答弁書

衆議院議員原口一博君提出佐賀空港への陸上自衛隊オスプレイの配備に関する質問に対する答弁書

衆議院議員原口一博君提出オスプレイの安全性及び信頼性に関する質問に対する答弁書

衆議院議員原口一博君提出普天間移設問題について鳩山元総理への説明のため作成された文書に関する質問に対する答弁書

衆議院議員原口一博君提出石破総理が提唱したアジア版NATOに関する質問に対する答弁書

衆議院議員藤原規真君提出いわゆる「闇バイト」実行犯等の社会復帰に関する質問に対する答弁書

衆議院議員松原仁君提出ふるさと納税制度の見直しに関する質問に対する答弁書

衆議院議員松原仁君提出医師の研修義務および美容医療の急拡大による消費者への影響に関する質問に対する答弁書

衆議院議員松原仁君提出海底ケーブルの防護に関する質問に対する答弁書

衆議院議員松原仁君提出拉致問題の解決に関する質問に対する答弁書

衆議院議員杉村慎治君提出コンテンツ産業における製作委員会形式に関する質問に対する答弁書

衆議院議員杉村慎治君提出コンテンツ産業におけるマンガ・アニメ・ゲームの一括推進に関する質問に対する答弁書

衆議院議員杉村慎治君提出著作権法第二条第六項に基づく法人の定義と映像作品の製作委員会方式との法的適格性に関する質問に対する答弁書

衆議院議員杉村慎治君提出声優を重要無形文化財に指定等する可能性に関する質問に対する答弁書

衆議院議員杉村慎治君提出公認心理師による医療現場での心理検査・認知検査の業務独占化に関する質問に対する答弁書

令和七年一月二十七日提出
質問 第七号

電気通信事業者における検閲に関する質問主意書

提出者 原口 一博

電気通信事業者における検閲に関する質問主意書

電気通信事業法第三条では「電気通信事業者の取扱中に係る通信は、検閲してはならない」として、検閲の禁止が規定されている。また、同法第六条では「電気通信事業者は、電気通信役務の提供について、不当な差別的取扱いをしてはならない」として、利用の公平が規定されている。

現在、YouTube等の「媒介相当電気通信役務」を提供する電気通信事業者（以下「動画サービス提供者」という）が、ワクチンなど特定のキーワードを含む動画投稿を利用者が行った場合にその動画データを削除する又はそのアカウントを利用禁止とする（いわゆる「BAN」）場合がある。また、特定のキーワードを含んだリアルタイム配信を行ったアカウントを配信後にBANする場合もある。特にワクチンに対する否定的な発言である場合は、その内容が厚生労働省のデータや論文の紹介であっても、動画サービス提供者がこれらの行為を行っている。こうしたことも踏まえ、次の事項について政府に対し質問する。

一 利用者がリアルタイムでの配信を行っている場合に、その配信の内容を動画サービス提供事業者が知り、その配信を即時停止することは、電気通信事業法第三条で禁止されている「検閲」に当たるとはならないか（なお、本問に関しては、現時点において必ずしも確認できている行為ではないが、制度上の一般論として、このような行為が行われた場合について質問するものである。一方、次問以降については実際に確認できる行為である。）。

二 利用者によるリアルタイム配信の後、その配信の内容を動画サービス提供事業者が知り、その配信を行ったアカウントをBANする行為は、同法第三条で禁止されている「検閲」に当たるとはならないか。

三 アップロードされた動画の内容を動画サービス提供事業者が知り、その内容に応じて動画を削除する又はアップロードしたアカウントをBANする行為は、同法第三条で禁止されている「検閲」に当たるとはならないか。

四 特定の内容を含む動画を削除する又はそのアカウントをBANする行為若しくは特定の内容を含むリアルタイム配信を行ったアカウントをBANする行為は、同法第六条で遵守することが求められる「利用の公平」に反するのではないか。また、これらの行為は日本国憲法第二十一条第一項「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する」に反するのではないか。またYouTubeといった動画配信サービスを行っている動画サービス提供者の最大手がこれらの行為を行うことは、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律で禁止されている、いわゆる「優越的地位の濫用」に該当するのではないか。

内閣衆質二一七第七号

令和七年二月七日

内閣総理大臣臨時代理 林 芳正
国務大臣

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員原口一博君提出電気通信事業者における検閲に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員原口一博君提出電気通信事業者

における検閲に関する質問に対する答弁書
一から三までについて

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第三条で禁止されている検閲については、平成三十年五月十七日の衆議院総務委員会において、渡辺総務省総合通信基盤局長（当時）が「国その他の公の機関が強権的にある表現又はそれを通じて表現される思想の内容を調べる」ととされているところでございます」と答弁しているところ、お尋ねのような行為がこれに該当するか否かは、個別具体的な事情により判断されることとなるため、お尋ねについて一概にお答えすることは困難である。

四について

前段のお尋ねについては、電気通信事業法第六条で禁止されている不当な差別的取扱いは、一般に、人種、性別、社会的身分、門地等により、合理的な理由なく特定の者に差別的待遇を行うことを指すと考えており、お尋ねのような行為がこれに該当するか否かは、個別具体的な事情により判断されることとなるため、お尋ねについて一概にお答えすることは困難である。

中段のお尋ねについては、お尋ねのような行

為は、私人間におけるものであると考えられるところ、私人間における憲法第二十一条第一項を含む憲法の自由権的基本権の保障の規定の適用については、昭和四十八年十二月十二日最高裁判所大法廷判決において、「憲法の右各規定は、同法第三章のその他の自由権的基本権の保障規定と同じく、国または公共団体の統治行動に対して個人の基本的な自由と平等を保障する目的に出たもので、もっぱら国または公共団体と個人との関係を規律するものであり、私人相互の関係を直接規律することを予定するものではない。」との判示がされていると承知している。

後段のお尋ねについては、お尋ねのような行為が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第二条第九項第五号の優越的地位の濫用に該当するか否かは、個別具体的な事情により判断されることとなるため、お尋ねについて一概にお答えすることは困難である。

令和七年一月二十七日提出
質 問 第 八 号

我が国産業の国際競争力の低下に関する質問
主意書

提出者 原口 一博

我が国産業の国際競争力の低下に関する質問
問主意書

近年、我が国産業の国際競争力の低下が国内外で広く指摘されており、特にハイテク分野において顕著である。世界銀行の統計によれば、我が国のハイテクノロジー製品の輸出額はベトナムやメキシコといった新興国にも後れを取っている。

このような状況となったのは、新興国の成長といった外部的要因にとどまらず、我が国の産業構造の変化のほか、知的財産の軽視や緊縮財政・増税路線の継続といった政府の政策が背景にあると考えられる。また、政府による産業政策が他国に比べて不十分であったのではないかと考えられる。

これらを踏まえ、我が国産業の国際競争力の低下について、以下、質問する。

一 経済産業省がこれまで主導してきた国家プロジェクトの多くが失敗しており、その要因として、官僚は業界の実態に疎く意思決定も遅いことや、頻繁な異動により「長期」の責任を負える立場にもないこともあげられる。さらに、天下りや多額の企業献金といった実態もあり、政治家の癒着を断ち切らない限り、産業政策を講じたとしても、過去の産業政策の失敗を繰り返すことになると思われるが、政府の産業政策の今後の方針について伺いたい。

二 我が国のものづくり産業においては、半導体製造装置や半導体の素材、また、航空機に使われる炭素繊維やリチウムイオン電池のセパレーターをはじめ、部品や素材といった分野に強みがある。こうした、我が国が高い競争力を有しているものづくりの基礎となる部品や素材の開発には長い期間を要するものもある。このため、部品や素材の開発力や市場での競争力をさらに強化していくための政策を長期間にわたって戦略的に講じていく必要があると考えるが、政府の取組について伺いたい。

三 右記のように、長期間にわたる開発を行うためには企業も中長期的な視点に立って経営を進めて行く必要がある。このためには、株主だけのために短期的な利益を追求し、最優先で利益

を分配する考え方である「株主資本主義」から、従業員、顧客、取引先のほか、地域社会、国全体までもが利害関係者であつて、会社の利益をこれらの幅広いステークホルダーに対して分配することで社会への貢献を果たすという「公益資本主義」の考え方への転換が重要であると考ええる。企業が中長期的な視点から開発を行えるような投資環境を整備する必要があると考えられるが、これに向けての政府の取組について伺いたい。

な市場の創出に向けて取り組むことが重要であると考えており、現在、「経済財政運営と改革の基本方針二〇二四（令和六年六月二十一日閣議決定）」や「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画二〇二四改訂版」（令和六年六月二十一日閣議決定）などに盛り込んでいる我が国の産業の国際競争力の強化に必要な施策を講じているところであり、引き続き、我が国の産業を取り巻く情勢を踏まえながら、必要な支援策を不断に検討し、実施していく考えである。

内閣衆質二一七第八号
令和七年二月七日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 林 芳正

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員原口一博君提出我が国産業の国際競争力の低下に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員原口一博君提出我が国産業の国際競争力の低下に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「経済産業省がこれまで主導してきた国家プロジェクト」、「失敗」、「官僚は業界の実態に疎く意思決定も遅い」、「「長期」の責任を負える立場にもない」及び「政官財の癒着」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、お尋ねの「政府の産業政策の今後の方針」については、経済産業省として、我が国の産業の国際競争力の強化に向けた産業政策の実行に当たって、中長期的な視点に立ち、官民による、新規の投資を含む、付加価値の向上や新たな

お尋ねの「部品や素材の開発力や市場での競争力をさらに強化していくための政策を長期間にわたって戦略的に講じていく必要」については、経済産業省として、御指摘のような産業上の分野ごとに中長期的な戦略を策定し、これに基づく施策を講じているところである。

三について

お尋ねの「企業が中長期的な視点から開発を行えるような投資環境」の「整備」に向けては、経済産業省として、我が国の企業の予見可能性を確保することが重要であると認識しており、我が国の産業の国際競争力の強化に向けて、予算措置や税制措置等により、企業における中長期的な視点での投資を促進している。

令和七年一月二十七日提出
質問 第九号

九州新幹線西九州ルートの整備費負担に関する質問主意書

提出者 原口 一博

九州新幹線西九州ルートの整備費負担に関する質問主意書

九州新幹線西九州ルートは、いわゆる整備新幹

線の一つで、博多、長崎間を結ぶものであるが、このうち博多、新鳥栖間及び武雄温泉、長崎間は新幹線の線路を走行し、新鳥栖、武雄温泉間は現在の在来線を走行するものとして計画された。この実現のため、新幹線と在来線の異なる線路幅を走行できるフリーゲージトレインの導入が計画されたが、同車両の開発は頓挫し、これを受けた平成二十八年の合意に基づき、博多からの在来線特急の武雄温泉駅での同一ホームの対面乗換え（リレー方式）を伴う形で、令和四年に武雄温泉、長崎間の西九州新幹線が開業した。

一 九州新幹線西九州ルートは冒頭に述べたような経緯をたどっているものと認識している。新鳥栖、武雄温泉間の整備方式については、佐賀県は、在来線を走行する当初計画を基本に、様々な整備方式を検討することを主張しており、政府・与党は、フル規格での整備を推進しようとしていると認識している。

一方で、佐賀県の負担という面で考えると、フリーゲージトレインを活用する当初計画では、整備費負担はゼロであるのに対し、フル規格では政府試算で約六百六十億円の負担が見込まれるという。

1 政府・与党が推進するフル規格での整備は、外形的には、武雄温泉、長崎間を先行開業させ、それを既成事実に残余の新鳥栖、武雄温泉間についてもフル規格の整備を推し進めようとしているように見える。新鳥栖、武雄温泉間において、沿線に新たな整備費負担を生じさせても、フル規格での整備が最善であると考え理由をうかがいたい。

2 当初計画とフル規格で整備する場合では地元の負担は大きく異なる。六百六十億円という巨額の負担を伴う案が、後出しのような形

で出てくるのなら、沿線からフル規格整備は必要なしとの声が上がるのも当然であり、それでもフル規格を推進しようとする政府の姿勢が、現在の新鳥栖、武雄温泉間の整備の議論の膠着の原因と考える。

膠着した議論を打破するには、佐賀県をはじめとする地元を整備費負担以上のメリットを示すか、地元の負担を軽減するしか方法はないと考える。もちろん整備新幹線の地元負担は法で負担割合が定められており、簡単に負担割合を変えられないことは承知しているが、現在の議論を前に進めるためにも、新鳥栖、武雄温泉間をフル規格で整備することによる整備費負担以上の具体的な地元のメリット、及びこの区間の整備費の地元負担の軽減について政府の考えをうかがいたい。

二 仮に新鳥栖、武雄温泉間をフル規格で整備し、新幹線が長崎まで直通できることとなった場合、その恩恵は長崎県の方が大きいと考えられる。例えば、長崎、博多間の所要時間は、現行約一時間三十分が約五十分となり四十分程度の時間短縮効果があるが、佐賀、博多間は現行約三十五分が約二十分と十五分程度の時間短縮にとどまる。

これに対し、フル規格整備の場合の佐賀県の負担は、一で見たように政府試算で六百六十億円であるが、佐賀県は最近の建設費や他線区の状態から、負担は千四百億円以上となると指摘している。

また、前記のように新鳥栖、武雄温泉間をフル規格で整備した場合、その恩恵は長崎県の方が大きいにもかかわらず、長崎県が西九州新幹線整備に負担した約六百億円よりも多額の整備費を佐賀県が負担しなければならないこととな

るのは不合理であり、佐賀県は整備費負担は長崎県が負担した六百億円の二分の一以下とすることを主張している。

1 最近の建設費の上振れ等を考慮しているとしても、政府の言う六百六十億円という負担と佐賀県の言う千四百億円の負担は大きく乖離している。この差について、政府の見解をうかがうとともに、最近の物価上昇等を考慮した場合の佐賀県の負担が六百六十億円からどの程度変わると見込まれるのか、政府の見解をうかがいたい。

2 前記のとおり、仮に新鳥栖・武雄温泉間をフル規格で整備した場合、現行の方法に基づいた佐賀県の負担は、整備による恩恵を考えると過剰であると考えられる。例えば、整備費は各地域が得られる経済効果を基に受益と負担を考慮し負担割合を決めることとする等、整備費負担は整備効果と併せて考える必要があると考えるが、政府の見解をうかがいたい。

3 佐賀県の令和五年度の一般会計予算を見ると、その歳入総額は約五千六百億円であり、うち自主財源は約二千五百億円である。これに対し歳出は人件費や公債費の義務的支出だけでも約二千百億円に達している。佐賀県が指摘したフル規格整備の場合の県負担約千四百億円は、もちろん単年度で県が負担するものでないことは承知しているが、毎年の佐賀県の財政において過重な負担を生じ、財政を圧迫させるのではないかと危惧する。仮に佐賀県負担が千四百億円であった場合、負担が同県の財政に与える影響について政府の見解をうかがいたい。

内閣衆質二一七第九号
令和七年二月七日

内閣総理大臣臨時代理 林 芳正
国務大臣 額賀福志郎殿

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員原口一博君提出九州新幹線西九州ルートの整備費負担に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員原口一博君提出九州新幹線西九州ルートの整備費負担に関する質問に対する答弁書

一の1について

お尋ねについては、令和元年八月五日に与党整備新幹線建設推進プロジェクトチーム九州新幹線（西九州ルート）検討委員会が取りまとめた「九州新幹線（西九州ルート）の整備のあり方等に関する基本方針」において、「フル規格については、建設費が大きいなどの課題はあるものの、時間短縮効果及び収支改善効果が大きく、全国的な新幹線ネットワークとしての整備効果が最大限発揮される方式である。（中略）新鳥栖・武雄温泉間については・・・フル規格（複線）により整備することが適当と判断する」とされ、国土交通省としても、令和六年十一月十二日の記者会見において、中野国土交通大臣が述べているとおり、「フル規格で整備されれば、西九州地方と関西・中国地方が新幹線ネットワークで繋がっていくということで、観光やまちづくりなどに、多くの面で非常に大きな効果が現れる」と考えている。

一の2について

前段のお尋ねについては、お尋ねの「具体的な地元のメリット」については、御指摘の「整備

費負担」と単純に比較できるものではないことから、お答えすることは困難であるが、いずれにせよ、一の1について述べたとおり、「観光やまちづくりなどに、多くの面で非常に大きな効果が現れる」と考えている。

後段のお尋ねについては、先の答弁書（令和六年二月十三日内閣衆質二三第三五号。以下「前回答弁書」という。）二の1について、二の2及び3について並びに二の4についてでお答えしたとおりである。

二の1について

前段のお尋ねについては、御指摘の「佐賀県の言う千四百億円の負担」について、詳細を把握しておらず、お答えすることは困難である。後段のお尋ねについては、政府として試算を行っている。

二の2について

お尋ねの「整備効果と併せて考える」ことを含め、お尋ねの「整備費負担」に係る見直しについては、前回答弁書二の4についてでお答えしたとおりである。

二の3について

お尋ねについては、仮定の質問であり、お答えすることは困難である。

令和七年一月二十七日提出
質問 第一〇号

フラット35の不正融資問題に関する質問主意書

提出者 原口 一博

フラット35の不正融資問題に関する質問主意書
私が提出した質問に対する答弁書（内閣衆質二

一六第三号。以下「令和六年答弁書」という。）を踏まえ、以下質問する。

一 令和六年答弁書において、フラット35の適切な利用に向け、独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」という。）が行っている取組について政府の把握状況が列挙されている。

令和六年答弁書において、機構が「金融機関に対するモニタリングを実施することで状況把握を行っていることを政府として確認している。」としているが、この機構による金融機関に対するモニタリングについて、どれくらいの頻度で、どのような項目を実施しているか、その実施内容について、政府として把握していない場合には機構にも確認の上で回答されたい。仮に、政府として把握しておらず機構への確認も行わないため回答できないという判断をする場合には、確認を行わず回答しないことの妥当性について明確な根拠を述べられたい。

二 令和六年答弁書において、政府、機構、アルヒ株式会社（以下「アルヒ」という。）の関係性を確認する観点での質問に対し、機構への政府関係者の在籍者情報については回答があったが、「アルヒには、機構のOBや現役職員が在籍しているか」については、政府としては承知していない。」としている。アルヒは、機構がフラット35の提供にあたって提携を行っている民間金融機関の一つであり、その提携先において不正融資問題が発生したことを鑑みると、アルヒとの関係性を明らかにしておくことは必要と考えられる。

1 改めて、アルヒには、機構のOBや現役職員が在籍しているか、在籍している場合には在籍人数を、また、役職に就いている場合にはその役職名と人数を、それぞれ平成二十七

年以降、年度ごとの情報について、機構に確認の上で可能な限り回答されたい。仮に、確認しないという判断をする場合には、確認を行わずに在籍状況を回答しないことの妥当性について明確な根拠を述べられたい。

2 同様に、加えて、アルヒには、政府のOBや現役職員が在籍しているか。在籍している場合には、在籍人数を、また、役職に就いている場合にはその役職名と人数を、それぞれ平成二十七年以降、年度ごとの情報について、アルヒに確認の上で可能な限り回答されたい。仮に、回答しないという判断をする場合には、在籍状況を回答しないことの妥当性について明確な根拠を述べられたい。

三 令和六年答弁書において、問題事案が生じた場合への対応として、機構は「法令違反の事実等があると認められるときは、遅滞なく、主務大臣に報告すること」「政府としては、機構の行う業務に関する事務を担当する部署を設置」としているが、現に不正融資問題が発生し、その被害は拡大している。

1 不正融資問題の被害が拡大した背景として、問題が生じた際に速やかに主務大臣への報告が行われなかったからではないか。また、報告を受けた担当部署の対応が遅かったからではないか。政府の見解を述べられたい。

2 現行の報告の規定や担当部署の設置では、問題の拡大を防ぐことができず、制度の見直しが必要ではないかと考えられるが、政府の見解を述べられたい。

内閣衆質二二七第一〇号
令和七年二月七日

内閣総理大臣臨時代理 林 芳正
国務大臣 額賀福志郎殿

衆議院議員原口一博君提出フラット35の不正融資問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員原口一博君提出フラット35の不正融資問題に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「金融機関に対するモニタリングについて、どれくらいの頻度で、どのような項目を実施しているか」については、これを公にすることにより、独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」という。）における今後の金融機関に対するモニタリングの適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるため、お答えすることは差し控えたい。

二の1について

お尋ねについては、機構が確認したところによると、SBIアルヒ株式会社（以下「会社」という。）におけるお尋ねの「機構のOB」の在籍状況については、機構としては把握しておらず、また、会社にはお尋ねの「機構」の現役職員は在籍していない。

二の2について

お尋ねの「政府のOB」が行政機関に勤務する国家公務員であった経歴を有する者・民間からの出向者を除く。を指すものであれば、会社に確認したところによると、平成二十七年から令和六年までの各年四月一日現在におけるお尋ねの「政府のOB」の人数は、平成二十七年が零

名、平成二十八年から令和二年までが一名、令和三年から令和六年までが二名であり、このうちお尋ねの「役職に就いている場合」の「役職名と人数」は、令和三年から令和六年までが特別顧問一名であり、さらに、同年七月にお尋ねの「政府のOB」二名が顧問の職に就いており、また、お尋ねの「政府」の現役職員は在籍していない。

三の1について

お尋ねについては、機構が平成三十年九月にフラット35の不正利用の疑いを把握した後、同年十月に機構から国土交通省担当部署に対して報告が行われ、当該部署において速やかに機構に対して必要な指示を行い、不正利用が拡大しないよう取り組んだところであり、「不正融資問題の被害が拡大した背景として、問題が生じた際に速やかに主務大臣への報告が行われなかったからではないか。また、報告を受けた担当部署の対応が遅かったからではないか」との御指摘は当たらないものと考えている。

三の2について

お尋ねについては、政府としては、三の1について述べたとおり、速やかに必要な対応を行っているものと認識しており、また、先の答弁書（令和五年十一月二十八日内閣衆質二二二第四八号）二の後段について述べたとおり、フラット35の適正な利用に向け、平成三十年以降、機構は、フラット35による借入金を投資用物件の取得資金として利用することができないことについて、機構のホームページや新聞広告において注意喚起を行うとともに、金融機関がフラット35の申込人に対して適切に個別説明を行うことができるよう、金融機関向けのマニユ

アルを作成する等の取組を進めているものと承知している。このように、政府としては、フラット35の不正利用の問題に適切に対応してきたものと考えており、お尋ねの「制度の見直し」については考えていない。

令和七年一月二十七日提出
質問 第一一 号

日本航空百二十三便の御巣鷹山墜落事故に関する質問主意書

提出者 原口 一博

日本航空百二十三便の御巣鷹山墜落事故に関する質問主意書

私が提出した質問に対する答弁書（内閣衆質二一六第八号）を踏まえ、以下質問する。

一 答弁書の二について「お尋ねの「理由」については、政府として承知する立場にない。」との記述がある。

航空事故調査の透明性の観点において、ボイスレコーダー（音声記録装置）とフライトレコーダー（飛行記録装置）（以下「ボイスレコーダー等」という。）の生データを公開することは、航空事故の発生に至った経緯を明らかにするうえで有効な手段である。そのためには、航空運送事業者に対し、航空事故が発生した際に、請求者の求めに応じてボイスレコーダー等の開示を義務付けるよう航空法を改正すべきと考え、政府の見解を伺いたい。

二 答弁書の三について「当該事故に関して、その後新たに重大な情報を把握していないことから、現時点では再調査を行う必要があるとは考えていない。」との記述がある。

航空事故調査委員会（現運輸安全委員会）は、

航空事故調査報告書(以下「報告書」という。)を公表後、別冊航空事故調査報告書付録(以下「付録」という。)を公表したが、付録百十六頁の航空機の図の垂直尾翼部分に「異常外力の着力点」との記述がある。これは垂直尾翼に何らかの外力が加わったことを示すものであり、新たな重大な情報であると考えるが政府の認識を伺いたい。また、政府が言う新たな重大な情報とはどのようなことを想定しているのか事例を挙げて示されたい。

三 答弁書の四についてで「御指摘の「報告書」において「墜落地点は登山道がなく、落石の危険が多い山岳地域であり、夜間の搜索ということもあったため、機体の発見及び墜落地点の確認までに時間を要したことはやむを得なかったもの」と考えられる」としている。」との記述がある。

航空事故が夜間に発生した場合には、事故発生後の人命救助や被害軽減のために昼夜問わず迅速な初動対応が極めて重要であることから、夜間に墜落した場合を想定し、あらかじめ要領やマニュアル等を作成し、搜索や救難に関する初動体制を確立しているものとする。現に、事故当時、警察庁・運輸省(現国土交通省)・防衛庁(現防衛省)等は「航空機の搜索救難に関する協定」を締結していたため、夜間に機体の発見及び墜落地点の確認までに時間を要するとは到底考えられない。墜落現場の特定までに相当な時間を要した具体的理由を改めて伺いたい。

四 答弁書の五についてで「お尋ねの「炭化した遺体が見つかった要因」については、御指摘の「報告書」において「機体の損壊による強度の衝撃と火災発生による火熱を受けたため、・・・遺体

には離断・焼損・炭化による損傷が著しかった」としている。」との記述がある。

火災発生による火熱を受けたため遺体には炭化による損傷が著しかったとされているが、報告書には、炭化に関する詳細な要因について記述されていない。政府として、司法解剖・検視などにより、故意に炭化・損壊させた遺体があるか等詳細に精査したのか伺いたい。また、精査していないのであれば、政府として精査しない理由を伺いたい。

内閣衆質二一七第一一号

令和七年二月七日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 林 芳正

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員原口一博君提出日本航空百二十三便の御巣鷹山墜落事故に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員原口一博君提出日本航空百二十三便の御巣鷹山墜落事故に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「ボイスレコーダー等」のデータについては、航空事故等に係る調査当局が行う航空事故等に係る調査の目的以外では原則として開示してはならない旨、国際民間航空条約(昭和二十八年条約第二十一号)第十三附属書に定められており、政府としては、お尋ねの「請求者の求めに応じてボイスレコーダー等の開示を義務付けるよう航空法を改正」することは適切で

はないと考えている。

二について

前段のお尋ねについては、御指摘の「何らかの外力」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「付録」は「報告書」の別冊として併せて公表したものであり、また、当該付録の百十六ページに記載の「異常外力の着力点」については、当該付録の九十八ページ及び九十九ページに記載のとおり、機体の運動の数値解析を行うために便宜上設定した力点に過ぎないことから、お尋ねの「新たな重大な情報」に該当するものとは考えていない。

後段のお尋ねについては、政府としては、御指摘の「日本航空百二十三便の御巣鷹山墜落事故」の原因については、調査を尽くしたものと認識しており、お尋ねの「新たな重大な情報」に該当するような具体的な事例は想定していない。

三について

お尋ねの「理由」については、先の答弁書(令和六年十二月十日内閣衆質二一六第八号)四についてで述べたとおりであり、これ以上の理由については把握していない。

四について

お尋ねについては、群馬県警察において、御指摘の「司法解剖・検視」を含めた所要の捜査を尽くした結果、お尋ねの「故意に炭化・損壊させた遺体がある」とは認められなかったものと承知していることから、政府としては、御指摘の「司法解剖・検視など」の更なる調査等を行っておらず、また、行う予定はない。

令和七年一月二十七日提出
質問 第一二二 号

T S M C及びJ A S Mに対する支援等に関する質問主意書

提出者 原口 一博

T S M C及びJ A S Mに対する支援等に関する質問主意書

政府は、先端半導体の製造基盤整備のため、Taiwan Semiconductor Manufacturing Company Limited(以下「T S M C」という。)及びJapan Advanced Semiconductor Manufacturing株式会社(以下「J A S M」という。)に対して、特定半導体基金事業によりこれまで合計一兆二千八百億円もの巨額の補助金を投入するなど支援を行い、令和六年十二月には熊本県菊池郡菊陽町のJ A S M第一工場が本格稼働を開始した。しかし、巨額の補助金を投入したT S M C及びJ A S Mの我が国への誘致は、熊本県内に交通渋滞などの悪影響をもたらしているほか、我が国の半導体産業の育成及び強化につながらないと考えるため、以下質問する。

一 T S M C及びJ A S Mの誘致による我が国及び地元への影響

1 J A S M工場の立地地域である熊本県内では、渋滞の発生、地価の高騰、農地の減少等のマイナスの影響が生じていると聞く。政府は、このような地元へのマイナスの影響についてどのように把握し、評価しているのか。

2 J A S Mは第一工場と第二工場で合わせて三千四百名の雇用を予定しているほか、T S M C及びJ A S M誘致に伴う企業進出等を背景に人材争奪戦が激化しており、地元企業では必要な人材の確保が困難となる事態が生じ

ていると聞く。政府は、こうした地元企業による人材確保への影響についてどのように把握し、評価しているのか。

3 政府は、以上のような立地地域等に生じたマイナスの影響を緩和するためどのような対策を講じていくのか。

4 熊本県内ではJAS M工場の本格稼働により、同県の宝である地下水の枯渇や汚染といった環境への影響を懸念する声もあると聞く。政府は、立地地域におけるこうした目に見えない不安を払拭するため、どのような対策を講じていくのか。

二 我が国における半導体の供給確保及び半導体産業の育成、強化の在り方

1 私が第二十六回国会で提出した質問主意書に対し、政府は、我が国半導体産業の復活に向けて、まず足下の生産基盤の確保に取り組むこととし、特に特定半導体については、国際的にも生産能力が限られているため、外国企業であるか否かにかかわらず、国内における安定的な生産体制の確保が重要であると答弁している。しかし、T S M C及びJ A S Mの誘致により生産体制が確保されたとしても、同工場において製造される半導体が我が国企業をはじめとする我が国に確実に供給されなければ、我が国における特定半導体の安定供給確保につながらないと考えるが、T S M C及びJ A S Mは我が国に対し半導体の供給義務を負うのか、政府の見解を問う。

2 T S M C及びJ A S Mの誘致により半導体の生産基盤が確保されたとしても、外国企業であるT S M Cに我が国における半導体の製造を依存することにつながりかねず、我が国

の半導体産業における自立的な半導体製造能力の育成や半導体産業の振興に寄与するののか疑問もある。T S M C及びJ A S Mの誘致により我が国半導体企業の製造能力の育成や半導体産業の振興にどのような効果もたらされるのか、政府の見解を問う。

3 一で述べたT S M C及びJ A S Mの我が国への誘致に伴う地元が生じたマイナスの影響や我が国半導体産業への効果を踏まえれば、外国企業であるT S M C及びJ A S Mの誘致のために巨額の国費を投入するのではなく、自国の半導体製造企業の育成・強化を徹底的に図ることこそ重要と考えるが、政府の見解を問う。

右質問する。

内閣衆質二一七第一二号
令和七年二月七日

内閣総理大臣臨時代理
国 務 大 臣 林 芳正

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員原口一博君提出T S M C及びJ A S Mに対する支援等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員原口一博君提出T S M C及びJ A S Mに対する支援等に関する質問に対する答弁書

一の1から3までについて

御指摘の「地元へのマイナスの影響」及び「地元企業による人材確保への影響」については、地元自治体や事業者からのヒアリングや各種公表データ等を通じて把握しており、Japan Advanced Semiconductor Manufacturing株式

会社（以下「J A S M」という。）を始めた半導体関連企業による投資は、地域経済を活性化させることにつながるため、歓迎する意見がある一方で、その投資規模の大きさに伴い、J A S Mの工場の周辺地域への悪影響を懸念する意見もあると承知している。

こうした懸念への対応としては、例えば、御指摘の「渋滞の発生」については、令和五年度補正予算で創設した「地域産業構造転換インフラ整備推進交付金」（以下「インフラ交付金」という。）により、熊本県に対し、J A S Mの工場の周辺の道路整備事業に関する支援を行うなど、渋滞解消に向けたインフラ整備に取り組むこととしている。また、御指摘の「人材確保」については、経済産業省九州経済産業局において、「九州半導体人材育成等コンソーシアム」を設立するなど、産学官で連携して人材育成に取り組んでいるとともに、中小企業等における構造的な人手不足に対しては、中小企業等の生産性向上を後押しするために令和五年度補正予算で措置した省力化投資支援等を実施している。引き続き、地元自治体等と連携しながら「影響を緩和する」ために適切な対策を講じてまいりたい。

一の4について

お尋ねの「地下水の枯渇」や「汚染」への対策については、先の答弁書（令和六年十二月十日内閣衆質二一六第九号。以下「前回答弁書」という。）三の2のアについて述べたとおり、地元自治体や事業者等において様々な取組が講じられていると承知しているところ、政府としても、地元自治体や事業者等と連携し、適切な対策を講じているところであり、お尋ねの「地下

水の枯渇」への対策としては、インフラ交付金により熊本県に対して工業用水道整備事業に関する支援を行うなど、地下水のみに依存しない用水の供給体制確立を目指している。また、お尋ねの「地下水」の「汚染」への対策としては、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律第三十七号。以下「法」という。）第十一條第三項に基づく認定（以下「認定」という。）を受けるためには、同条第一項に規定する特定半導体生産施設整備等計画（以下「特定半導体生産施設整備等計画」という。）の内容が法第六條第一項に規定する特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に関する指針の内容に照らし適切な内容であることが必要であり、同指針において、法第二條第四項に規定する特定半導体（以下「特定半導体」という。）の生産に係る国内関係法令を遵守することを求めているところ、認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）において排水に係る各種法令を遵守するよう、引き続き、適切に対応してまいりたい。

やうに、Taiwan Semiconductor Manufacturing Company Limited（以下「T S M C」という。）及びJ A S Mから提出された特定半導体生産施設整備等計画において、環境対策については、法令基準以上の取組を講じていく旨が記載されていることから、当該特定半導体生産施設整備等計画に基づき事業が進められていることについても確認を行ってまいりたい。

なお、認定事業者が認定に係る特定半導体生産施設整備等計画に従って特定半導体生産施設整備等を実施していない、又は同項各号のいずれかに適合しないものとなったと認められると

きは、経済産業大臣は、法第十二条第二項及び第三項の規定に基づき、当該特定半導体生産施設整備等計画の変更を指示し、又は当該認定を取り消すことができるとされており、これを踏まえ、助成金の交付を受けた認定事業者に対して当該認定に基づく助成金の返還を請求することが必要な場合においては、当該助成金の交付に係る業務を行う国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構において、特定半導体基金事業費助成金交付規程（令和四年四月三十日付け国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構作成）に基づき、請求する返還額については経済産業省からの指示に従い、適切に対応していくものと承知している。

なお、認定事業者が認定に係る特定半導体生産施設整備等計画に従って特定半導体生産施設整備等を実施していない、又は同項各号のいずれかに適合しないものとなったと認められるときは、同大臣は、法第十二条第二項及び第三項の規定に基づき、当該特定半導体生産施設整備等計画の変更を指示し、又は当該認定を取り消すことができるとされており、これを踏まえ、助成金の交付を受けた認定事業者に対して当該認定に基づく助成金の返還を請求することが必要な場合においては、当該助成金の交付に係る業務を行う国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構において、特定半導体基金事業費助成金交付規程に基づき、請求する返還額については経済産業省からの指示に従い、適切に対応していくものと承知している。

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定（平成六年条約第十五号）附属書一 A の千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第十一条は、食糧その他輸出締約国にとって不可欠な産品の危機的な不足を防止するために一時的に課すものであること等の例外的な場合を除き、他の締約国への輸出について、関税その他の課徴金以外の制限を課すことを原則として禁止していることから、法は、国内向けに優先的に出荷する義務を課してはいないものの、前回答弁書二の2のア及び3についてで答えましたとおり、TSMC及びJASMCから提出された特定半導体生産施設整備等計画については、経済産業大臣として、需給が逼迫した場合において増産すること、法第十一条第三項第二号に規定する特定半導体等の生産が十年以上継続的に行われると見込まれること等の認定に係る要件を満たすものと判断し、令和四年六月及び令和六年二月に認定を行ったものである。

政府としては、特定半導体の生産施設等を整備し、生産を行うことは、特定半導体の国内安定供給確保に資するものであることに加え、半導体製造装置や半導体材料等の関連産業の集積、人材育成等を通じて、我が国における半導体関連技術の向上や半導体関連産業の振興に寄与するものであると考えている。

国内における半導体製造企業の育成及び強化については、政府として、「半導体・デジタル産業戦略」（令和五年六月六日経済産業省改定）を踏まえて進めてきており、前回答弁書一の2についてで答えましたとおり、足下の半導体の製造基盤の確保、次世代技術の確立及び将来技術の研究開発に取り組むことが必要であると考えており、例えば、令和十二年度まで特定半導

体基金事業及び安定供給確保支援事業を、令和十一年度までポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業を、それぞれ実施するなど、引き続き必要な支援を行っていく考えである。

令和七年一月二十七日提出
質問 第一一三 号
永住許可要件の大幅緩和に関する質問主意書
提出者 島田 洋一

平成十年二月、法務省は永住許可要件をそれまでの日本在留二十年から十年に半減させ、日本人の配偶者の場合は三年とした。現在本件を所管する出入国在留管理庁は、この政策転換の理由を明確にしていない。この要件緩和の結果、永住者は平成九年末の約八万人から令和五年末には約八十九万人と、二十六年間で約十一倍に増加した。平成三十年のいわゆる入管法改正案を審議した参議院法務委員会は、同年十二月八日、「近年の我が国の在留外国人数の増加を踏まえ、在留外国人からの永住許可申請に対しては、出入国管理及び難民認定法第二十二条第二項の要件の適合性について、厳格に審査を行うこと」とする内容を含む附帯決議を行った。

そこで政府に質問する。
一 平成十年二月に行われた永住許可要件の大幅緩和は何を目的として行われたのか。
二 右記のとおり、要件緩和の結果、永住者が約十一倍に増加した。平成十年二月に永住者を増やすという政策決定がなされたのか。もしそうであるなら、誰がどこにおいて、そのような決定を行ったのか、明らかにされたい。

三 右記の平成三十年参議院法務委員会附帯決議を受けて、「厳格に審査」するため政府はいかなる措置を取ったのか明らかにされたい。
右質問する。

内閣衆質二一七第一三 号
令和七年二月七日
内閣総理大臣臨時代理 国務大臣 林 芳正
衆議院議長 額賀福志郎 殿
衆議院議員島田洋一君提出永住許可要件の大幅緩和に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

（別紙）
衆議院議員島田洋一君提出永住許可要件の大幅緩和に関する質問に対する答弁書
一について
お尋ねの「平成十年二月に行われた永住許可要件の大幅緩和」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、平成十年二月に法務省入国管理局（当時）の内規を変更し、永住許可における在留年数に係る基準を「引き続き十年以上本邦に在留していること」とした目的についてのお尋ねであれば、平成二十二年三月十二日の衆議院法務委員会において、千葉法務大臣（当時）が「旧基準はおおむね二十年というような基準で運用されておりました。・・・おおむねということで若干の幅があるわけですね。そういうことで、統一した運用基準をきちつとしておいた方がいいのではないかということ、それから基準緩和の要望や要請があったということなどに基づいて、二十年以上から十年以上ということに変更された」と述べているとおりである。

二について

お尋ねの「永住者を増やすという政策決定」の具体的意味するところが必ずしも明らかではないが、永住許可における在留年数に係る基準を変更した目的は「一について述べたとおりであり、政府として「永住者」の在留資格をもって在留する者の数を増加させることを直接の目的としたものではないと考えている。

三について

永住許可の申請に係る審査については、出入国在留管理庁において、「永住許可に関するガイドライン」(平成十八年三月三十一日法務省入国管理局策定)を令和元年五月に改訂し、出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第二十二条第二項に規定する「その者の永住が日本国の利益に合すると認めたとき」の要件について、納税等の義務の適正な履行に係る記載を明確化するなどした上で、御指摘の附帯決議の趣旨をも踏まえて、地方出入国在留管理局に対して、審査方法についての通知を发出し、永住の許可の判断を厳格に行っている。

令和七年一月二十七日提出
質問 第一四号

「海洋大国日本」の実現のため排他的経済水域を守り抜くことに関する質問主意書

提出者 松原 仁

「海洋大国日本」の実現のため排他的経済水域を守り抜くことに関する質問主意書

中華人民共和国(中国)外交部の毛寧報道官は、昨年十二月二十七日に開かれた記者会見で、沖縄県と那国島南方の我が国の排他的経済水域内で新たに発見された中国のブイについて、「気象観測

が目的で合法だ」と主張し、我が国の撤去要求を拒否する姿勢を示した。その二日前に、岩屋毅外務大臣は、中国の王毅外交部長との会談で、ブイ即時撤去を求めたばかりだった。海洋法に関する国際連合条約(平成八年条約第六号)の規定を歯牙にもかけない中国の無法ぶりは、全くもって言語道断であると考えている。

本職は長年、「海洋大国日本」論を提唱し、その実現のための政策を主張してきた。我が国は、世界で第六位という広大な排他的経済水域を持ち、そこに、我が国が使うガスエネルギーの一世紀分以上に相当するといわれるメタンハイドレート、レアアース等、膨大な海洋エネルギー・鉱物資源が眠ると言われている。探査及び生産の技術を開発させ経済性を確保することで、日本国民は、莫大な富を得られると考える。

海洋大国という国家のグランドデザインを示し、その実現のために国を挙げて取り組むことは、国の夢や情熱をかき立て、我が国全体に大いなる活力をもたらすと考える。米国のジョン・F・ケネディ大統領(当時)は、昭和三十六年五月二十五日、米国連邦議会上下両院合同会議において、一九六〇年代が終わるまでに人間を月に上陸させて安全に帰還させるという当時としては途方もない目標を打ち出した。その後、「アポロ計画」を成功させる過程で、米国社会は沸き立ち、科学技術は飛躍的に進歩し、国力は非常に高まった。政治には、人々の心を熱くさせるロマンが必要であると考える。

海洋大国という国家ビジョンを実現するためには、不法行為を繰り返して既成事実を積み重ねて他国の主権を奪っていく中国のいわゆるサラミ・スライス戦略から、宝の海である我が国の排他的経済水域を守り抜く必要があると考える。また、

フィリピン共和国は、令和五年九月、南シナ海のスカボロー礁に中国が設置したブイを撤去した。政府は、フィリピン共和国の毅然たる姿勢に学ぶべきであると考えている。

そこでお尋ねする。

一 中国外交部の毛寧報道官が、昨年十二月二十七日、我が国の排他的経済水域内の中国のブイは、「気象観測が目的で合法だ」と述べたことについて、政府の見解如何。

二 中国の王毅外交部長は、同月二十五日、ブイの即時撤去を求めた岩屋毅外務大臣に対して、どのように反応したか、お尋ねする。

三 岩屋毅外務大臣は、同日、中国の王毅外交部長に対して、中国側が我が国の排他的経済水域内のブイを即時撤去しない場合は、我が国が撤去する旨を伝えたか。もしも、その旨伝えていない場合は、いかなる理由から伝えなかったか、明らかにされたい。

四 岸田文雄総理大臣(当時)は、令和五年十一月二十二日に開かれた衆議院予算委員会、我が国の排他的経済水域内の中国のブイについて、撤去を含めて検討すると答弁した。

一 答弁から一年以上が経過し、検討する時間は十二分にあったはずだが、いまだ撤去が行われていないのはいかなる理由によるものか。

二 撤去の遅れは、我が国の領土・領海・領空を断固として守り抜くとの政府の決意に疑念を抱かせるもので、国家安全保障に極めて有害であると考えているが、政府の見解如何。

五 昨年三月十三日の外務委員会において、本職は上川陽子外務大臣(当時)に対して、尖閣諸島周辺のわが国の排他的経済水域内に中国により

設置されたブイの撤去を求めた。上川陽子大臣は、回収に関する国際法上の基準が不明確であり、その中で総合的に政策的判断となる旨、有効な対応を適切に実施していく。具体的な時期を明示することはできない旨答弁し、ブイの即座の撤去について肯定しなかった。

一 本職は当該ブイについて違法な構造物であり速やかに撤去すべきと認識するが、政府の見解如何。

二 政府が撤去や回収の実行を判断する根拠となる国内法が未整備であるならば整備が必要であると考えているが、認識を明らかにされたい。

六 政府の対中姿勢が、中国に誤ったメッセージを送っていることに、多くの日本国民が憤慨している。本職は、とりわけ、政府が自衛隊を中国人民解放軍との部隊間交流及び日中佐官級交流事業に参加させていることが、我が国が排他的経済水域内の中国による不法行為を重視していないとの誤解を生むことを、深く危惧している。部隊間交流及び日中佐官級交流事業への自衛隊の参加は、中国が我が国の排他的経済水域内のブイを全て撤去するまで中止すべきと考えるが、政府の見解如何。

内閣衆質二一七第一四号
令和七年二月七日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 林 芳正
衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員松原仁君提出「海洋大国日本」の実現のため排他的経済水域を守り抜くことに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員松原仁君提出「海洋大国日本」の実現のため排他的経済水域を守り抜くことに関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の中国政府関係者の発言は、令和六年十二月に与那国島南方の我が国の排他的経済水域内で設置が確認されたブイを念頭に置いたものであると承知しているが、当該ブイの設置は、海洋の科学的調査に関する義務など、海洋法に関する国際連合条約（平成八年条約第六号）との関係で問題になるものであると考えており、我が国として、当該ブイを確認した後、中国側に対し、申入れを行い、説明を求めるとともに、即時撤去等のしかるべき対応を求めているところである。

二及び三について

御指摘の「ブイ」に関しては、岩屋外務大臣から、中国側に対し、令和六年十二月に新たに設置が確認されたブイを含め、我が国の排他的経済水域内に設置されているブイの即時撤去を求めた。中国側からは、中国側の立場に沿った発言があったが、それ以上の詳細について明らかにすることは、相手国との今後の外交上のやり取りに支障を来すおそれがあることから、差し控えたい。

四及び五について

御指摘の「ブイ」に関しては、令和五年十一月に行われた日中首脳会談や日中外相会談等のハイレベルでの働きかけを始めとして、これまで累次にわたり、外交ルートを通じて中国側に対し、抗議し、即時撤去を求めているところである。こうした中、令和六年十二月に与那国島南

方の我が国の排他的経済水域内において中国によるブイの設置が確認されたことは極めて遺憾である。政府としては、あらゆる機会を捉えた外交的取組に加え、「ブイ」が設置された海域において関係国が有する権利及び義務並びに我が国の国内法令等を踏まえ、「ブイ」の撤去も含め、可能かつ有効な対応について、関係省庁間で連携して引き続き検討を進めているところであり、当該対応を含め、「ブイ」に係るお尋ねについて予断をもってお答えすることは差し控えたい。

六について

政府としては、御指摘の「部隊間交流」及び「日中佐官級交流事業」の機会を含め、中国側に対し、中国による我が国周辺海空域における軍事活動の活発化等に対する深刻な懸念を明確に伝達しており、こうした懸念の伝達を含め、引き続き日中防衛当局間での率直な対話や交流を行うことは有益であると考えている。

令和七年一月二十八日提出
質問 第一五号

潜水艦修理契約に係る特別防衛監察の中間報告に関する質問主意書

提出者 原口 一博

潜水艦修理契約に係る特別防衛監察の中間報告に関する質問主意書

令和六年十二月二十七日に、防衛省防衛監察本部（以下、「同本部」という。）から公表された特別防衛監察の調査状況（中間報告）では、川崎重工業株式会社（以下、「同社」という。）と出入業者の一部とが結託して、遅くとも昭和六十年頃から架空

取引を行っていた事実が明らかになった。加えて、平成三十年度から令和五年度までの間における架空取引の総額が約十七億円であるほか、このような架空取引が「潜水艦乗組員や現場作業員からの要望に応えるため、さらには、工担らの私的物品を調達するためにも行われていた」ことも判明している。

これらを踏まえ、次のとおり質問する。

一 報道によると、我が国で潜水艦を建造できるのは同社と三菱重工株式会社の二社のみであり、両社は隔年で交互に防衛省から契約受注している。両社以外の参入もなく、受注競争の起り得ない環境であると考えられるが、それにもかかわらず、同社がこのような巨額の不正行為を四十年近くも行ってきた原因について、現時点で同本部が把握している範囲で示された。

二 現在も特別防衛監察は継続中であると承知している。改めてお尋ねするが、中間報告を公表するまでの特別防衛監察の進捗は、当初の想定日数よりも短縮できたのかあるいは超過したのか明らかにするとともに、中間報告を年末ぎりぎりに公表した理由及び最終報告の公表をいつ頃と見込んでいるか具体的に示されたい。

内閣衆質二一七第一五号

令和七年二月七日

内閣総理大臣臨時代理 林 芳正
国務大臣 額賀福志郎殿

衆議院議員原口一博君提出潜水艦修理契約に係る特別防衛監察の中間報告に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員原口一博君提出潜水艦修理契約に係る特別防衛監察の中間報告に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「同社がこのような巨額の不正行為を四十年近くも行ってきた原因」については、民間企業内部の体制に関する事柄であり、確たることを申し上げることは困難であるが、現時点で防衛省防衛監察本部が把握している限りにおいては、同省のホームページで公表している「潜水艦修理契約に関する特別防衛監察の調査状況について」（令和六年十二月二十七日防衛省防衛監察本部作成）に記載しているとおり、主に「KH-1 神戸造船工場修繕部の業務プロセス・体制を巡る問題」が影響したものと考えている。

二について

お尋ねの「当初の想定日数よりも短縮できたのかあるいは超過したのか」については、監察の適正な実施を確保する観点から期限を区切つてはいないため、お答えすることは困難である。また、お尋ねの「中間報告を年末ぎりぎりに公表した理由」については、防衛省防衛監察本部において必要な調査を進め、事案の全体像についておおむね把握できたところ、令和六年十二月二十七日に政府部内の所要の調整が整ったことから、同日に公表したものである。さらに、お尋ねの「最終報告の公表をいつ頃と見込んでいるか」については、監察の適正な実施を確保する観点から、「最終報告」の公表まで一定の時間を要するため、現時点でその具体的な時期をお示しすることは困難であるが、いずれにせよ、迅速に対応していく考えである。

令和七年一月二十八日提出
質 問 第 一 六 号

原口五原則とマイナンバー制度との整合性に関する質問主意書

提出者 原口 一博

原口五原則とマイナンバー制度との整合性に関する質問主意書

私が提出した質問に対する答弁書(内閣衆質二一六第四号。以下「令和六年答弁書」という。)を令和六年十二月十日に受領したが、答弁内容に不十分な部分があるので、質問の意図をより明らかにした上で質問する。

一 番号に関する原口五原則

令和六年十一月二十八日に提出した「原口五原則とマイナンバー制度との整合性に関する質問主意書」においては、「原口五原則」として、①権利保障の原則、②自己情報コントロールの原則、③プライバシー保護の原則、④最大効率化の原則、⑤国・地方協力の原則の五つを提示している。

これに対し、令和六年答弁書の一については、現在のマイナンバー制度については、「原口五原則」を踏まえ、マイナンバーの利用及び提供の限定やマイナンバーカードの普及及び利活用の推進等に取り組んでいる旨答弁している。

①から⑤までの原則が、いわゆるマイナンバー法のどの条文に反映されているのか、具体的に示された。

二 原口五原則とマイナンバー制度との整合性

1 権利保障の原則

令和六年答弁書の二の1については、「市区町村の窓口で即日再交付できる仕組み

み」については、(中略)現時点において、実現することは困難である」としている。

ア 他方、現行の運転免許証の紛失時においては、運転免許試験場で即日再交付できる仕組みが現に整備されている。運転免許証とマイナンバーカードとの間で再交付の体制にどのような違いがあるため困難であるのか、具体的に示されたい。

イ 令和六年十二月二日以降、従来の健康保険証の新規発行が終了となり、いわゆるマイナ保険証を基本とする仕組みに移行されたことを踏まえ、再交付手続に伴いマイナ保険証を利用できなくなる期間をできる限り短縮する観点から、「市区町村の窓口で即日再交付できる仕組み」を実現する必要性について、政府の見解を伺う。

2

自己情報コントロールの原則

令和六年答弁書の二の2のアからウまでについては、「いわゆる自己情報コントロール権に関連する仕組み」、「いわゆる自己情報コントロール権の担保に資する仕組み」及び「いわゆる自己情報コントロール権の行使に際して差別的な取扱いを受けること」の意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難である。」としている。

その上で、情報提供ネットワークシステムを使用した自身の一定の利用特定個人情報の提供等の記録をマイナポータルを通じて確認することができる仕組みについては、利用者に手数料の負担を求めている」としている。

ア 「いわゆる自己情報コントロール権」については、令和五年六月二日の衆議院地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関

する特別委員会厚生労働委員会連合審査会において政府参考人が「いわゆる自己情報コントロール権につきましては、その内容、範囲及び法的性格に関し、様々な見解がございまして、明確な概念として確立しているものではないと承知しております」と答弁している。

「様々な見解がある」と承知しているにもかかわらず「意味するところが必ずしも明らかではない」とする理由は何か。また、「様々な見解」として、主要な学説について、政府の把握するところを端的に示されたい。

イ マイナポータルを通じて確認することができる仕組みは、マイナンバーカードを所有していない者は利用できない。マイナンバーカードの取得を望まない者が、同様の確認をするためには、多大な時間と手数料を負担した上で、書面による開示請求を行うしかないのか。若しくは、他の方法はあるのか。

ウ マイナンバーカードの取得は任意とされている中で、マイナンバーカードの取得を望まない者についても、手数料の負担なく同様の確認をすることができる仕組みを構築する必要性について、政府の見解を伺う。

3

プライバシー保護の原則

令和六年答弁書の二の3のア及びウについては、「準ずる事務」の対象となる事務は、番号利用法第九条第一項及び第四十六条においてデジタル庁の長である内閣総理大臣と総務大臣が共同で発する命令で定めること

とされており、その範囲は法令において明確にされている。」としている。また、二の3のイについては、「利用範囲及び情報連携の拡大について協議する会議体」は存在していない。」としている。

ア 会議体が存在しないのであれば、「準ずる事務」の対象となる事務について、誰が立案し、どの行政機関等において協議・決定した上で、当該命令を定めることとなるのか、命令制定までの過程を明らかにされたい。

イ 「準ずる事務」の対象となり得る事務について、国の行政機関及び地方公共団体からの提案を受け付ける体制が整備されているのか政府の見解を伺う。

ウ 当該命令を定めようとする際には、パブリック・コメントに付することとなるのか政府の見解を伺う。

4

最大効率化の原則

ア 令和六年答弁書の二の4のイについては、「照会可能な事務から削除するなど、実情に応じて合理化する必要がある」とは考えていない。」としている。

これまで、マイナンバー情報照会の実施が可能であったが、後日に照会可能な事務から削除された事務はあるか。ある場合には、①当該事務の名称、②照会可能な事務に追加された年月日、③同事務から削除された年月日、④削除の理由をそれぞれ可能な限り明らかにされたい。

イ 令和六年答弁書の二の4のウ及びエについては、ガバメントクラウド整備のためのクラウドサービスの提供の募集における

調達仕様書において、「当該ガバメントクラウドに保管されている情報を、当該情報を管理する者以外の者が閲覧することはできないようにするための措置が講じられることとしている。また、(中略)各利用者の情報が保管される当該ガバメントクラウド上の領域は、それぞれ論理的に分離されるものとしている。」としている。

(1) 不正アクセスやサイバー攻撃から日本国民の個人情報を守るために多重の防御を講ずることは当然必要であると考ええる。ガバメントクラウドにおいて、ファイアウォールの設定はあるか。ない場合には、その理由を伺う。

(2) ガバメントクラウドの領域が論理的に分離されたものとしても、不正アクセスやサイバー攻撃により当該クラウドサーバーの管理者権限が乗っ取られた場合には、論理的に分離された複数の領域で管理されている日本国民の個人情報が一度に外部へ漏えいしてしまうおそれはないか政府の見解を伺う。

(3) 個人情報外部へ漏えいする事態を避けるためにも、論理的な分離ではなく、情報を複数のコンピュータで分散管理しているブロックチェーン技術の活用を進める必要性について、政府の見解を伺う。

資格情報の画面を提示すること等により資格確認を行い、保険診療を受けることができる旨を示している。」としている。

ア 当該通知は健康保険組合等に対して行っているものだが、当該通知に示されたこれらの対応について、政府は国民に対してどのように周知・広報しているのか。

イ 令和六年十月三十一日に開催された「第百八十四回社会保障審議会医療保険部会」にて配付された資料二中、「医療機関・薬局での資格確認とレセプト請求令和六年十二月二日以降の取扱い」においては、マイナポータルから提示する画面について、マイナポータルからダウンロードしたPDFファイルも可としている。しかし、災害により携帯電話基地局からの通信が途絶した場合、マイナポータルにアクセスすることもダウンロードすることもできない。

こうした災害による通信障害等を踏まえ、平時からPDFファイルを保存しておくことも必要なのではないかと考える。国民皆保険に基づく必要な医療提供体制を確保する観点からも、マイナポータルの利用が可能な国民に対しては、こうした対応の周知・広報を積極的に進めるべきではないか。政府の見解を伺う。

2 令和六年答弁書の三の3についてでは、「マイナ保険証」の利用は、券面に本人の顔写真がない(従来の健康保険証の利用と比較して、なりすましによる不正利用の防止に資するものと考えている。)としている。

政府は、「従来の健康保険証」のなりすまし

による不正利用の件数について、調査・把握しているのか。当該件数を把握していない場合、「マイナ保険証」の利用が、当該不正利用の防止に資すると思われる根拠は何か。

3 令和六年答弁書の三の4についてでは、「従来の健康保険証」についても「被保険者の資格取得」から交付までに御指摘のような「一定程度の時間」を要する場合があると考えており、また、個人番号カードによるオンライン資格確認を通じて、健康情報を把握することが困難な方を含め、患者は本人の健康や医療に関するデータに基づいたより適切な医療を受けることが可能となるなど、様々なメリットがあるものと考えている。」としている。

ア 転職等により医療保険の資格変更があった場合、資格変更後の保険者が、事業主から資格取得届の提出を受けて、新たな資格情報をオンライン資格確認等システムに登録することとなる。その際、事業主から保険者への届出は五日以内、また、保険者は、事業主による届出から五日以内にデータ登録を行うこととされており、オンライン資格確認が利用できるまでに一週間から十日程度の時間を要することが想定される。

それに比べ、「従来の健康保険証」においては、小規模な健康保険組合など、即日交付が可能な組合もあることから、「従来の健康保険証」を「マイナ保険証」と同様に交付までに「一定程度の時間」を要する」とした上で、マイナ保険証の利用によるメリットを挙げるのは、詭弁ではないか政府の見

解を伺う。

イ 健康情報の把握に当たり、レセプトベースの医療情報についてはオンライン資格確認への反映に最大一か月半程度のタイムラグが生じることが指摘されている。より適切な医療提供体制の確保のためにも、電子カルテや電子処方箋の普及をマイナ保険証への一体化よりも先に進めるべきだったのではないかと政府の見解を伺う。

ウ マイナ保険証への一体化を先に進めてしまったことが、かえって我が国における医療DXの推進を阻害してしまっているのではないかと。政府の見解を伺う。

右質問する。

内閣衆質二一七第一六号
令和七年二月七日
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 林 芳正
衆議院議長 額賀福志郎殿
衆議院議員原口一博君提出原口五原則とマイナバー制度との整合性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員原口一博君提出原口五原則とマイナバー制度との整合性に関する質問に対する答弁書

一について
御指摘の「原口五原則」の趣旨を踏まえた行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。)の条文としては、例えば、「権利保障の原則」については番号利用法第七条及び第八条が、「自己情報コン

「トロールの原則」及び「プライバシー保護の原則」については番号利用法第九条、第十五条、第十九条、第二十条及び第二十三条が、「最大効率化の原則」については番号利用法第八条が、「国・地方協力の原則」については番号利用法第五条及び第二十一条が、それぞれ該当するものと考えている。

二の1のア及びイについて

お尋ねの「再交付の体制」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、個人番号カードは、対面でもオンラインでも安全かつ確実に本人確認ができるデジタル社会の基盤であることから、レーザー光によってカード基材を黒く変質させることでその券面の印字を行う等の運転免許証とは異なる偽造等防止対策が行われている。そのため、個人番号カードの作成については、先の答弁書(令和六年十二月十日内閣衆質二一六第四号。以下「前回答弁書」という。)で述べたとおり、カード発行機等の大規模な専用の設備の設置、盗難防止等のセキュリティ対策の実施、必要な人員の確保等を図った上で、均一な品質が確保される必要があることから、各都道府県警察の運転免許センター等で作成が可能な運転免許証とは異なり、現時点においては、各市区町村において行うことができず、その再交付までに一定の期間が必要となるものであるが、政府としては、個人番号カードの再交付に要する日数を短縮することは重要であると考えており、紛失時等の個人番号カードの交付を速やかに受ける必要がある場合には、原則一週間で再交付を可能とする制度を構築したところである。

においては、法令において用いられている用語ではない「いわゆる自己情報コントロール権」という概念が意味する内容を確定することが困難であり、また、「関連する仕組み」、「担保に資する仕組み」及び「差別的な取扱いを受けること」の指し示す内容及び範囲が必ずしも明らかではなかったため、その旨を述べたものである。

また、お尋ねの「様々な見解」として、主要な学説について、政府の把握するところについては、「主要な学説」の意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難である。

二の2のイ及びウについて

御指摘の「同様の確認」を行う方法としては、デジタル庁の長である内閣総理大臣に対して個人情報保護の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第七十六条第一項の規定による開示の請求を行う方法があるところ、当該請求に当たっては、書面による手続が必要であり、また、原則として所要の手数料を納付する必要があるが、当該手数料については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成二十六年政令第百五十五号)第三十三条第一項の規定により、経済的困難により当該手数料を納付する資力がないと認めるときは、免除することができることとされていることから、当該場合以外の場合において、実費の範囲内において定められる当該手数料の負担を求めないこととするまでの必要はないものと考えている。

二の3のアからウまでについて

お尋ねの「命令制定までの過程」及び「国の行政機関及び地方公共団体からの提案を受け付け

る体制」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「準ずる事務」の対象となる事務については、各府省庁の意見や地方公共団体からの提案等を踏まえ、デジタル庁及び総務省等において協議を行った上で、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三十九条第四項第一号に該当する場合を除き同法の規定による意見公募手続を行い、当該意見公募手続で提出された意見を十分に考慮して、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第一項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令(令和六年デジタル庁・総務省令第八号)において定めることとしている。

二の4のアについて

御指摘の「照会可能な事務」については、番号利用法に基づく主務省令において定められているところ、当該主務省令は「照会可能な事務」の根拠法令の改正等に伴いその都度改正されるものであるため、お尋ねについて網羅的にお答えすることは困難であるが、例えば、令和二年七月三十一日から当該主務省令で定められていた新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)第四十六条第三項の規定により読み替えて適用する予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第六条第一項の予防接種の実施に関する事務については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律(令和四年法律第九十六号)第十二条の規定による新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正により当該事務の根拠規定が削除されたことに伴い、令和四年十二月九日に当該主務省令から削除されている。

二の4のイの(1)について

お尋ねの「ファイアウォールの設定」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、デジタル庁において現在運用しているガバメントクラウド(以下「現行ガバメントクラウド」という。)に関する令和五年度のクラウド・コンピューティング・サービスの提供事業者(以下単に「提供事業者」という。)の募集に係る調達仕様書においては、「情報漏洩につながるセキュリティ上の侵害、サービス可用性の低下につながる悪意のあるアクセス、システムリソースの過剰消費等、ウェブアプリケーションの脆弱性を利用した攻撃、及び自動化されたボット等のスキヤニングを含むアクセスからウェブアプリケーション、API、エンドポイントを保護するためのWAF(ウェブアプリケーションファイアウォール)を提供可能であること」及び「ステートフルファイアウォールを構成可能であること」を提供事業者が満たすべき要件として設けているところである。

二の4のイの(2)について

御指摘の「当該クラウドサービスの管理者権限」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難である。

二の4のイの(3)について

現行ガバメントクラウドにおいても、御指摘の「ブロックチェーン技術」を活用して情報システムの整備を行うことは可能であるが、その活用については、ガバメントクラウドを利用して整備が行われる個別の情報システムの構成等に応じ、当該情報システムの整備を行う者において適切に判断されるべきものであると考えている。

三の1のアについて

御指摘の「当該通知に示されたこれらの対応」については、厚生労働省において広報啓発用リーフレットを作成し、医療機関等を通じて配布するなどにより、国民への周知・広報を行っている。

三の1のイについて

御指摘の「災害による通信障害等」の場合における資格確認については、令和六年十月三十一日に開催された第百八十四回社会保障審議会医療保険部会の資料二において記載しているとおり、「何らかの事情でオンライン資格確認を行えなかった場合」には、「マイナポータル画面」や「マイナポータルからダウンロードしたPDFファイル」に記録された自身の資格情報を提示する方法のほか、「資格情報のお知らせ」を提示する方法等による資格確認が可能であり、引き続き、複数の方法による資格確認が可能であることを周知してまいりたい。

三の2について

お尋ねの「従来の健康保険証」のなりすましによる不正利用の件数については、全ての保険者の状況を網羅的に把握しているわけではないが、例えば、国民健康保険においては、令和四年度までの過去五年間で五十件の不正利用が確認されていると承知している。また、お尋ねの「マイナ保険証」の利用が、当該不正利用の防止に資すると考える根拠については、令和六年五月十日の衆議院法務委員会厚生労働委員会連合審査会において、政府参考人が「現行の保険証は、券面には氏名、生年月日、性別は記載されておりまけれども、顔写真がなく、医療機関を受診する際に資格確認において成り済

ましのリスクがあるとかねてから指摘されているところでございます。・・・マイナ保険証につきましては、オンライン資格確認を実施することによりまして、顔写真を用いて顔認証を行ったり、あるいは四桁の暗証番号を入力する、こうした措置が講じられることとなりますので、成り済ましを防ぎ、電子的かつ確実な本人確認を行うことが可能と考えてございます」と答弁しているとおりであります。

三の3のアについて

前回答弁書の三の4についてにおいては、各保険者での健康保険証の発行に係る事務の状況によつて「御指摘の「従来の健康保険証」についても「被保険者の資格取得」から交付までに御指摘のような「一定程度の時間」を要する場合があると考えている旨を答弁したものであり、「詭弁」との御指摘は当たらない。

三の3のイ及びウについて

お尋ねの「かえって我が国における医療DXの推進を阻害してしまっている」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「マイナ保険証」については、患者本人の健康や医療に関するデータに基づいたより適切な医療を受けることが可能となることに加え、患者が保険医療機関等の窓口で限度額適用認定証がなくても高額療養費制度における限度額を超える支払の免除を受けることが可能となるといった、御指摘の電子カルテや電子処方箋の普及を前提としないメリットが存在し、また、今後、保険医療機関等における電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスの普及によつて、「マイナ保険証」を利用した際に、直近の処方又は調剤に係る情報の即時共有や他の保険医療機関

等において必要な「電子カルテ」の情報等の閲覧が可能となるなど、様々なメリットがあり、このようなメリットが早期に広く享受されるよう、令和六年十二月二日に「マイナ保険証」を基本とする仕組みに移行したものである。

令和七年一月二十八日提出
質問 第一七号

終戦直後から現在までの政府の外交における基本姿勢に関する質問主意書

提出者 原口 一博

終戦直後から現在までの政府の外交における基本姿勢に関する質問主意書

私が提出した質問に対する答弁書（内閣衆質二一六第六号。以下「前回答弁書」という。）では、政府答弁において、「差し控えたい」、「お答えすることは困難である」等の表現を用いて、質問に答えようとしぬい姿勢が顕著に見られる。令和四年四月十四日の参議院外交防衛委員会における上田清司委員の質問でも指摘されていたが、憲法第六十二条に国政調査権が、第六十三条に内閣総理大臣その他の国務大臣に国会への出席が義務づけられているのは、政府が国会、ひいては国民に対して誠実に説明する義務があることを明らかにする趣旨ではないかと考える。特に、外交や安全保障は、国政の中核であり、政府による説明が最も求められる分野である。しかし、政府は、この外交や安全保障の分野において、殊更「差し控えたい」として、情報開示に一層消極的な姿勢を示す傾向がある。これでは、国民の信頼を得られるはずがない。また、後世における政府の外交や安全保障の妥当性の検討にも差し支えると考ええる。政府の反省を促して、改めて、政府の外交にお

ける基本姿勢について確認する。以下、質問する。

一 いわゆる指揮権密約については、令和六年五月十六日の衆議院安全保障委員会において立憲民主党篠原豪委員の質問に対して木原防衛大臣（当時）が「米側作成のものであつて、いわゆる指揮権密約については、日米間でそのような合意は成立していないというふうに承知をしております。」と答弁している。

1 前回答弁書において、一及び二についての答弁中で「米国政府が作成したとされる文書であり、その内容及びそれを前提としたお尋ねについて、我が国政府としてお答えすることは差し控えたい」としているが、木原防衛大臣は前述の答弁をしている。なぜ、前回答弁書では「差し控えたい」と一切答弁しない姿勢を示したのか。政府の見解を伺う。

2 昭和二十七年七月二十三日に吉田首相（当時）とクラーク大将（当時）が指揮権密約を結んだことを示す機密文書が米国側に存在すると報じられている。木原防衛大臣は「合意は成立していない」と答弁し、上川外務大臣（当時）も令和六年四月二十三日の参議院外交防衛委員会の高良鉄美委員に対する答弁で「御指摘のいわゆる指揮権密約についてはありませんが、旧安保条約のときからもそのような合意は成立しておりません。」と答弁している。政府は、いわゆる指揮権密約の合意が「成立していない」とする根拠を示すことができるのか。根拠を示すことができないのであれば、米国側に資料が存在するとされている以上、いわゆる指揮権密約が成立していることは明らかではないか。政府の見解を伺う。

二 昨年七月に護衛艦「すずつき」が中国領海を一時航行した点についての中国側の抗議に対して、日本側が技術的なミスであると釈明したかについて、前回答弁書では、「自衛隊の運用に影響を及ぼすおそれ」があるとして「お答えすることは差し控えたい。」としている。中国側の抗議については中国外交部の林劍報道官が同月十一日の会見で明らかにしたとされる。

1 中国側の抗議に日本側は技術的なミスと釈明したとされるが、護衛艦「すずつき」の中国領海航行の事実関係だけではなく、中国側の抗議と日本側の釈明に関する事実関係について答弁することも「自衛隊の運用に影響を及ぼす」のか政府の見解を伺う。

2 護衛艦「すずつき」が中国領海を一時航行した際の艦長がその後交代したとされるが事実か。

3 日本が海洋法を厳格に遵守する立場であることを示す艦長交代であるならば、艦長交代の理由も明確に示さなければ中国及び国際社会に対して日本の海洋法遵守の姿勢を明確に示すことにならないのではないか。政府の見解を伺う。

三 国際連合憲章のいわゆる「旧敵国条項」について、政府は、「いかなる国も旧敵国条項を援用する余地はもはやないと考えております。」と前回答弁書において答弁している。

1 国連憲章からいわゆる「旧敵国条項」が削除されず、規定が存在し続けているのか。政府は、いわゆる「旧敵国条項」についての規定が削除されない理由をどのように分析しているのか。政府の見解を伺う。

2 政府による削除に向けた取組の効果をどう評価しているのか。政府の見解を伺う。

四 前回答弁書では、イスラエルによる行動について、「確定的に評価することは困難である」としている。だが、今回のガザ地区におけるイスラエルの行動は、多くの人命を損ない、建物やインフラを破壊する非人道的なものであったと評価せざるを得ないのではないかと考える。今回のイスラエルによるガザ地区での破壊行動は、我が国とイスラエルの関係を見直すきっかけとすべきではないか。政府の見解を伺う。

五 私が提出した質問に対する答弁書「内閣衆質二二二第二八号」において、「米国に対し抗議を行うよりも（中略）現実的かつ着実な核軍縮努力を積み重ねていくことが重要である」と答弁している。

1 米国への抗議と現実的かつ着実な核軍縮努力を積み重ねていくことは、相矛盾するものではなく、両立しうるものではないのか。政府の見解を伺う。

2 核兵器の使用は、国際法違反であり、人道に対する犯罪であることを明らかにするため、米国に対して当時の原爆投下の判断が現在の国際情勢では許されないものであることを認めさせることこそ、唯一の戦争被爆国であり、米国の同盟国である我が国の役割ではないかと考える。なぜ、政府は、米国に対して、核兵器の使用を抗議しないのか。政府の見解を伺う。

六 前回答弁書では、被爆者の米国による救援について、「当時の具体的な状況を確認できる資料が存在しない」との答弁があった。どのような方法で当時の資料を探したのか。政府の見解を伺う。

内閣衆質二一七第一七号

令和七年二月七日

内閣総理大臣臨時代理 林 芳正
国務大臣 額賀福志郎殿

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員原口一博君提出終戦直後から現在までの政府の外交における基本姿勢に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員原口一博君提出終戦直後から現在までの政府の外交における基本姿勢に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「一切答弁しない姿勢」及び「成立していない」とする根拠を示すことができるのか。根拠を示すことができないのであれば、米国内に資料が存在するとされている以上、いわゆる指揮権密約が成立していることは明らかではないか」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、先の答弁書（令和六年十二月十日内閣衆質二一六第六号。以下「前回答弁書」という。）一及び二については、米政府が作成したとされる文書の内容及びそれを前提としたお尋ねについてお答えすることは差し控えた旨お答えしたものであり、御指摘の「いわゆる指揮権密約」については、令和六年四月二十三日の参議院外交防衛委員会において、上川外務大臣（当時）が「御指摘のいわゆる指揮権密約についてであります、日米間でそのような合意は成立しておりません」と答弁したとおりである。

二について
お尋ねについては、前回答弁書三についてでお答えしたとおりである。また、護衛艦「すず

つき」の艦長が令和六年七月に異動していることは事実であるが、個別の人事に関する事柄については、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えすることは差し控えたい。

三の1について

国際連合憲章（昭和三十一年条約第二十六号）第五十三条、第七十七条及び第七十七条において、「敵国」又は「敵」への言及があるところ、お尋ねの「削除されない理由」については、例えば、平成二十六年三月二十八日の衆議院外務委員会において、岸田外務大臣（当時）が「旧敵国条項につきましては国連憲章の改正を伴う、そして、国連憲章の規定上、この改正はかなりハードルが高いものである」と答弁しているとおりである。

三の2について

お尋ねについては、我が国として、これまで機会を捉え、国際連合憲章第五十三条、第七十七条及び第七十七条における「敵国」又は「敵」への言及の削除に向けた働きかけを行っており、例えば、平成十七年九月の国際連合首脳会合成果文書において、国際連合憲章第五十三条、第七十七条及び第七十七条における「敵国」への言及を削除することを決意する旨記述されたところ、国際連合安全保障理事会改革を含む国際連合改革の動向など、国際連合憲章の改正を必要とし得る他の事情も勘案しつつ、引き続き、適当な機会を捉え、これらの言及の削除を求めていく考えである。

四について

お尋ねの「我が国とイスラエルの関係を見直す」の具体的に意味するところが明らかではない

いため、お尋ねについてお答えすることは困難であるが、前回答弁書五についてでお答えしたとおり、いずれにせよ、我が国としては、当事者による全ての行動は、いかなる場合でも、国際人道法を含む国際法に従って行われなければならないものと考えており、イスラエルがハマスのテロ攻撃に対し、自国及び自国民を守る権利を行使するに当たって、国際人道法を含む国際法を遵守するよう同国に求めてきているところである。

五について

お尋ねの「米国への抗議と現実的かつ着実な核軍縮努力を積み重ねていくことは、相矛盾するものではなく、両立しうるものではないのか。」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、先の答弁書(令和五年十一月二十日内閣衆質二二第二八号)一の(二)についてでお答えしたとおり、戦後七十年以上を経た現時点において米国に対し抗議を行うよりも、政府としては、人類に多大な惨禍をもたらし得る核兵器が将来二度と使用されるようなことがないよう、核兵器のない平和で安全な世界の実現を目指して、現実的かつ着実な核軍縮努力を積み重ねていくことが重要であると考えてる。

六について

前回答弁書八については、御指摘の「当時の資料」について、外務省が保管する文書等につき可能な範囲で調査したところ、現時点で確認できる範囲では、当時の具体的な状況を確認できる資料が存在しない旨お答えしたものである。

令和七年一月二十八日提出
質 問 第一一八号

防衛費増額及び防衛増税に対する石破内閣の
姿勢に関する質問主意書

提出者 原口 一博

防衛費増額及び防衛増税に対する石破内閣の
姿勢に関する質問主意書

私が提出した質問に対する答弁書(内閣衆質二一六第一八号。以下「前回答弁書」という。)を踏まえ、次のとおり質問する。

一 前回答弁書において、政府は、「防衛力整備計画」の策定に当たっては、自衛隊員の処遇の向上といった人的基盤の強化にも十分に配慮している」としている。しかし、令和六年四月二日の衆議院安全保障委員会において、自由民主党の細野豪志委員の、中期防衛力整備計画(平成三十一年度〜平成三十五年度)と現行の防衛力整備計画の人員糧食費が変わっていないという指摘に対し、木原稔防衛大臣(当時)は、防衛力整備計画の四十三兆円のうちの人員糧食費(約十一兆円)について、「この数字は、防衛力整備計画の策定時における、令和四年度時点での給与水準をベースに考えたものである」と答弁しており、中期防衛力整備計画と現行の防衛力整備計画での自衛官の処遇は変わらないと認めている。前回答弁書における本段落冒頭の「人的基盤の強化にも十分に配慮している」という答弁は、同委員会(令和六年四月二日)における木原稔防衛大臣(当時)の答弁と矛盾しないのか、政府の見解を伺いたい。

二 米国の有償援助による調達(FMS調達)等による高額な防衛装備品の購入が目立っているが、防衛装備品の購入ばかりに固執し、その防

衛装備品を扱う人材の確保を後回しにしているのではないかと考える。自衛官の採用が極めて厳しく、充足率も低下している中で、複雑な操作が必要な防衛装備品を扱う自衛隊員をどのように獲得し、やりくりしていくのか、具体的に明らかにされたい。

三 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置について、令和七年度税制改正の大綱(令和六年十二月二十七日閣議決定)を踏まえ、実際にどのような税制措置を行うのか、また、これらの措置による税収についてはどの程度と考えるのか、具体的に示されたい。

右質問する。

内閣衆質二一七第一八号
令和七年二月七日

内閣総理大臣臨時代理 林 芳正
国 務 大 臣 額賀福志郎殿

衆議院議員原口一博君提出防衛費増額及び防衛増税に対する石破内閣の姿勢に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員原口一博君提出防衛費増額及び防衛増税に対する石破内閣の姿勢に関する
質問に対する答弁書

一について

先の答弁書(令和六年十二月十日内閣衆質二一六第一八号)二について述べた「防衛力整備計画」の策定に当たっては、自衛隊員の処遇の向上といった人的基盤の強化にも十分に配慮している。については、「防衛力整備計画(令和四年十二月十六日閣議決定)において、「防衛力の中核をなす自衛隊員の人材確保と能力・士

気の向上を図る観点から、採用の取組強化、予備自衛官等の活用、女性の活躍推進、自衛官の定年年齢引上げ、再任用自衛官を含む多様な優秀な人材の有効な活用、生活・勤務環境の改善、人材の育成、処遇の向上、再就職支援等の人的基盤の強化に関する各種施策を総合的に推進する。」とした同計画の方針について述べたものであり、同計画の期間中における御指摘の「人員糧食費」の額について述べた御指摘の令和六年四月二日の衆議院安全保障委員会における木原防衛大臣(当時)の答弁と矛盾するものではない。

二について

政府においては、令和六年十月九日に設置した、内閣総理大臣を議長とする「自衛官の処遇・勤務環境の改善及び新たな生涯設計の確立に関する関係閣僚会議」において、同年十二月二十日に取りまとめた「自衛官の処遇・勤務環境の改善及び新たな生涯設計の確立に関する基本方針」に基づき、「自衛官の処遇改善」、「生活・勤務環境の改善」、「新たな生涯設計の確立」等の具体的な方策を進めていくことにより、自衛官の人材確保に努めていくこととしている。

また、御指摘の「複雑な操作が必要な防衛装備品」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、装備品の導入に当たっては、その高度化に対応し得るよう、自衛隊員に対し必要な教育訓練を行っている。

三について

防衛力強化に係る財源確保のための税制措置については、第二百十七回国会に提出した所得税法等の一部を改正する法律案において、令和

八年四月一日以後に開始する事業年度について、法人税額から五百万円を控除した額を課税標準とする税率四パーセントの付加税である防衛特別法人税を創設するほか、たばこ税に係る加熱式たばこの課税方式の見直しを令和八年四月一日及び同年十月一日の二回に分けて段階的に実施し、その上で、たばこ税の税率の引上げを令和九年四月一日、令和十年四月一日及び令和十一年四月一日に、それぞれ一本当たり〇・五円ずつ、三回に分けて段階的に実施することとしている。

これらの措置による平年度の増収見込額については、防衛特別法人税の創設により七千七百十億円と、たばこ税の見直しにより二千二百五十億円と、それぞれ見込んでいます。

令和七年一月二十八日提出
質問 第一九号

FMS調達不急増と未納入・未清算問題の現状等に関する質問主意書

提出者 原口 一博

FMS調達の急増と未納入・未清算問題の現状等に関する質問主意書

私が提出した質問に対する答弁書（内閣衆質二一六第一九号を踏まえ、次のとおり質問する。）
一 ロシアによるウクライナ侵略を契機として、米国をはじめとするNATO加盟国は、ウクライナの領土防衛に協力するため、武器・弾薬の供与を続けている。とりわけ、米国については、ウクライナへ大量の武器・弾薬の提供を行ってきたため、自国を防衛するための武器・弾薬が枯渇するリスクが指摘されている。そのような環境下において、我が国は、高性能な防

衛装備品を調達する際、米国の有償援助による調達（以下「FMS調達」という。）に頼りきりとなっている。特に、我が国のFMS調達額（当初予算額（契約ベース））は、令和四年度の約三千七百九十七億円から、令和五年度の約一兆四千七百六十八億円へと急増し、その後も一兆円前後で推移している。米国自身が必要な量の武器・弾薬の確保について困難な状況にある中、我が国が防衛装備品の安定的な調達確保を目指すのであれば、今後は、FMS調達は減じていくことが妥当であると考えられるが、政府の見解を伺いたい。

二 政府は、FMS調達による「未納入」件数及び「未精算」金額を減らすための各種取組が成果を上げているとする。しかし、我が国は、防衛装備品の調達において、複雑で高価な米国製防衛装備品への依存度が高いが、FMS調達では開発から実際に調達できるまで、一定の期間を要するため、その間も、ゲームチェンジャーとなり得るロシア製の極超音速ミサイル「オレシニク」や、中国製の超音速戦闘機「ホワイトエンペラー」が登場した。FMS調達による防衛装備品の調達で、これら中露の新型兵器に対抗できるのか、政府の見解を伺いたい。
三 政府は、FMS調達によりグローバル・ホークを導入したが、我が国が導入したのは、米国の退役を決定した旧型であった。
1 平成二十六年に政府がグローバル・ホーク三機の導入を決めた当初、いつまでに配備を完了する予定であったのか。
2 実際に当該三機の配備を完了させたのはそれぞれいつなのか。
3 導入を決定してから配備まで八年以上の歳

月が経過しており、配備までの間は我が国に必要な防衛力が不足していたと考えられるが、政府の見解を伺いたい。

四 政府は、トマホークの取得を一年前倒し、一部を旧型のブロックIVの整備に切り替えたのは、スタンド・オフ防衛能力の早期の構築のためと説明していたが、米国はウクライナやイスラエルに対する近年の膨大な軍事支援の結果、米軍の兵器の備蓄が減少しているといわれており、旧型の取得は、実際のところは新型のみでは予定どおりの配備が困難になったからではないのか、政府の見解を伺いたい。
右質問する。

内閣衆質二一七第一九号
令和七年二月七日

内閣総理大臣臨時代理
国 務 大 臣 林 芳 正

衆議院議長 額賀福志郎殿
衆議院議員原口一博君提出FMS調達の急増と未納入・未清算問題の現状等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員原口一博君提出FMS調達の急増と未納入・未清算問題の現状等に関する質問に対する答弁書

一 について
米国の有償援助による調達（以下「FMS調達」という。）は、米国からのみ調達が可能であり、かつ、我が国の防衛を全うするために必要不可欠な高性能な装備品に係るものであることから、今後も必要に応じて活用するとともに、FMS調達について課題が生じた場合には、米

つつ、我が国として必要となる防衛装備品を調達していく考えである。

二 について
我が国の防衛政策や防衛力整備は、特定の国や地域を脅威とみなし、これに軍事的に対抗していくという発想に立っているものではない。いづれにせよ、装備品の調達に当たっては、FMS調達も含め、我が国の防衛を全うする観点から必要な装備品を導入するとともに、FMS調達について課題が生じた場合には、米政府との交渉・協議等を通じて適切に対応する考えである。

三 について

一 滞空型無人機RQ-4B三機については、「中期防衛力整備計画（平成二十六年度～平成三十年度）」（平成二十五年十二月十七日閣議決定）において、その期間中に「滞空型無人機」を三機導入することとしており、その機種選定を行った平成二十六年当時においては、令和元年度に最初の一機が配備される予定であったが、平成二十九年に部品の在庫不足により特定の構成品の代替品を開発する必要があることから、実際に配備したのは令和四年三月に二機、令和五年六月に一機であった。これらの配備が完了するまでの間においても、様々な手段により情報収集機能の強化に努めていたところ、「配備までの間は我が国に必要な防衛力が不足していた」との御指摘は当たらない。
四 について
お尋ねについては、令和五年十一月九日の衆議院安全保障委員会において、加野防衛省防衛政策局長（当時）が「トマホークについては、二千二十六年度そして二千二十七年度に最大四百

発、早期の取得を行うことにしていたところでございます。その上で、より厳しい安全保障環境を踏まえまして、スタンドオフ防衛能力の構築に向けた取組について、更に前倒しをして実施をする必要があるというふうに大臣が御判断いたされまして、その旨が事務方に指示をされ、国産スタンドオフミサイルについても、より早期の取得開始に向けて検討を行っているところでございます。トマホークにつきましても、米側と取得時期を早めるべく交渉いたしまして、日米防衛相会談においても議論されたところでございます。その結果、二千二十六年

度それから二千二十七年にブロック五を取得する一方、ブロック五の一部をブロック四に変更して、当初予定よりも一年早く、二千二十五年から取得することにしたところでございます。」と答弁したとおりである。

令和七年一月二十八日提出
質 問 第二〇号

イージス・アショア及びイージス・システム
搭載艦に関する質問主意書

提出者 原口 一博

イージス・アショア及びイージス・システム
搭載艦に関する質問主意書

私が提出した質問に対する答弁書（内閣衆質二
一六第二一七号）を踏まえ、次のとおり質問する。

一 政府は、イージス・アショア整備のために米
国に支出した主な経費は、総額約百二十四億円
と答弁しているが、当初想定していたイージ
ス・アショアの整備に係る全経費の金額を可能

な限り明らかにされたい。

二 政府は、「イージス・アショアのために取得
した構成品は、SPY-7及びイージス・シス
テムであり、これらは、いずれもイージス・シ
ステム搭載艦の整備に用いる計画である」と答
弁している。

1 当該構成品は取得し、既に我が国に納品さ
れているのか。

2 当該構成品は、本来陸上で運用するイージ
ス・アショアのために取得したものであるの
に、なぜ洋上で運用するイージス・システム
搭載艦の整備に用いる必要があるのか、理由
を示されたい。

三 政府は、「イージス・システム搭載艦につい
ては、既存のイージス艦と速力等が大きく異な
るものではなく、「機動性に欠ける」との御指摘
は当たらない」と答弁しているが、機動力を測
ることが可能であるということは、具体的な搭
載艦の性能が決定しているということか。決定
している場合、当該搭載艦の規模及びその速度
並びにイージス・システムの搭載が可能と判断
する理由をそれぞれ示されたい。

内閣衆質二一七第二〇号

令和七年二月七日

内閣総理大臣臨時代理
国 務 大 臣 林 芳正

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員原口一博君提出イージス・アショア
及びイージス・システム搭載艦に関する質問に
対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員原口一博君提出イージス・ア
ショア及びイージス・システム搭載艦に関
する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「当初想定していた」の具体的に意味
するところが必ずしも明らかではないが、陸上
配備型イージス・システム（以下「イージス・ア
ショア」という。）の整備に係る予算額として
は、平成二十九年から令和二年度までの経費
として、千九百二十一億円を計上している。

なお、御指摘の「総額約百二十四億円」の支出
については、前述した千九百二十一億円の予算
のうち、政府がイージス・アショアの整備の
ために米国に支出した主な経費であって、政府
として「新たなミサイル防衛システムの整備等
及びスタンド・オフ防衛能力の強化について」
（令和二年十二月十八日閣議決定）により、「陸
上配備型イージス・システムに替えて、イージ
ス・システム搭載艦二隻を整備する」ことを決
定するまでの間に支出したものである。

また、イージス・アショアの構成品はイージ
ス・システム搭載艦の構成品として利活用して
おり、当該閣議決定以降、イージス・システム
搭載艦の整備のために米国に支出した経費は、
千三百三十二億円である。

二の1について

SPY-7を含むイージス・システム等の構
成品については、現在米国の企業において製造
中であるが、その一部については既に我が国に
納品されている。

二の2について

お尋ねについては、令和三年二月九日の衆議
院予算委員会において、岸防衛大臣（当時）が

「SPY-7を含む現在契約をしているイージ
ス・アショアの構成品が、二十十八年に実施を
した選定プロセスの中で、他の候補となってい
た構成品と比較しても、・・・基本性能、後方
支援、経費、それぞれの面でより高い評価を得
た最新鋭の装備であるということ、それから、
代替品については、我が国の弾道ミサイル防衛
能力を向上させることが重要かつ基本的な要素
であること、昨年十一月の中間報告を通じて
イージス・アショアの構成品の洋上プラット
ホームへの搭載に係る技術的実現性を確認した
際に、米国政府から、各構成品を洋上仕様に
変更すればイージス・アショアで達成しようと
していたBMDの基本性能も同様に発揮できると
の所見を得たところであります。可能な限り速
やかに代替装備の運用を開始する必要性も踏ま
えて、SPY-7を含むイージス・アショアの構
成品について、これを利活用していく、こうい
う方向で考えております。」と述べているとおり
である。

三について

イージス・システム搭載艦の規模及び速力に
ついては、それぞれ基準排水量約一万二千ト
ン、約三十ノットである。また、イージス・シ
ステムの搭載が可能と判断する理由について
は、令和三年二月九日の衆議院予算委員会にお
いて、岸防衛大臣（当時）が「イージス・アショ
アの構成品の洋上プラットホームへの搭載に係
る技術的実現性を確認した際に、米国政府か
ら、各構成品を洋上仕様に変更すればイージ
ス・アショアで達成しようとしていたBMDの
基本性能も同様に発揮できるとの所見を得たと
ころであります。」と述べているとおりである。

令和七年一月二十八日提出
質問 第二二二号

佐賀空港への陸上自衛隊オスプレイの配備に
関する質問主意書

提出者 原口 一博

佐賀空港への陸上自衛隊オスプレイの配備
に関する質問主意書

私が提出した質問に対する答弁書(内閣衆質二
一六第二二号)を踏まえ、次のとおり質問する。

一 オスプレイによって対抗できるのかという懸
念の意味するところが「必ずしも明らかではな
い」理由について、具体的に示されたい。

二 政府は、佐賀駐屯地の維持管理費について、
「佐賀駐屯地(仮称)が完成していない現時点に
おいては、お答えすることは困難である」と答
弁しているが、維持管理費を見積もらずに駐屯
地の整備を開始したということか。そうであれ
ば、適切な見積りを経ずに無責任な計画が策定
されていることとなり由々しき事態であるが、
なぜこのような計画が実行されているのか、そ
の理由を伺いたい。

三 政府は、佐賀駐屯地整備において「石灰の使
用が有明海のノリ養殖に影響を与えることはな
い」と答弁しているが、影響を与えることはな
いと断定した根拠を示されたい。

四 政府は、石灰の有明海への流出は「確認され
ていない」と答弁しているが、「事前に調査」を
行わずして、なぜ石灰の流出が確認されていな
いと断言できるのか、理由を明らかにされた
い。

五 令和四年十一月十六日付佐賀新聞に、令和三

年十月二十三日に岸田総理(当時)が、武雄市内
で佐賀県有明海漁業協同組合の代表理事組合長
と秘密裏に会談したことが報じられていること
について、政府は、「個々の報道を前提とした
質問について、政府として答えることは差し控
えたい」と答弁しているが、報道にある令和三
年十月二十三日の総理のスケジュールに同組合
長との面会があったかお答えいただきたい。

内閣衆質二一七第二一号

令和七年二月七日

内閣総理大臣臨時代理 林 芳正
国 務 大 臣

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員原口一博君提出佐賀空港への陸上自
衛隊オスプレイの配備に関する質問に対し、別
紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員原口一博君提出佐賀空港への陸
上自衛隊オスプレイの配備に関する質問に
対する答弁書

二について

輸送ティルト・ローター機V-22(以下
「V-22」という。)は、あくまで自衛隊員、装
備品等の輸送を主として担う輸送機であること
ろ、先の質問主意書(令和六年十一月二十八日
提出質問第二二号)で御指摘の「ドローンを開
発とする新技術の台頭」に対してV-22によ
って「対抗」することの意味するところが必ず
しも明らかではないことから、先の答弁書(令
和六年十二月十日内閣衆質二一六第二二号。以

下「前回答弁書」という。)一についてにおいて、
「オスプレイによって対抗できるのかという懸
念」の意味するところが必ずしも明らかではな
い」とお答えしたものである。

二について

お尋ねの「佐賀駐屯地の維持管理費」について
は、前回答弁書二についてでお答えしたとお
り、「維持管理費」の具体的な範囲が必ずしも明
らかではないが、一般的に、施設に係る修繕等
の維持管理に要する経費は、運用開始後に、施
設の劣化状況に応じた修繕等の計画を踏まえ算
定していくことから、駐屯地の整備を開始した
時点においては当該経費について算定したもの
はなく、「無責任な計画が策定されている」との
御指摘は当たらない。

一方、防衛省としては、喫緊の課題である島
嶼防衛に係る能力の構築のため、早期に佐賀駐
屯地(仮称)を開設する必要がある、陸上自衛隊
のV-22の移駐に必要な施設を令和七年六月
末までに完成させる計画として進めている。

三及び四について

御指摘の「佐賀駐屯地整備」に当たっては、工
事区域からの排水に際し、水素イオン濃度が低
い場合には中和処理し、同濃度等を確認した上
でこれを行っていることから、前回答弁書三に
ついてにおいて、「石灰の使用が有明海のノリ
養殖に影響を与えることはないと考えている」
及び「石灰の流出・・・」は確認されていない
とお答えしたものである。

五について

個々の報道を前提としたお尋ねについて、政
府としてお答えすることは差し控えたい。

令和七年一月二十八日提出
質問 第二二二号

オスプレイの安全性及び信頼性に関する質問
主意書

提出者 原口 一博

オスプレイの安全性及び信頼性に関する質
問主意書

私が提出した質問に対する答弁書(内閣衆質二
一六第二三号)を踏まえ、次のとおり質問する。

一 政府は、予防的点検の実施やより高頻度の維
持整備、プロップローター・ギアボックス(P
R G B)の不具合に備えた対策により安全なオ
スプレイの運用が可能としているが、屋久島沖
で発生した墜落事故の「根本的原因」については
二次的な損壊により特定できていない。「根本
的原因」が不明なままでは、オスプレイは安全
な輸送機とは言えず、不安に思う自衛官は少な
くないと考えられる。自衛官の命を守るため、
「根本的原因」の解明に向けた更なる調査が必要
と思われるが、政府の見解を伺いたい。

二 令和六年十一月二十日、米西部ニューメキシ
コ州の空軍基地において、屋久島沖で発生した
墜落事故と類似点の見つかる墜落未遂事故が発
生し、翌十二月には米海軍航空システム司令部
の提言を受けて米軍がオスプレイの飛行を一
時的に中止している。また、同年十一月には、与
那国駐屯地においても陸上自衛隊の運用するオ
スプレイが損壊事故を発生させている。このよ
うに、近年オスプレイに係る重大な事故が依然
として相次いでおり、米国政府がオスプレイの
安全性を確認し、量産を決定した平成十七年か
らは大きく状況が異なっている。米国内におい

ても、オスプレイの安全性に一定の疑義が表明されている中、その安全性に対する政府の現在の評価を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質二一七第二二号

令和七年二月七日
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 林 芳正

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員原口一博君提出オスプレイの安全性及び信頼性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員原口一博君提出オスプレイの安全性及び信頼性に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、先の答弁書（令和六年十二月十日内閣衆質二一六第二三号）一について述べたとおり、政府としては、令和五年十一月二十九日に屋久島沖で発生したティルト・ローター機CV-22の墜落事故（以下「本件事故」という。）を受け、米側との間で技術情報に関する前例のない極めて詳細なやり取りを行っており、本件事故の原因に対応した安全対策を講ずることで、安全な運用を行うことができると考えていることから、米側に對し、「更なる調査」を求める考えはない。

二について

オスプレイについては、これまでも、発生した事故等に関する米側や日本側による調査や分析を踏まえ、それぞれが各種の措置を講じ、飛行の安全確保に取り組んできたところであり、

令和六年十二月二十日の参議院本会議において、石破内閣総理大臣が「オスプレイの安全性はこれまでも累次の機会に確認をできておりますが、引き続き、安全確保には万全を期してまいります。」と答弁しているところである。

令和七年一月二十八日提出
質問 第二一三 号

普天間移設問題について鳩山元総理への説明のため作成された文書に関する質問主意書

提出者 原口 一博

普天間移設問題について鳩山元総理への説明のため作成された文書に関する質問主意書

私が提出した質問に対する答弁書（内閣衆質二一六第二四号）を踏まえ、次のとおり質問する。

一 政府は、「普天間移設問題に関して鳩山元総理への説明のため作成された文書」について「外務省にある関係文書を確認、あるいは廃棄簿の記載の確認、当時の関係者への照会を行った」としているが、当該調査が行われた経緯、調査手法、調査期間及び調査結果について具体的に示した上で、「確認できなかった」と政府が判断した根拠を明らかにされたい。

二 政府における公文書の管理について、保存期間を経過した文書は全て廃棄されるのか伺いたい。

三 普天間飛行場代替施設建設事業について、平成三十一年三月十五日の参議院本会議において、岩屋防衛大臣（当時）は「地盤の検討に必要なボーリング調査の結果を踏まえ、キャンプ・シュワブの北側海域における護岸等の構造物の

安定性等について技術的に検討したところ、サント・コンバクション・パイル及びサンドドレーンを約七万七千本、最大施工深度は水面下約七十メートル、改良面積は約七十三万平方メートルで施工することで、護岸や埋立て等の工事を所要の安定性を確保して行うことが可能であることが確認されました」と答弁している。軟弱地盤は最大深度九十メートルまで達することが明らかになった現在、水面下約七十メートルまでの施工実績のみで未知なる深度九十メートルまでの安定性を確保できると判断するのは困難であると考えられるが、実際に行われたボーリング調査の結果及びそれを踏まえた技術的検討の中身について具体的に明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質二一七第二三号

令和七年二月七日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 林 芳正

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員原口一博君提出普天間移設問題について鳩山元総理への説明のため作成された文書に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員原口一博君提出普天間移設問題について鳩山元総理への説明のため作成された文書に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「当該調査が行われた経緯、調査手法、調査期間及び調査結果」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の文書については、平成二十八年二月に衆議院予算委員

会における原口一博議員の要求も踏まえて行った確認結果を、同委員会理事会において回答したところであり、平成三十三年三月二十三日の参議院外交防衛委員会において、河野太郎外務大臣（当時）が「念のため、当時、普天間飛行場の移設案に係る文書の作成に関わった可能性がある事務方の関係者に対して照会をし」、「公電も含めて関係文書の確認、廃棄簿の記載の確認、当時の関係者への照会を行いました。」、「結果として、当該文書を作成したこと又は取得したことを含め存在は確認できず、また当該文書を破棄したことも確認できなかった」と答弁したとおりである。

二について

公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第八條第一項においては、行政機関の長は、保存期間が満了した行政文書ファイル等について、国立公文書館等に移管し、又は廃棄しなければならないとされている。また、同法第五條第四項においては、行政機関の長は、設定した保存期間及び保存期間の満了する日を、公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第九條で定めるところにより延長することができることとされている。

三について

御指摘の「軟弱地盤は最大深度九十メートルまで達することが明らかになった現在、水面下約七十メートルまでの施工実績のみで未知なる深度九十メートルまでの安定性を確保できると判断するのは困難である」との意味するところが必ずしも明らかではないが、普天間飛行場代替施設建設事業（以下「本事業」という。）の実施に

当たって、沖縄防衛局は、平成二十六年から平成三十年までにキャンプ・シュワブ辺野古崎に隣接する大浦湾の水域において行った土質調査により、海面下約九十メートルまで粘性土層が存在している地点があること等の地層の構成や強度等を確認していると承知している。また、同局は、その結果等を踏まえ、同局が設置した、有識者から構成される「普天間飛行場代替施設建設事業に係る技術検討会」の助言を得つつ、国土交通省港湾局が監修し、公益社団法人日本港湾協会が出版している「港湾の施設の技術上の基準・同解説」に準拠し、本事業で整備する構造物に係る安定計算等を行ったものであり、最大で海面下七十メートルまで地盤改良工事を行うことにより、当該構造物の安定性を十分に確保できること等を確認していると承知している。

令和七年一月二十八日提出
質 問 第 二 四 号

石破総理が提唱したアジア版NATOに関する質問主意書

提出者 原口 一博

石破総理が提唱したアジア版NATOに関する質問主意書

私が提出した質問に対する答弁書(内閣衆質二一六第二六号)のうち、一の1及び2についての段落を踏まえ、次のとおり質問する。

一 令和四年十二月に策定された国家防衛戦略には、我が国の防衛の基本方針で「我が国の防衛の根幹である防衛力は、我が国の安全保障を確保するための最終的な担保であり、我が国に脅威が及ぶことを抑止するとともに、脅威が及ぶ

場合には、これを阻止・排除し、我が国を守り抜く」という意思と能力を表すものである。」と記されている。我が国に対する特定の脅威が存在する場合、政府は、当該脅威を阻止・排除するための対策を講じると解釈できると考えるが、当該考えについて、政府の見解を示されたい。

二 多国間の安全保障枠組みとは、当該枠組みの参加国に対する特定の脅威が存在する場合、全部の参加国が共同して、当該脅威を阻止・排除するための対策を講じるものと解釈することは妥当であると考えるが、当該解釈について、政府の見解を示されたい。

三 新たな多国間の安全保障の枠組みを提唱し、枠組みの参加国を募る際、脅威を具体的に提示しないし示唆することが必須の手続と考えるが、石破総理は、令和六年十月八日の参議院本会議において、自らが提唱しているアジア版NATOの創設について、「いずれか特定の国を念頭に置いたものではないとさせていただきます。」と答弁を行い、具体的な脅威の提示を行わなかった。具体的な脅威を明らかにしない多国間の安全保障の枠組みは成立するのか、政府の見解を示された上で、成立した事例があるならば、その枠組みを提示されたい。

四 石破総理は、具体的な脅威を明確にしないまま、新たな多国間の安全保障の枠組み「アジア版NATO」を提唱しており、石破総理は、自身の発言の影響力の大きさを考えることなく、思いつきを語っているようにしか見えない。アジア版NATOが思いつきで語られたものではないのであれば、思いつきではない根拠を示されたい。

五 トランプ米大統領は、次期大統領に就任が確

定していた令和六年十二月六日に行われたインタビューにおいて、第一次トランプ政権で脱退を検討したとされるNATOについて残留するかを問われた際、NATOから脱退する可能性を否定しなかったことが報じられている。他方、石破総理は、参加国に同盟国である米国の参加を想定しないアジア版NATOの創設を提唱している。石破総理は、同年十月七日の衆議院本会議において、「日米同盟を基軸に、友好国、同志国の輪を広げ」る旨の答弁を行っているが、アジア版NATOの創設は、日米同盟の緊密な関係を毀損するものではないのか政府の見解を示されたい。

六 憲法第九条を有する我が国は、他の加盟国を防衛することが義務づけられている国際的枠組みには参加することができないが、石破総理が提唱するアジア版NATOについては、将来創設されたときは、我が国は当然にアジア版NATOの創設時から加盟国となることが想定される。我が国が参加する以上、アジア版NATOの設立規定には、他の加盟国を防衛する義務規定が置かれていないことが条件となり、当該規定が置かれていないのであれば、他の加盟国を防衛することが義務付けられている本来のNATOとは核心部分において枠組みの性格が大いに異なってくるのではないかと考えるが、政府の見解を示されたい。

七 石破総理が提唱するアジア版NATOについては、軍事同盟として果たす機能・役割の面において、本来のNATOとは異なるのであるから、「NATO」という用語が使われていることは不適切と考えられる。その結果、石破政権の目指す安全保障政策について、国民の理解促進

を阻害することとなつていられると思われるが、政府の見解を示されたい。
右質問する。

内閣衆質二一七第二四号
令和七年二月七日

内閣総理大臣臨時代理 林 芳正
国 務 大 臣

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員原口一博君提出石破総理が提唱したアジア版NATOに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員原口一博君提出石破総理が提唱したアジア版NATOに関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「特定の脅威」の具体的に意味するところ及びお尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、仮に、我が国が武力の行使を行う場合に関する御質問であるとすれば、令和六年六月十一日の参議院外交防衛委員会において、木原防衛大臣(当時)が「我が国が武力の行使をするためには、武力の行使の三要件を満たす必要がございます。これについても個別具体的な状況に則して判断されるものでありまして、一概に回答することは困難でございます。」と述べているとおりである。

二及び三について

御指摘の「多国間の安全保障枠組み」及び「特定の脅威」の具体的に意味するところが明らかではなく、お尋ねについてお答えすることは困難であるが、例えば、国際連合憲章(昭和三十一年条約第二十六号)第七章においては、平和

に対する脅威、平和の破壊又は侵略行為が行われた場合に国際の平和及び安全を維持し又は回復するため国際連合安全保障理事会(以下「安保理」という。)が採ることのできる一連の行動(いわゆる経済制裁措置を含む。)について定めており、これらの一連の行動を総称して講学上集団安全保障の措置と呼ぶことがあるが、この措置は、個別具体的な特定の状況をあらかじめ想定したものではなく、安保理において、個別具体的な状況に基づき採られるものであると承知している。

四について

御指摘の「思いつきを語っている」及びお尋ねの「思いつきではない根拠」の具体的に意味するところが明らかではなく、お尋ねについてお答えすることは困難であるが、いずれにせよ、御指摘の「アジア版NATO」については、例えば、令和六年十月七日の衆議院本会議において、石破内閣総理大臣が「アジア版NATOを含む日本の安全保障の在り方につきましては、これまで私自身の一国会議員としての考えを累次述べてまいりましたが、一朝一夕で実現するとは当然思っておりません。」と述べているとおりであり、また、アジアにおける安全保障の在り方については、現在、自由民主党において議論が行われていると承知している。

五について

御指摘の「石破総理は、参加国に同盟国である米国の参加を想定しないアジア版NATOの創設を提唱している。」の具体的に意味するところが明らかではないが、いずれにせよ、我が国の安全保障政策については、例えば、令和六年十月七日の衆議院本会議において、石破内閣総

理大臣が「アジア版NATOを含む日本の安全保障の在り方につきましては、これまで私自身の一国会議員としての考えを累次述べてまいりましたが、一朝一夕で実現するとは当然思っておりません。一国の総理大臣として、まずは喫緊の外交、安全保障上の課題に取り組んでいく必要があると考えております。日米同盟の抑止力、対処力を強化するとともに、その強靱性、持続性を高めていくとの観点から、また、同盟国、同志国間のネットワークを有機的、重層的に構築し、抑止力を強化する観点から、検討し対応いたしてまいります。」と述べたとおり、政府として日米同盟を一層強化していく考えである。

六について

四について述べたとおり、御指摘の「アジア版NATO」については、例えば、令和六年十月七日の衆議院本会議において、石破内閣総理大臣が「アジア版NATOを含む日本の安全保障の在り方につきましては、これまで私自身の一国会議員としての考えを累次述べてまいりましたが、一朝一夕で実現するとは当然思っておりません。」と述べているとおりであり、また、アジアにおける安全保障の在り方については、現在、自由民主党において議論が行われていると承知しており、お尋ねについて、予断をもってお答えすることは差し控えたい。

七について

四について述べたとおり、御指摘の「アジア版NATO」については、例えば、令和六年十月七日の衆議院本会議において、石破内閣総理大臣が「アジア版NATOを含む日本の安全保障の在り方につきましては、これまで私自身

の一国会議員としての考えを累次述べてまいりました」と述べているとおりであるが、政府としては、石破内閣の安全保障政策について、国会における政府の答弁を始めとする累次の機会に丁寧に説明してきており、「国民の理解促進を阻害することとなっている」との御指摘は当たらない。

令和七年一月二十八日提出
質 問 第 二 五 号

いわゆる「闇バイト」実行犯等の社会復帰に関する質問主意書

提出者 藤原 規眞

いわゆる「闇バイト」実行犯等の社会復帰に関する質問主意書

政府は、二〇二四年十二月十七日、犯罪対策閣僚会議を開き、いわゆる「闇バイト」の主犯格逮捕のために、警察の捜査員が身分を偽って闇バイトに応募する「仮装身分捜査」を早期に実施することを明言した。その他、与党は同月十日、SNS等を利用した犯罪の捜査における隘路への対策、いわゆる「闇バイト」等募集情報への対策及び防犯体制・広報啓発の強化などの施策の緊急提言を行っている。

闇バイトの実行役として二〇二三年に逮捕された者は、少年が四百三十一人であり、総検挙人員の十七・六%を占める。その他、二十代から三十代の若者で全体の約八割を占めている。彼らの中には主眼的に特殊詐欺や強盗などの強行犯罪を選択したわけではなく、闇バイトの指示役等反社会的勢力に脅されて、本人の意思に反して実行行為に至ったケースが散見される。

しかしながら、闇バイト実行犯の厳罰化の結果、初犯でも前科がつくことに加え、インターネット上のいわゆる「デジタルタトゥー」により預貯金口座開設をはじめとする各種契約ができない、希望職種に就職できないなどの社会的に排除される状態が生じていると考える。これは、政府が提唱する「誰一人取り残さない社会」という取組と矛盾する結果を生じさせていると考える。

本人の意思に反して実行行為に至った闇バイト実行犯等の社会的排除を看過すれば、排除された者が再犯に至り、新たな被害者を生み出すことで、日本社会の体感治安の悪化や再犯者率の高止まりが懸念される。とりわけ、「仮装身分捜査」により、末端従事者の青少年検挙率が高くなるであろうことを考えると、闇バイトに従事して逮捕された者の処遇は喫緊の課題であるといえる。

そこで、以下質問する。

一 闇バイト実行犯等の犯罪関与における主体性について

本人の意思に反して闇バイトに加わった青少年は加害者であるが、一部の者は被害者の側面も併せ持つていると考える。そこで、闇バイト実行犯として逮捕・起訴された者のうち、主体的に犯罪に従事した者と、本人の意思に反して犯罪に従事した者の割合及び闇バイト実行犯等の社会的背景等の特性につき、政府として何らかの質的・量的調査・分析を行ったことがあるか。行っていない場合は、今後、そうした調査・分析を、政府として行うことを検討するか伺いたい。

二 闇バイト実行犯等の厳罰化と社会的排除について

1 闇バイトにおける強行犯以外の特殊詐欺等

犯罪従事者の逮捕・起訴率につき、政府は認識しているか。

2 逮捕・起訴された闇バイト実行犯が、刑期を終え社会復帰するにあたり、インターネット上のデジタルタトゥーが障がいになっている事実を、政府として認識しているか。認識しているとしたら、その対応策などは検討されているか明らかにされたい。

3 闇バイト実行犯等の経験者は、預貯金口座開設を謝絶されることがある。この点を考慮し、二〇二四年四月一日には、法務省と金融庁が連携して、協力雇用主の下で就労し、社会復帰を目指して努力している保護観察対象者について、前歴だけではなく現在の状況も踏まえた判断がなされるよう金融庁監督局を通じて要請文を发出している。金融庁からも、同年二十六日、各業界団体に対し「保護観察対象者等の口座開設支援について」と題された周知依頼がなされている。

この周知依頼以降、本質問までの預貯金口座開設支援の成果、すなわち、何人が協力雇用主の下で就労し、口座が開設されたか、可能な限り明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質二一七第二五号

令和七年二月七日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 林 芳正

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員藤原規真君提出いわゆる「闇バイト」実行犯等の社会復帰に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員藤原規真君提出いわゆる「闇バイト」実行犯等の社会復帰に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「闇バイト実行犯として逮捕・起訴された者のうち、主体的に犯罪に従事した者と、本人の意思に反して犯罪に従事した者の割合及び闇バイト実行犯等の社会的背景等の特性につき、政府として何らかの質的・量的調査・分析を行ったことはなく、また、現時点においては、調査及び分析を行うことを検討する予定はないが、例えば、令和六年版警察白書においては、「令和五年中に特殊詐欺の「受け子」等として検挙した被疑者のうち四十一・八パーセントが、「受け子」等になった経緯として「SNSから応募した」旨を供述するなどしている。」としているところである。

二の1について

御指摘の「闇バイトにおける強行犯以外の特殊詐欺等犯罪従事者」の具体的に意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

二の2について

御指摘の「デジタルタトゥー」及びこれが「障がいになっている事実」の具体的に意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難であるが、インターネット上の特定の者の前科又は前歴に関する情報がその者の権利を不当に制約し、又はその者の改善更生を阻害することはあつてはならないと認識している。

二の3について

お尋ねの「預貯金口座開設支援の成果、すな

わち、何人が協力雇用主の下で就労し、口座が開設されたか」の意味するところが必ずしも明らかではないが、保護観察所においては、保護観察対象者又は更生緊急保護の対象者に対する社会復帰支援として、金融機関での預貯金口座の開設に向けた支援を行っているところ、政府としては、令和七年一月二十八日時点までに、当該支援を受けて預貯金口座の開設に至った事例があるとは承知していない。

令和七年一月二十八日提出
質問 第二一六号

ふるさと納税制度の見直しに関する質問主意書

提出者 松原 仁

ふるさと納税制度は、個人が応援したい自治体に寄付を行うことで、住民税などの税負担を軽減する仕組みとして、平成二十年に開始された。しかし、令和五年度の寄付総額は一・一兆円に達する中で、返礼品競争や仲介サイトによる過剰な宣伝が横行するなど、制度が抱える根本的な問題が顕在化している。

制度の本旨は、寄付によって地域社会の発展に寄与することであるが、返礼品を目的とする寄付の広がりや仲介サイトの競争により、税収の偏在や社会的な公正を損なう結果を招いている。この点において、ふるさと納税制度は当初の理念から大きく逸脱していると考ええる。

政府は仲介サイトによるポイント還元を禁止する方針を示しているが、これは部分的な対策に過ぎず、制度全体の抜本的な見直しが急務であると考ええる。

そこで、次のとおり質問する。

一 税収流出の実態について

1 ふるさと納税による寄付額の約半分が返礼品調達や事務経費、仲介業者手数料に費やされているとされるが、これに伴う税収流出の総額について、政府は正確に分析しているか。

2 国は、ふるさと納税による税収が減少した地方自治体に対して補填を行っているか。また、行っている場合、直近三年間の補填の総額とその内訳をそれぞれ明らかにされた上で、最終的に国民にどのように還元または負担されていると考えるか、政府の見解は如何。

二 返礼品競争の影響について

自治体間の返礼品競争が税収の偏在をもたらしていることについて、政府としての見解は如何。

三 仲介サイトに対する規制について

1 政府が仲介サイトによるポイント還元の禁止を打ち出した背景と、その規制の具体的な施行方法をそれぞれ示されたい。

2 仲介サイトによるポイント還元の禁止は、部分的な対策に過ぎず、地方自治体から仲介業者への手数料を禁止するなど、少なくともふるさと納税が、仕入額を除き、寄付額全額が寄付を受けた地方自治体が活用できる制度へと抜本的に改められるべきと考えるが、政府見解は如何。

3 仲介サイトの中には外国法人の日本支社も含まれ、納税者に関する個人情報海外への流出が懸念されるが、政府としての見解は如何。

右質問する。

内閣衆質二一七第二六号

令和七年二月七日

内閣総理大臣臨時代理 林 芳正
国務大臣 額賀福志郎殿

衆議院議員松原仁君提出ふるさと納税制度の見直しに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員松原仁君提出ふるさと納税制度の見直しに関する質問に対する答弁書

一の1について

お尋ねの「税収流出の総額」及び「分析」の意味するところが必ずしも明らかではないが、令和六年八月二日に総務省が公表した「ふるさと納税に関する現況調査結果（令和六年度実施）」において、「ふるさと納税の募集に要した費用（全団体合計額）」は約五千四百二十九億円とされている。

一の2について

お尋ねの「直近三年間の補填の総額とその内訳」については、令和五年三月二十三日の参議院総務委員会において、政府参考人が「ふるさと納税制度に伴う寄附金の税額控除による個人住民税の減収は、地方税に規定するほかの寄附金控除と合わせて個人住民税の収入見込額から控除されることとしておりますので、お尋ねのふるさと納税に係る分だけを取り出してお示しすることは困難でございます。」と答弁しているとおりであります。

その余のお尋ねについては、お尋ねの「国民にどのように還元または負担されていると考えるか」の意味するところが必ずしも明らかではないが、令和五年二月十四日の衆議院総務委員

会において、松本総務大臣（当時）が「地方交付税の算定においては、地方税法の特例措置の規定に基づくふるさと納税制度により生じる寄附金の税額控除による個人住民税の減収は、個人住民税の収入見込額から控除することとしておりまして、その結果、減収分の七十五パーセントが基準財政収入額に反映をされる」と答弁しているとおりであります。

二及び三の2について

御指摘の「税収の偏在」の意味するところが必ずしも明らかではないが、お尋ねについては、令和六年十二月十九日の参議院総務委員会において、村上総務大臣が「いわゆる返礼品競争や税収減が大きくなっていることを背景として、ふるさと納税制度の見直しを求める御意見があることも十分承知しております。ふるさと納税は、ふるさとやお世話になった自治体への感謝の気持ちを伝え、税の使い道を自分の意思で決めることを可能とするものとして創設された制度であります。これまで、過度な返礼品競争などを背景に、対象となる自治体が国が指定する制度を導入し、自治体が提供する返礼品については返礼割合を三割以下かつ地場産品に限ると、ふるさと納税の募集に要する費用を寄附金総額の五割以下とするなど適正な募集を行うことといった基準を定めるなど、適時適切に基準の見直しや明確化等を行ってきたところであります。・・・様々な御指摘がありますが、今後とも、自治体の御理解をいただきながら、ふるさと納税制度が本来の趣旨に沿って適正に運用されるように取り組んでまいりたいと考えております。」と答弁しているとおりであります。

三の1について

お尋ねの「背景」については、令和六年七月二日の閣議後記者会見において、松本総務大臣（当時）が「ポイントについては、様々な経済活動、生活においても大変ウエートが大きくなっていると思いますが、私どもからみますと、やはりポイント付与による競争は過熱してきているのではないかと考えています。」と述べているとおりであります。御指摘の「ふるさと納税制度」の適正な運用を確保する観点から、御指摘の「仲介サイトによるポイント還元禁止」を行うこととしたところである。

また、お尋ねの「その規制の具体的な施行方法」については、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項の規定に基づいて定められた特例控除対象寄附金の対象となる都道府県等の指定に係る基準等を定める件（平成三十一年総務省告示第百七十九号）第二条において、都道府県等（都道府県、市町村又は特別区をいう。以下同じ。）は、「第一号寄附金の寄附に伴って寄附者に対し金銭その他の経済的利益（第一号寄附金に係る決済に伴って提供されるものであって、通常の商取引に係る決済に伴って提供されるものに相当するものを除く。）を提供する者（第三者を通じて提供する者を含む。）を通じて募集を行ってはならない旨を規定したところであり、都道府県等に対してこの旨を周知している。

三の3について

お尋ねについては、総務省としては、個人情報報を適切に取り扱う観点から、「ふるさと納税に係る指定制度の運用について」令和六年六月二十八日付け総務市第六十七号総務省自治税務

局市町村税課長通知）において、「寄附を受けた地方団体は、ふるさと納税に係る申告特例通知書において、本人のマイナンバーが正しく記載されていることを複層的に確認する等マイナンバーの適切な取扱いを含め、寄附者の個人情報等を厳格に管理すること。特に、返礼品等の提供に関し外部委託等を行う際には、外部委託等に伴う個人情報漏えい防止対策を徹底すること」を都道府県等に対して助言してきているところである。

令和七年一月二十八日提出
質問 第二一七号

医師の研修義務および美容医療の急拡大による消費者への影響に関する質問主意書

提出者 松原 仁

医師の研修義務および美容医療の急拡大による消費者への影響に関する質問主意書
近年、医師国家試験に合格した医師志望者が研修期間を十分に経ることなく、美容医療に流入する傾向が指摘されている。この現象は、医療の質の低下や術後の医療トラブルの増加につながり、さらに救急医療や公的医療保険等の社会資源の利用にも影響を与えることが懸念される。

特に美容医療では高収入が期待できることから、これが医師の偏在や研修不足の一因ともなっている可能性があると考ええる。

また、昨今の報道によれば、美容医療における医療トラブルが増加しており、特に緊急医療体制への負担が指摘されている。さらに、美容医療において、適切な研修を経ない医師による手術が原因とされる深刻な医療事故が増加しており、患者への影響が深刻化している。美容医療で被害

を受けたと感じた患者が、被害を申告しにくいという特性がある美容医療で、このような報道が多くなされているということは、報道以上に実態は深刻であると考ええる。

さらに、美容医療業界における広告活動が過剰であり、これが患者の不適切な期待や需要を助長しているとの指摘もある。また、美容医療を含む医療全般で、患者が手術前に同意書に署名を求められることから、患者が実際に被害を受けたと感じても、被害回復を訴え出にくい面がある。このような背景を考慮し、適切な医療提供体制を確保するための対応が急務であると考ええる。

そこで、次のとおり質問する。

一 医師免許取得後の医師臨床研修の現状について、昨年度の修了率および未修了者の人数を可能な限り明らかにしたい。

二 医師臨床研修が医療の質向上に果たす役割について、政府の見解を明らかにしたい。

三 政府が把握している最新の国家試験合格後に美容医療に従事している医師の人数および割合を可能な限り示したい。

四 三を踏まえ、政府として、医師の偏在が存在すると考えているか、政府の見解を明らかにしたい。

五 国家試験合格後、医師臨床研修を経ずに美容医療を志す背景には、報酬を含めた研修医の待遇の問題が存在すると考えられるが、保険医療に対する診療報酬の見直しについての政府の見解如何。

六 研修期間を十分に経ることなく、医療経験十分な医師が行う手術に関し、患者による事前の同意書の提出がなされていたとしても、同意内容如何では公序良俗に反し無効とされる部分

も出てくると考える。患者が医師へ提出する同意書は、医師の責任追及に対する阻害要因となるものであるから、患者が不合理な不利益を甘受することがないよう、政府主導で指針等の作成を検討すべきと考えるが、政府の見解を明らかにしたい。

右質問する。

内閣衆質二一七第二七号

令和七年二月七日

内閣総理大臣臨時代理 林 芳正
国 務 大 臣

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員松原仁君提出医師の研修義務および美容医療の急拡大による消費者への影響に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員松原仁君提出医師の研修義務および美容医療の急拡大による消費者への影響に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「修了率および未修了者の人数」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、例えば、厚生労働省において医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)第十六条の二第一項に規定する臨床研修(以下「医師臨床研修」という。)の実施状況を把握するために毎年度行っている調査によると、同項に規定する都道府県知事の指定する病院における臨床研修医の在籍状況について、一年次、二年次及び未修了者(二年間の研修期間の終了時において医師臨床研修を修了したと認められていない者をいう。)の人数は、令和五年四月一日時点で、それぞれ、九千三百八十八人、九千六百六十五人及び百

三十二人であり、また、令和六年四月一日時点で、それぞれ、九千四百六十人、九千三百六十四人及び百十七人である。

二について

お尋ねについては、医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令(平成十四年厚生労働省令第五十八号)第二条において、医師臨床研修の基本理念として、「臨床研修は、医師が、医師としての人格をかん養し、将来専門とする分野にかかわらず、医学及び医療の果たすべき社会的役割を認識しつつ、一般的な診療において頻繁に関わる負傷又は疾病に適切に対応できるよう、基本的な診療能力を身に付けることのできるものでなければならぬ。」と規定しているところであり、医師臨床研修の実施により、御指摘の「医療の質向上」が図られているものと考えている。

三について

お尋ねの「最新の国家試験合格後に美容医療に従事している医師の人数および割合」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、例えば、「令和四(二千二十二)年医師・歯科医師・薬剤師統計の概況」の「表四 主たる診療科別にみた医療施設に従事する医師数及び平均年齢」によると、令和四年十二月三十一日現在、「美容外科」を主たる診療科とする「医療施設に従事する医師数」は「千二百四十七」人であり、これの医師数全体に占める「構成割合」は「〇・四」パーセントとなっている。

四について

お尋ねの「三を踏まえ、政府として、医師の偏在が存在すると考えているか」の意味するところが必ずしも明らかではないが、美容医療に関するお尋ねの「医師の偏在」については、厚生

労働省医政局長が参集を求めて開催していた、美容医療や医事関係の法制度等に関する専門的知見を有する有識者により構成される「美容医療の適切な実施に関する検討会」が令和六年十一月に取りまとめた報告書(以下「検討会報告書」という。)において、「医師の偏在は正の観点から臨床研修修了直後であるなど若手の医師が美容医療の領域に流れていること等の諸課題について指摘されたところ、かかる問題については、本検討会の議論の対象ではないものの、引き続き、厚生労働省において別途必要な検討をしていく必要がある」とされているところであり、同省において、引き続き、美容医療の実態等を把握することとしている。

五について

医師法第十六条の二第一項において、「診療に従事しようとする医師は、二年以上、都道府県知事の指定する病院又は外国の病院で厚生労働大臣の指定するものにおいて、臨床研修を受けなければならない。」と規定しているところ、御指摘のように「国家試験合格後、医師臨床研修を経ずに美容医療を志す」ことは、一般に想定されないと考えている。その上で、御指摘の「報酬を含めた研修医の待遇の問題」に関し、「保険医療に対する診療報酬の見直し」については、令和六年度診療報酬改定において、四十歳未満の臨床研修医を含む勤務医師等の処遇を改善するため、初診料、再診料及び入院基本料等の引上げ等の措置を講じたところであり、引き続き、賃金の動向や当該改定による影響等を踏まえ、適切に検討してまいりたい。

六について

御指摘の「指針等の作成を検討」の意味すると

ころが必ずしも明らかではないが、厚生労働省としては、国民が安心して必要な医療を受けることができるようにすることは重要であると考
えており、検討会報告書において、「関係学会によるガイドラインの策定」として「治療内容及び質の標準化（・・・副作用や後遺症に関するリスクの説明方法、同意の取得方法、再治療や後遺症治療の方法、使用する医薬品、医療機器に関する事項等）」、「診療に関する記録として残しておくべき事項やその記載方法（患者の要望、医師による提案内容、治療のリスクも含む説明内容、それを受けた患者の同意内容、実施した検査や手術・投薬等の内容・結果等の事項を含む）」、「有害事象発生時の対応（アフターケアの内容、紹介先医療機関との事前の合意・連携、（侵襲性の特に高い治療を行う場合について）急変時の体制の構築」等の「内容を盛り込んだガイドラインを策定すべき」とされており、現在、関係学会等において具体的な内容等について検討中であり、同省においては、これらの成果を周知することとしている。

令和七年一月二十八日提出
質 問 第 二 八 号

海底ケーブルの防護に関する質問主意書

提出者 松原 仁

海底ケーブルの防護に関する質問主意書

自由主義 民主主義、法の支配など、わが国と基本的価値観を共有する国々の間で、現在、破壊工作の可能性が指摘される海底ケーブルの損傷が、大きな問題となっている。昨年十一月、バルト海のスウェーデン王国領海において、中華人民

共和国（中国）籍の貨物船が航行した後、海底通信ケーブルが損傷した件で、スウェーデン王国は、中国に対して、捜査協力を要請した。報道によれば、中国籍貨物船は錨を海底に下ろして長距離引きずっており、捜査関係者は故意に海底通信ケーブルを損傷させたとみているとのことである。ドイツ連邦のボリス・ピストリウス国防大臣は、同月十九日、本件について、「破壊工作と想定せざるを得ない」と述べた。また、昨年十二月、バルト海において、ロシア連邦産原油を輸送していたタンカーが錨を海底に下ろして長距離引きずった後、海底電力ケーブル及び海底通信ケーブルが損傷していたことが確認された。さらに、今月初め、中華民国（台湾）北部海域において、海底通信ケーブルが損傷した件で、台湾海巡署は、香港籍企業が所有し乗組員七人全員が中国人の貨物船が損傷させた疑いがあるとして、同船の次の寄港地の大韓民国に、捜査協力を要請した。

ニューズウィーク英語電子版は、今月十日、中国国家海洋局（当時）の工学者チームが、平成二十一年、錨型の「海洋曳航型切断装置」の特許を申請し、また、中国浙江省の麗水学院（大学）の工学者チームが、令和二年、改良型の「牽引型海底ケーブル切断装置」の特許を申請していたと報じた。記事には、国家海洋局チームが申請書に添付した錨型切断装置の図及び、麗水学院チームが添付した船で海底の錨型切断装置を牽引する図が引用されている。
それらを踏まえて、以下お尋ねする。
一 インターネット、国際電話等の我が国の国際通信は、現在九十九パーセントが海底ケーブルを経由して行われている。海底ケーブルを防護することの重要性について、政府の見解如何。

二 バルト海及び台湾周辺海域で、海底ケーブルの損傷が相次いでいることについて、政府の見解如何。

三 中国国家海洋局及び麗水学院が特許申請を行ったとされる錨型の海底ケーブル切断装置について、政府の知るところを明らかにされた

内閣衆質二一七第二八号
令和七年二月七日
内閣総理大臣臨時代理 林 芳正
国 務 大 臣
衆議院議長 額賀福志郎殿
衆議院議員松原仁君提出海底ケーブルの防護に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。
〔別紙〕

四 海底電信線保護万国連合条約罰則（大正五年法律第二十号）第一条は、「海底電信線保護万国連合条約二依ル海底電信線ヲ損壊シテ通信ヲ障碍シ又ハ障碍スヘキ危険ヲ生セシメタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ五十万円以下ノ罰金ニ処ス」と定め、有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）第十三条は、「有線電気通信設備を損壊し、これに物品を接触し、その他有線電気通信設備の機能に障害を与えて有線電気通信を妨害した者は、五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。」と定めるが、近年の海底ケーブルの重要性に鑑みて、五年を上限とする法定刑は軽きに失すると思われるが、政府の見解如何。

衆議院議員松原仁君提出海底ケーブルの防護に関する質問に対する答弁書

五 政府は、日中首脳会談及び日中外相会談において、海底ケーブル防護の重要性について中国側に提起すべきと考えるが、見解如何。

情報通信ネットワークに障害が発生した場合、国民生活や経済活動に甚大な影響を与えるおそれがあることから、お尋ねの「海底ケーブル」を防護することは極めて重要であると考えている。

六 政府は、海底ケーブルの損傷に関わる捜査について、同盟国や同志国との協力を深化させるべきと考えるが、見解如何。

二について
バルト海及び台湾周辺海域でお尋ねの「海底ケーブル」が損傷する事案が発生していることは承知しており、これらの状況も含め、お尋ねの「海底ケーブル」を取り巻く状況について、引き続き注視していく考えである。

七 G7は、海底ケーブル防護に関するG7首脳声明を発出し、海底ケーブルに対する破壊工作を断じて容認せず、実行した国に対しては結束して制裁措置を実施し、厳しい代償を払わせる旨宣言すべきと考えるが、政府の見解如何。

三について
お尋ねの「海底ケーブル切断装置」に関する公開情報は承知しているが、それ以上の詳細については、事柄の性質上、お答えすることは差し控えたい。

四について
海底電信線保護万国連合条約罰則（大正五年法律第二十号）及び有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）における現行の罰則規定は、海底電信線を通じた電気通信の保護及び有線電気通信の安全かつ円滑な運用の保護の必要性のみならず、刑法法規全体における均衡等を

考慮して適切に定められているものと認識している。

五について

お尋ねの「日中首脳会談及び日中外相会談」については現時点で何ら決まっておらず、お尋ねについて予断をもってお答えすることは差し控えたい。

六について

お尋ねの「海底ケーブルの損傷に関わる捜査」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、一般に、捜査に係る国際的な協力の必要がある場合には、国際捜査共助の枠組み等を用い、適切に対応することとなると考える。

七について

今後のG7の議論について、現時点で予断をもってお答えすることは差し控えたいが、一般に、令和六年六月十四日のG7プリア首脳コミュニケにおいて「安全で強靱な海底ケーブルの接続に関する我々の協力を前進させる」とされている等、G7において海底ケーブルの安全性や強靱性の確保に係る連携の重要性を確認しているところである。

令和七年一月二十八日提出
質 問 第二一九号

拉致問題の解決に関する質問主意書

提出者 松原 仁

拉致問題の解決に関する質問主意書

昨年十二月九日付で拉致被害者田口八重子さんの御子息である飯塚耕一郎氏が石破総理に嘆願書を提出した。拉致被害者御家族が御高齢となる中で、政府側に何の行動も見えてこないという切羽詰まった心情を訴えておられる。この嘆願書によ

れば、石破総理は就任時の拉致被害者御家族との面談で「これまでの経緯などをもう一度検証、分析して最も有効な手立てを講じていく」と述べたとされる。また、島田洋一衆議院議員が本年一月八日のSNS投稿で「政府拉致対策本部が、首相の耳に被害者家族の率直な（厳しい）声を入れるのではなく、逆に首相の意向に配慮するよう家族会に求めるかのごとき動きが見える」と記している。これについては、飯塚氏の嘆願書が提出されたことにより、北朝鮮による拉致被害者家族連絡会から政権批判が噴出することを抑えるため、拉致問題対策本部が御家族の口止めに乗り出した、との受止めもある。

そこでお尋ねする。

一 飯塚氏の嘆願書について

1 石破内閣は嘆願書についてどのように受け止めているのか。問題解決に向けた石破総理の決意も含めて御教示願いたい。

2 石破総理と拉致被害者御家族との面談から、すでに三か月経過しているが、この「検証・分析」作業は現在どのような状況にあるか。

3 2に関連して、もし「検証・分析」作業が終わっているのであれば、それらを御家族に御説明したのかどうかも含めて、検証結果の内容と石破総理の評価をそれぞれ御教示願いたい。

4 2に関連して「検証・分析」を踏まえた上での「最も有効な手立て」とは何か。特に、石破総理がかねてから主張しておられる「平壤連絡事務所」もその手立てに含まれるのか。

5 嘆願書に、「過日、対策本部関係者から総理や政権などへの批判や要望をとの質問を受け（中略）極めて困惑しました。」とあるが、こ

の「対策本部関係者」とは誰か。また、ここに書いてあるとおり、政権発足直後で批判などしようにもなく、「要望」云々については、御家族が肉親との再会を長年訴え続けてこられたことは日本国中が周知のはずである。この「関係者」はどのような意図でこのような質問を飯塚氏にしたのか。その意図を明らかにされたい。

二 昨年一月の金正恩國務委員長から岸田総理（当時）へのメッセージ、二月の金与正副部長による対日談話と、日朝関係で非常に前向きな兆しが見えていたが、三月になって突如、金与正氏が日本との交渉を拒否する旨の談話を発表した。この一連の動きについて石破総理はどのように分析または評価しているのか。

三 昨夏、横田めぐみさんの娘である「キム・ウンギョンさん訪日」という案が一部で噂されていたが、こうした構想に対して横田めぐみさんの御家族は当時も現在も明示的に強く反対している。石破総理はこの案についてどのように考えるか。

四 島田衆議院議員のSNS投稿について

1 投稿内容について政府は承知しているのか、またその事実関係如何。

2 こうした話が出てくること自体、政府と御家族との間に信頼関係が成り立っていないのではないかと危惧される。拉致被害者の全員救出と拉致問題の解決については政府と被害者を含めた、いわゆる「オールジャパン体制」での取組が重要であると考えているが、これについて政府の見解如何。

右質問する。

内閣衆質二一七第二九号
令和七年二月七日

内閣総理大臣臨時代理 林 芳正
国 務 大 臣

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員松原仁君提出拉致問題の解決に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員松原仁君提出拉致問題の解決に関する質問に対する答弁書

一の1について

御指摘の「嘆願書」については真摯に受け止めているところであり、政府としては、第二百十七回国会における石破内閣総理大臣施政方針演説における「拉致問題は、単なる誘拐事件ではなく、その本質は国家主権の侵害であります。拉致被害者や御家族が御高齢となる中で、時間的制約のある、ひとときもゆるがせにできない人道問題であり、政権の最重要課題であります。日朝平壤宣言の原点に立ち返り、すべての拉致被害者の一日も早い御帰国、北朝鮮との諸問題の解決に向け、断固たる決意の下、総力を挙げて取り組んでまいります。」との決意の下、拉致問題の全面解決に向けて、拉致被害者としての認定の有無にかかわらず、全ての拉致被害者の安全確保及び即時帰国のために全力を尽くし、また、拉致に関する真相究明及び拉致実行犯の引渡しを引き続き追求していく考えである。

一の2から4までについて

政府としては、拉致問題の全面解決に向けて、不断の検討を行っているところであるが、御指摘の「検証・分析」や「最も有効な手立て」も含め、その具体的な内容や状況等については、

今後の対応に支障を来すおそれがあることから、お答えを差し控えたい。

一の5について

内閣官房拉致問題対策本部事務局と拉致被害者の御家族との間では、平素から様々な機会を通じて、緊密なやり取りを行っているところであるが、その個別のやり取り等の詳細については、今後の対応に支障を来すおそれがあることから、お答えを差し控えたい。

二について

お尋ねについては、今後の対応に支障を来すおそれがあることから、お答えすることは差し控えたい。いずれにせよ、北朝鮮との関係に関する我が国の方針は、日朝平壤宣言に基づき、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決し、不幸な過去を清算して、日朝国交正常化を実現する、というものであることに変わりはない。

三について

御指摘の「キム・ウンギョンさん訪日」という案について承知しておらず、そのような出所不明の情報を前提としたお尋ねについて、政府としてお答えすることは差し控えたい。

四について

御指摘の「投稿内容」については承知している。内閣官房拉致問題対策本部事務局と拉致被害者の御家族との間では、平素から様々な機会を通じて、緊密なやり取りを行っているところであるが、その個別のやり取りの詳細については、これに関する政府内の報告等を含め、今後の対応に支障を来すおそれがあることから、お答えを差し控えたい。その上で、政府としては、拉致被害者の御家族等へのきめ細やかな対応を行ういつつ、関係府省・関係機関が緊密に連

携を図りながら、拉致問題の解決に向け全力を尽くしているところである。

令和七年一月二十九日提出
質 問 第 三 〇 号

コンテンツ産業における製作委員会形式に関する質問主意書

提出者 杉村 慎治

コンテンツ産業における製作委員会形式に関する質問主意書

現在、日本のコンテンツ産業におけるアニメーターの低賃金、過度な長期労働、不公正な請負関係が国際的に問題視されており、国際連合からはこれを人権侵害と指摘する声も上がっている。また、この点については衆議院外務委員会においても議論が行われ、問題の深刻さが指摘されている。低賃金の原因の一つとして、アニメや映画などの制作において用いられる「製作委員会形式」の存在が挙げられる。この形式は、テレビ局や出版社など複数の企業が共同で製作委員会を組織し、コンテンツの制作や展開を行うものである。しかし、その法的な定義や基盤が曖昧であるため、クリエイターが連携して賃上げを求めることが難しく、さらに著作権やインセンティブを実質的に放棄させられる場合がある。この状況を踏まえ、以下について政府の見解を求める。

一 製作委員会の法的定義
政府は、製作委員会についてどのような法的定義を行っているか。

二 税務上の位置付け
製作委員会は、納税義務者となり得るのか。また、現時点で当該委員会が納税者となった実績はあるか。

三 会計監査の対象

資本金が五億円以上の企業には会計監査が義務付けられているが、五億円以上の資金を運用する製作委員会は、会計監査を受けるべき主体とされているのか。されていないのであれば、監査が義務付けられていない理由について説明を求める。

四 解散後の権利帰属

製作委員会は通常、コンテンツの展開終了後に解散する。この場合、解散した製作委員会が所有していた権利や収益の帰属先について、政府としてどのように認識しているか。

五 諸外国との比較

諸外国において、日本の製作委員会形式に類似する制度や仕組みは存在するのか。政府として把握されているところを明らかにされたい。存在する場合、その運用状況や法的基盤について調査した事例はあるのか。

内閣衆質二一七第三〇号

令和七年二月七日

内閣総理大臣臨時代理 林 芳正
国 務 大 臣 林 芳正

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員杉村慎治君提出コンテンツ産業における製作委員会形式に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員杉村慎治君提出コンテンツ産業における製作委員会形式に関する質問に対する答弁書

一について
お尋ねのいわゆる「製作委員会」については、

その形態が多様であり、政府として、法的な定義は行っていない。

二について

お尋ねの「納税義務者」となる具体的な税目が定かではないが、一について述べたとおり、お尋ねのいわゆる「製作委員会」の形態が多様であり、例えば、法人税の納税義務者となり得るか否かについては、法人格の有無、法人格が無い場合には構成員が締結する契約やその活動の実態等、個別具体の事実関係に即して判断されることから、一概にお答えすることは困難である。また、お尋ねのいわゆる「製作委員会」の具体的に意味するところが明らかではなく、「実績はあるか」についてお答えすることは困難である。

三について

一について述べたとおり、お尋ねのいわゆる「製作委員会」の形態が多様であり、お尋ねについて一概にお答えすることは困難であるが、会社法(平成十七年法律第八十六号)第二条第六号に規定する大会社に該当しないお尋ねの「五億円以上の資金を運用する製作委員会」については、同法第三百二十八条第一項に規定する監査役会及び会計監査人の設置並びに同条第二項に規定する会計監査人の設置は義務付けられていない。

四について

一について述べたとおり、お尋ねのいわゆる「製作委員会」の形態が多様であるところ、解散したいわゆる「製作委員会」の「権利や収益」については、それぞれのいわゆる「製作委員会」の当事者により個別事案に応じて契約や法令等に従って分配等されるものと認識している。

五について

一について述べたとおり、お尋ねのいわゆる「製作委員会」の形態が多様であり、「類似する制度や仕組みは存在するか」とのお尋ね及び「存在する場合」を前提とするお尋ねについてお答えすることは困難である。

令和七年一月二十九日提出
質 問 第三一 号

コンテンツ産業におけるマンガ・アニメ・ゲームの一括推進に関する質問主意書

提出者 杉村 慎治

コンテンツ産業におけるマンガ・アニメ・ゲームの一括推進に関する質問主意書

我が国のマンガ・アニメ・ゲーム産業は、いずれも高い国際的評価を受けるとともに、政府が日本の基幹産業の一つとして位置付ける「コンテンツ産業」を支える重要な柱である。これら三分野は相互に関連性が深く、特にマンガ原作を基にしたアニメやゲーム作品の制作が行われるケースが多い。政府も「クールジャパン戦略」の下、これらをセットとして捉え、一括して推進する方針をとっているものと認識している。

しかしながら、マンガとアニメ、マンガとゲームといった異なる分野間には、必ずしも利害が一致しない状況が存在する。例えば、作品の著作権を持つ出版業界（マンガ業界）と、映像化やゲーム化を担うアニメ・ゲーム業界の間では、利益配分や制作方針を巡って対立が生じることもあり得る。また、各業界におけるクリエイターや労働者の待遇、制作環境も異なるため、同一の施策で対

応することが適切でない場合も考えられる。

そのため、政府がこれら三分野を一括して扱い続けることが果たして最善の方法であるか、改めて検討する必要があると考える。

本来、各分野の特性や課題を個別に評価し、それぞれに適した施策を講じることが、業界全体の発展と相互利益の調整につながるのではないかと考える。

よって、以下の点について政府の見解を質したい。

一 利益相反の認識について

1 マンガ業界とアニメ業界、マンガ業界とゲーム業界の間に、利益相反や対立構造が生じる可能性について、政府はどのように認識しているか。

2 利益相反が存在する場合、それを調整するための方策を政府は講じているか。また、今後の方針について示されたか。

3 一括推進ではなく、個別の分野に応じた施策を講じる必要性について、政府の見解を示されたか。

二 クールジャパン戦略について

1 現行のクールジャパン戦略において、マンガ・アニメ・ゲーム産業をセットで扱うことのメリットとデメリットについて、政府はそれぞれどのように認識しているのか。

2 各業界の相違点を考慮し、個別の分野に応じた施策を講じる必要があると考えるが、同戦略の運用を見直す可能性について、政府の方針を明らかにされたい。

内閣衆質二一七第三二号

令和七年二月七日

内閣総理大臣臨時代理 林 芳正
国 務 大 臣 額賀福志郎殿

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員杉村慎治君提出コンテンツ産業におけるマンガ・アニメ・ゲームの一括推進に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員杉村慎治君提出コンテンツ産業におけるマンガ・アニメ・ゲームの一括推進に関する質問に対する答弁書

一の1及び2について

お尋ねの「利益相反や対立構造」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘のように「利益配分や制作方針を巡って対立」が生じ得るものと認識しているところ、お尋ねの「利益相反が存在する場合、それを調整するための方策」については、民間企業間の契約に係る紛争であり、当事者間で解決されるべき事柄であると考えている。

一の3及び二について

お尋ねの「一括推進」及び「セットで扱うこと」の意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、「新たなクールジャパン戦略（令和六年六月四日知的財産戦略本部決定）を踏まえ、例えば、経済産業省において「エンタメ・クリエイティブ産業政策研究会」を設置するなど、戦略及び運用の双方において、ゲーム、アニメ、マンガ等の分野ごとに課題の分析を行っており、それぞれの政策課題を踏まえ、個別の分野に応じた施策を講じているところである。

令和七年一月二十九日提出
質 問 第三二 号

著作権法第二条第六項に基づく法人の定義と映像作品の製作委員会方式との法的適格性に関する質問主意書

提出者 杉村 慎治

著作権法第二条第六項に基づく法人の定義と映像作品の製作委員会方式との法的適格性に関する質問主意書

著作権法第二条第六項において、「この法律にいう「法人」には、法人格を有しない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含むものとする」と規定されている。この規定は、法人格を有しない団体が著作権法上の「法人」として扱われるためには、代表者又は管理人の定めがあることを条件としている。

我が国におけるアニメや映像作品の制作において採用される製作委員会方式は、複数の企業が集まり、契約に基づいて制作費を分担し、利益配分を行う仕組みであり、一般的に法人格を有しないものである。

製作委員会方式においては、共同製作契約締結時に幹事会社を定め、幹事会社が各出資者を代表することが多いとされる一方で、契約時に幹事会社の定めを設けなかった場合や、各出資者がいわゆる窓口権を分散して持つことで、各出資者がそれぞれの立場で権利や利益を主張し、製作委員会において一貫した代表者や管理人の存在を認めがたい場合があり得るものと考えられる。

製作委員会が著作権法上の法人に該当せず著作権法の保護が及ばない場合があるとするれば、製作委員会方式そのものの在り方として著作権法の趣旨と合致していない可能性があると考ええる。ま

た、この点が不明確なままであると、権利行使や責任の所在において混乱を招くおそれがあると考ええる。

以下この点について政府の見解を求める。

一 製作委員会方式における製作委員会が著作権法上の法人に常に該当するか、該当しない場合があるか、また該当しない場合のその条件についての政府の認識如何。

二 製作委員会が著作権法上の法人に該当しない場合において、製作委員会による著作権の一括保有及び管理等に著作権法の保護が及ばないのか、政府の見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆質二一七第三二号

令和七年二月七日

内閣総理大臣臨時代理 林 芳正
国 務 大 臣 林 芳正

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員杉村慎治君提出著作権法第二条第六項に基づく法人の定義と映像作品の製作委員会方式との法的適格性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員杉村慎治君提出著作権法第二条第六項に基づく法人の定義と映像作品の製作委員会方式との法的適格性に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「製作委員会方式における製作委員会」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、法人格を有しない団体については、著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第二条第六項の「社団又は財団で代表者又は管理

人の定めがあるもの」に該当しない限り、同法上の「法人」に該当しない。

二について

お尋ねの「製作委員会による著作権の一括保有及び管理等に著作権法の保護が及ばないのか」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

令和七年一月二十九日提出
質 問 第 三 三 号

声優を重要無形文化財に指定等する可能性に関する質問主意書

提出者 杉村 慎治

声優を重要無形文化財に指定等する可能性に関する質問主意書

我が国は、文化財保護法において「演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの」を無形文化財と定義している。この定義の下、従来、能楽や歌舞伎、陶芸などの分野が、無形文化財のうち重要なものとして「重要無形文化財」に指定され、これらの分野において顕著な技能を持つ者が重要無形文化財の保持者(いわゆる「人間国宝」として認定されてきた。

また、令和三年の文化財保護法の改正により、重要無形文化財以外の無形文化財について文化財登録原簿に登録する、登録無形文化財制度が整備されている。

近年、アニメやゲームといった「クールジャパン」分野が国内外で高く評価されており、これらの分野において重要な役割を担う声優もまた、我が国の文化的所産の一部として認識されている。

声優は、演技力や表現力を駆使して作品の質を高め、その成果は日本の文化の海外発信にも大きく寄与していることから、歴史上、芸術上の価値を有する職能であると考えられる。

声優について、分野として重要無形文化財に指定するとともに顕著な技能を持つ者を人間国宝に認定すること、又は登録無形文化財とすること(以下「声優の無形文化財に関する指定登録等」という。)は、日本の文化産業における人材の社会的地位を向上させるだけでなく、我が国の文化的価値の再評価と発展にも資するものであると考ええる。この点について、政府の認識と今後の方針を以下のとおり質問する。

一 現行の「演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの」という無形文化財の定義に基づき、声優の無形文化財に関する指定登録等を行うことは法律上可能であると政府は考えるか。

二 声優が担う役割やその技能について、我が国の文化的所産としての価値を政府はどのように評価しているのか。

三 声優の無形文化財に関する指定登録等を行った場合、日本の文化産業や国際的評価にどのような影響を与えると政府は考えるか。

四 声優の無形文化財に関する指定登録等を行う場合、どのような基準や手続が必要であると政府は考えるか。

五 新たな分野を対象に加えることによる制度運用上の課題とその解決策について、政府の見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆質二一七第三三号
令和七年二月七日

内閣総理大臣臨時代理 林 芳正
国 務 大 臣 林 芳正

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員杉村慎治君提出声優を重要無形文化財に指定等する可能性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員杉村慎治君提出声優を重要無形文化財に指定等する可能性に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの「声優の無形文化財に関する指定登録等」及び「声優が担う役割やその技能について」の「我が国の文化的所産としての価値」の具体的に意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。なお、無形の文化的所産が、文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四号)第二条第一項第二号の「我が国にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの」に該当するか否かは、その歴史上又は芸術上の価値に関する学術的な調査研究の蓄積に基づいて判断されるものである。

三及び四について

お尋ねの「声優の無形文化財に関する指定登録等」の具体的に意味するところが明らかではなく、また、お尋ねについては、仮定の質問であり、お答えすることは困難である。

五について

お尋ねの「新たな分野を対象に加えることによる制度運用上の課題とその解決策」の具体的に意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

令和七年一月二十九日提出
質 問 第 三 四 号

公認心理師による医療現場での心理検査・認知検査の業務独占化に関する質問主意書

提出者 杉村 慎治

公認心理師による医療現場での心理検査・認知検査の業務独占化に関する質問主意書
現行の制度において、医療現場におけるカウンセリング（心理療法）や心理検査（発達、知能、認知、言語）については、資格なしに実施しても法的な問題がない。

この状況は、心理検査や面接業務の質の均一化や向上を妨げ、医療現場における公認心理師の役割が十分に発揮されていない一因となっていると考える。

特に、精神科・心療内科・脳外科・神経内科における心理検査については、専門的な知識と技術を有する者、具体的には公認心理師などによる業務独占化が必要であると考ええる。

さらに、適切な面接（カウンセリング）の実施が保障されることは、国民の心の健康の保持増進に大きく寄与するものと考ええる。

以上の認識を前提に、以下の事項について政府の見解を求める。

一 現行制度における公認心理師の心理検査及び認知検査に関する業務範囲について、政府はどのように認識しているのか。

二 無資格の者がカウンセラーを名乗ることにについて、政府は国民生活にどのようなメリット及びデメリットがあると認識しているか。

三 公認心理師による心理検査の業務独占化がもたらす「国民の心の健康の保持増進」という観点について、政府の見解を示されたい。

四 公認心理師の業務範囲と他職種（例えば言語聴覚士）の業務範囲との関係性を明確化するために、政府はどのような取組を進めているのか。

内閣衆質二一七第三四号

令和七年二月七日

内閣総理大臣臨時代理 林 芳正
国 務 大 臣

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員杉村慎治君提出公認心理師による医療現場での心理検査・認知検査の業務独占化に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員杉村慎治君提出公認心理師による医療現場での心理検査・認知検査の業務独占化に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「心理検査及び認知検査に関する業務範囲」の意味するところが必ずしも明らかではないが、公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号。以下「法」という。）第二条に規定する公認心理師の業務は、同条において、心理学に関する専門的知識及び技術をもって、心理に関する支援を要する者の心理状態を観察し、その結果を分析すること等とされており、御指摘の「心理検査及び認知検査」についても、これらの業務として行われているものである。

二について

お尋ねについて、御指摘の「無資格の者がカウンセラーを名乗ること」については、個別具体の事案ごとに様々な場合があると考えられるため、一概にお答えすることは困難である。

三について

御指摘の「業務独占化」については検討しておらず、また、お尋ねについては仮定の質問であり、お答えすることは困難である。いずれにせよ、法第一条において、「この法律は、公認心理師の資格を定めて、その業務の適正を図り、もって国民の心の健康の保持増進に寄与することを目的とする。」とされており、法の適正な運用に努めてまいりたい。

四について

お尋ねについては、例えば、令和六年度障害者総合福祉推進事業「包括的支援マネジメントにおける多職種連携促進のための調査」を実施し、「公認心理師・・・等の多職種が包括的支援マネジメント（Intensive case management・ICM）において果たすべき役割・・・を明らかにし、・・・多職種・多機関の有機的な連携をより推進及び補助するために必要なツールの開発を行う」等の取組を進めているところである。

一、昨十二日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員西田薫君提出二〇二五年日本国際博覧会における北朝鮮による日本人拉致問題の啓発活動に関する質問に対する答弁書

衆議院議員西田薫君提出尖閣諸島開拓の日百三十周年記念式典に関する質問に対する答弁書

令和七年一月三十一日提出
質 問 第 三 五 号

二〇二五年日本国際博覧会における北朝鮮による日本人拉致問題の啓発活動に関する質問主意書

提出者 西田 薫

二〇二五年日本国際博覧会における北朝鮮による日本人拉致問題の啓発活動に関する質問主意書

二〇〇二年、北朝鮮が拉致を認めて五人の被害者を帰国させて以降、進展が見られないまま、今年で二十三年の月日が経とうとしている。拉致被害者はもちろん、その家族も高齢化している中で、時間的制約のある拉致問題は一刻の猶予も許されない重大な人権問題であり、今こそ、現状を大胆に変えなければならないと考える。政府はすべての拉致被害者が一日も早く帰国できるように、強い意思を持ち、北朝鮮に対して果敢に働きかけるべきであると考ええる。

政府間交渉、外交を重ねることはいうまでもないが、併せて、ありとあらゆる機会を捉え、啓発活動を積極的に続け、国内外に広く周知をはかっていくことも大切であると考ええる。

そこで本年、二〇二五年日本国際博覧会（大阪・関西万博。以下、万博という。）が開催され、世界中から多くの人々が訪れる予定である。この機会を捉え、広く世界の人々に我が国の最重要課題である拉致問題を知ってもらうべきと考ええる。

よって、政府が主導し、北朝鮮にいる拉致被害者を誰一人取り残さないというメッセージを込めた、拉致問題に関する展示ブース等の設置することも大切だと認識している。

これは、拉致被害者の早期帰国を実現するための重要な一歩であり、我が国が国際社会に対して拉致問題の解決に向けた強い決意を示すものであると考える。

併せて、大阪府議会、大阪市議会からも意見書として採択され、国会に提出されている。

よって次のとおり質問する。

一 ありとあらゆる機会を捉え、世界に広く拉致

問題を伝えるべきであり、今年は万博が我が国で開催される好機である。そこで、この万博会場内で拉致問題を扱うブースを常設で設置すべきだと考えるが政府としての見解を問う。

二 万博期間中の八月一日から十二日まででは、「平和と人権」のテーマウィークと位置付けられている。常設がかなわなければ、この期間中だけでも拉致問題を扱うブースを日本館もしくは会場内に設置すべきと考えるが政府としての見解を問う。

三 万博には世界各国から多くの外国人も来日される。政府は、空港やフェリーターミナル等へも働きかけて、拉致問題の啓発活動に関する展示の協力をお願いすべきだと考えるが、政府としての見解を問う。

右質問する。

内閣衆質二一七第三五号

令和七年二月十二日

内閣総理大臣 石破 茂
衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員西田薫君提出二〇二五年日本国際博覧会における北朝鮮による日本人拉致問題の啓発活動に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員西田薫君提出二〇二五年日本国際博覧会における北朝鮮による日本人拉致問題の啓発活動に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

お尋ねの「ブース」の設置及び「展示」の協力依頼について、現時点で具体的な予定はないが、政府としては、広く拉致問題についての関心と

認識を深めるために何が最も効果的かという観点から、有効な方策を不断に検討しつつ、拉致問題に関する啓発の取組を引き続き推進していく考えである。

令和七年一月三十一日提出
質 問 第 三 六 号

尖閣諸島開拓の日百三十年記念式典に関する質問主意書

提出者 西田 薫

尖閣諸島開拓の日百三十年記念式典に関する質問主意書

尖閣諸島は、我が国政府が他国の支配が及んでいないことを確認した上で一八九五年一月十四日、日本領土に編入する閣議決定を行った。明治期には古賀辰四郎氏により開拓も進み、羽毛採取や鯨節製造も盛んであった。

そして本年は百三十年の節目の年を迎える。本年一月十四日、十五日と二日間にあたり、尖閣諸島開拓の日百三十年記念式典が沖縄県石垣市で行われた。野党各党の代表、幹事長が出席していたが、政府からは大臣、副大臣、大臣政務官は誰も出席がなかった。

式典開催日は、与党の幹事長は日中与交流協議会に出席のため訪中していた。尖閣諸島開拓の日式典と同日に開催された日中与交流協議会ではあるが、この日程での企画調整は日中双方どちらの提案だったのかに関心は高まる。

中国側は、あえてこの日程で調整をはかり、式典参加を妨害したのではとの疑問が生じる。逆に日本側が、何故この式典の開催日にしたのかが全く理解できない。

当然ながら全国では毎日、国内各地で様々な式典が開催されている。全てを把握することなど不可能だとは思いますが、国家の三要素を構成する領土に関する式典である。把握していなかったとなると、情報収集に課題があると言わざるを得ないと考える。

よって次のとおり質問する。

一 今回は百三十年という節目の年の開催であったにもかかわらず、何故、政府からは誰も出席しなかったのか。

二 式典開催日に与党の幹事長は訪中し、日中与交流協議会に出席していたが、その成果としては何があったのか。政府として把握するところを示した上で、見解を示されたい。

三 日中与交流協議会が行われた翌日も中国海警局の船舶は、我が国の接続水域まで航行していた。その日は連続五十八日目となり、さらに連続航行を延長し続けている。その中国海警局の行動について我が国政府の見解を求める。

右質問する。

内閣衆質二一七第三六号

令和七年二月十二日

内閣総理大臣 石破 茂
衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員西田薫君提出尖閣諸島開拓の日百三十年記念式典に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員西田薫君提出尖閣諸島開拓の日百三十年記念式典に関する質問に対する答弁書

一について

「尖閣諸島開拓の日」百三十年記念式典については、政府から内閣官房領土・主権対策企画

調整室室長（内閣審議官）が出席した。石垣市が主催する「尖閣諸島開拓の日」に係る式典への政府の出席者については、その都度諸般の情勢を踏まえつつ、適切に判断しているところである。

二について

お尋ねの「見解」の具体的に意味するところが明らかではないが、令和七年一月十三日から同月十五日までにかけて、森山自由民主党幹事長及び西田公明党幹事長を始めとする自由民主党と公明党の議員団が訪中し、お尋ねの「日中与交流協議会」等を実施し、中国側と意見交換を行ったものと承知しているところである。それ以上については、特定の議員の活動に関するものであり、政府としてお答えすることは差し控えたい。

三について

政府としては、お尋ねの「行動」を含め、中国海警局等に所属する船舶による尖閣諸島周辺の接続水域内での航行がほぼ毎日確認されていること等を極めて深刻に考えており、中国海警局等に所属する船舶が我が国の接続水域を航行していることが確認された時点において、中国政府に対して申入れを行っているところである。政府として、引き続き、緊張感を持って尖閣諸島周辺の警戒監視に万全を尽くすとともに、領土、領海、領空を断固として守り抜くとの決意の下、今後とも冷静かつ毅然と対応していく。

